稲城市告示第116号

令和８年第４回稲城市議会定例会を、下記のとおり招集する。

令和８年11月19日

稲城市長　髙　橋　勝　浩

記

1　期日　令和８年11月26日

2　場所　稲城市議会議場

令和８年第４回稲城市議会定例会　議案目録

＜条　　例＞

第７６号議案　稲城市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例

第７７号議案　稲城市会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する条例

第７８号議案　稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第７９号議案　旅費制度の改正に伴う関係条例の整備に関する条例

第８０号議案　稲城市市税条例の一部を改正する条例

第８１号議案　稲城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する認可基準を定める条例の一部を改正する条例

第８２号議案　稲城市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

第８３号議案　稲城市健康プラザ条例の一部を改正する条例

第８４号議案　稲城市公共施設駐車場の管理等に関する条例の一部を改正する条例

第８５号議案　稲城市下水道条例の一部を改正する条例

第８６号議案　稲城市火災予防条例の一部を改正する条例

＜補正予算＞

第８７号議案　令和８年度東京都稲城市一般会計補正予算（第３号）

第８８号議案　令和８年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

第８９号議案　令和８年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）

第９０号議案　令和８年度東京都稲城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

第９１号議案　令和８年度東京都稲城市下水道事業会計補正予算（第１号）

第９２号議案　令和８年度東京都稲城市病院事業会計補正予算（第２号）

＜そ の 他＞

第９３号議案　稲城市道路線の認定について（坂浜における民間宅地開発関係・１路線）

第９４号議案　稲城市道路線の廃止について

第９５号議案　いなぎ発信基地ペアテラスの指定管理者の指定について

第９６号議案　稲城市重症心身障害児（者）等通所施設の指定管理者の指定について

第９７号議案　稲城市発達支援センター分室の指定管理者の指定について

第９８号議案　稲城市健康プラザの指定管理者の指定について

第９９号議案　調停の申立て及び訴えの提起について

第76号議案

稲城市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例

上記の議案を提出する。

令和８年11月26日

提出者　稲城市長　髙　橋　勝　浩

（提案理由）

保育所等に通っていない満３歳未満の子どもを対象に、保護者の就労要件等を問わず、保育所等において適切な遊び及び生活の場を提供するとともに、子育てについての情報の提供等を行う特定乳児等通園支援事業を実施するに当たり、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第54条の３において準用する同法第46条第２項の規定に基づき、稲城市における特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、稲城市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例を制定する必要があるので、本案を提出する。

稲城市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例

目次

第１章　総則（第１条―第３条）
第２章　特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準
　第１節　利用定員に関する基準（第４条）
　第２節　運営に関する基準（第５条―第33条）
第３章　雑則（第34条・第35条）
付則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の３において準用する同法第46条第２項の規定に基づき、稲城市（以下「市」という。）における特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　特定乳児等通園支援　法第30条の20第１項に規定する特定乳児等通園支援をいう。

⑵　特定乳児等通園支援事業者　法第54条の３に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。

⑶　特定乳児等通園支援事業所　特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所をいう。

⑷　乳児等通園支援事業　児童福祉法（昭和22年法律第164号）第６条の３第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。

⑸　支給対象小学校就学前子ども　法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。

⑹　特定教育・保育施設等　法第27条第１項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第１項に規定する特定地域型保育事業者をいう。

⑺　乳児等支援給付認定子ども　法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。

⑻　乳児等支援給付認定保護者　法第30条の15第３項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。

２　前項に掲げるもののほか、この条例で使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（一般原則）

第３条　特定乳児等通園支援事業者は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

３　特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、東京都、市、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

４　特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業所の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第２章　特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第１節　利用定員に関する基準

（利用定員）

第４条　特定乳児等通園支援事業者は、１時間当たりの利用定員（法第54条の２第１項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

２　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもが当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して一月当たりの利用定員を定めるものとする。

第２節　運営に関する基準

（面談）

第５条　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

３　特定乳児等通園支援事業者は、第１項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

第６条　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（あっせん及び要請に対する協力）

第７条　特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の３において準用する法第54条第１項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認）

第８条　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第３項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

（乳児等支援給付認定の申請に係る援助）

第９条　特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第１項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第10条　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第１項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第11条　特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第１項に規定する特定教育・保育及び法第29条第１項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

（特定乳児等通園支援の提供の記録）

第12条　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

（支払）

第13条　特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第５項（法第30条の21第３項において準用する場合を含む。）の規定により市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第３項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

２　特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

３　特定乳児等通園支援事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

⑴　日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用

⑵　特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用

⑶　食事の提供に要する費用

⑷　特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

⑸　前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援事業者の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

４　特定乳児等通園支援事業者は、前３項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

５　特定乳児等通園支援事業者は、第２項及び第３項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第３項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

（乳児等支援給付費の額に係る通知等）

第14条　特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

（特定乳児等通園支援の取扱方針）

第15条　特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

（特定乳児等通園支援に関する評価等）

第16条　特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

（相談及び援助）

第17条　特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握

に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（緊急時等の対応）

第18条　特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知）

第19条　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

（運営規程）

第20条　特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

⑴　特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針

⑵　その提供する特定乳児等通園支援の内容

⑶　職員の職種、員数及び職務の内容

⑷　特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

⑸　第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額

⑹　第４条第１項の規定により定める１時間当たりの利用定員

⑺　特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項

⑻　緊急時等における対応方法

⑼　非常災害対策

⑽　虐待の防止のための措置に関する事項

⑾　その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第21条　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

３　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（利用定員の遵守）

第22条　特定乳児等通園支援事業者は、第４条第１項の規定により定める１時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

（掲示等）

第23条　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

（乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則）

第24条　特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第13条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第25条　特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第１項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（秘密保持等）

第26条　特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

３　特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

（情報の提供等）

第27条　特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

（利益供与等の禁止）

第28条　特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第１号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情解決）

第29条　特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

３　特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

４　特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第１項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

５　特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第30条　特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第31条　特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

⑴　事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

⑵　事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

⑶　事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

２　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

３　特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

４　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

第32条　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

（記録の整備等）

第33条　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

⑴　第15条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画

⑵　第12条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録

⑶　第19条の規定による市町村への通知に係る記録

⑷　第29条第２項に規定する苦情の内容等の記録

⑸　第31条第３項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第３章　雑則

（電磁的記録等）

第34条　特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

２　特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第４項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

⑴　電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア　特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ　特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

⑵　電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3　前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4　特定乳児等通園支援事業者は、第２項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

⑴　第２項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

⑵　ファイルへの記録の方式

5　前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第２項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6　第２項から第５項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第２項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第４項」とあるのは「第６項において準用する第４項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行

う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第３項中「前項各号」とあるのは「第６項において準用する前項各号」と、第４項中「第２項」とあるのは「第６項において準用する第２項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第１号中「第２項各号」とあるのは「第６項において準用する第２項各号」と、第５項中「前項」とあるのは「第６項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第２項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

（委任）

第35条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案概要説明書

議案番号	第76号	担当課	子ども福祉部子育て支援課
件名	稲城市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例		

【概　要】

本案は、保育所等に通っていない満３歳未満の子どもを対象に、保護者の就労要件等を問わず、保育所等において適切な遊び及び生活の場を提供するとともに、子育てについての情報の提供等を行う特定乳児等通園支援事業を実施するに当たり、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第54条の３において準用する同法第46条第２項の規定に基づき、稲城市における特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、稲城市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例を制定するものです。

【内　容】

○　第１条（趣旨）

この条例の趣旨について規定します。

○　第２条（定義）

用語の意義について規定します。

○　第３条（一般原則）

特定乳児等通園支援事業者が遵守すべき一般原則について規定します。

○　第４条（利用定員）

特定乳児等通園支援事業者が定める利用定員に係る基準について規定します。

○　第５条（面談）

特定乳児等通園支援事業者が乳児等支援給付認定保護者と行う面談及び重要事項の説明等について規定します。

○　第６条（正当な理由のない提供拒否の禁止）

特定乳児等通園支援事業者による正当な理由のない提供拒否の禁止について規定します。

○　第７条（あっせん及び要請に対する協力）

市が行う利用のあっせん及び要請に対する特定乳児等通園支援事業者の協力について規定します。

○　第８条（乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認）

特定乳児等通園支援事業者による乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認について規定します。

○　第９条（乳児等支援給付認定の申請に係る援助）

特定乳児等通園支援事業者が行う乳児等支援給付認定の申請に係る援助について規定します。

○　第10条（心身の状況等の把握）

特定乳児等通園支援事業者が乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況等の把握に努めなければならない旨を規定します。

○　第11条（特定教育・保育施設等との連携）

特定乳児等通園支援事業者が特定教育・保育施設等との連携に努めなければならない旨を規定します。

○　第12条（特定乳児等通園支援の提供の記録）

特定乳児等通園支援事業者の特定乳児等通園支援の提供の記録について規定します。

○　第13条（支払）

特定乳児等通園支援事業者が乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の範囲等について規定します。

○　第14条（乳児等支援給付費の額に係る通知等）

特定乳児等通園支援事業者による乳児等支援給付費の額に係る通知等について規定します。

○　第15条（特定乳児等通園支援の取扱方針）

特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の取扱方針について規定します。

○　第16条（特定乳児等通園支援に関する評価等）

特定乳児等通園支援事業者が行う特定乳児等通園支援に関する質の評価等について規定します。

○　第17条（相談及び援助）

特定乳児等通園支援事業者が行う乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談及び援助について規定します。

○　第18条（緊急時等の対応）

特定乳児等通園支援事業所の職員の緊急時等における対応について規定します。

○　第19条（乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知）

乳児等支援給付認定保護者が不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受けたとき等の、特定乳児等通園支援事業者の市町村への通知について規定します。

○　第20条（運営規程）

特定乳児等通園支援事業者が定める運営規程に定めておかなければならない重要事項について規定します。

○　第21条（勤務体制の確保等）

特定乳児等通園支援事業者における職員の勤務体制の確保等に係る基準について規定します。

○　第22条（利用定員の遵守）

特定乳児等通園支援事業者による利用定員の遵守について規定します。

○　第23条（掲示等）

特定乳児等通園支援事業者による運営規程の概要等の掲示及び公表について規定します。

○　第24条（乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則）

特定乳児等通園支援事業所における乳児等支援給付認定子どもの平等な取扱いの原則について規定します。

○　第25条（虐待等の禁止）

特定乳児等通園支援事業所の職員の乳児等支援給付認定子どもへの虐待等の禁止について規定します。

○　第26条（秘密保持等）

特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者の守秘義務等について規定します。

○　第27条（情報の提供等）

特定乳児等通園支援事業者が行う特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供等について規定します。

○　第28条（利益供与等の禁止）

特定乳児等通園支援事業者の利益供与等の禁止について規定します。

○　第29条（苦情解決）

特定乳児等通園支援事業者の苦情解決に係る措置について規定します。

○　第30条（地域との連携等）

特定乳児等通園支援事業者が地域住民等との連携及び交流に努めなければならな

い旨を規定します。

○　第31条（事故発生の防止及び発生時の対応）

特定乳児等通園支援事業者の事故発生の防止及び再発の防止の対応に係る措置について規定します。

○　第32条（会計の区分）

特定乳児等通園支援事業に係る会計の区分について規定します。

○　第33条（記録の整備等）

特定乳児等通園支援事業所に整備すべき記録等について規定します。

○　第34条（電磁的記録等）

特定乳児等通園支援事業者が作成する記録等は、書面に代えて電磁的記録により行うことができる旨を規定します。

○　第35条（委任）

この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める旨を規定します。

【施行期日】

この条例は、公布の日から施行します。

第77号議案

稲城市会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和８年11月26日

提出者　稲城市長　髙橋　勝浩

（提案理由）

東京都人事委員会の勧告の趣旨等に沿い、会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数を改正するため、稲城市会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する条例

稲城市会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例（令和元年稲城市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「100分の91.25」を「100分の113.75」に改める。

第６条第２項中「100分の78.75」を「100分の101.25」に改める。

付　則

（施行期日等）

第１条　この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日から施行する。ただし、第５条第２項及び第６条第２項の改正規定並びに次条の規定は、令和８年12月１日から適用する。

（特例措置）

第２条　令和８年12月に支給する期末手当に係るこの条例による改正後の稲城市会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第５条第２項の規定の適用については、同項中「100分の113.75」とあるのは「100分の96.25」とする。

２　令和８年12月に支給する勤勉手当に係る改正後の条例第６条第２項の規定の適用については、同項中「100分の101.25」とあるのは「100分の83.75」とする。

（給与の内払）

第３条　改正後の条例の規定を適用する場合において、この条例による改正前の稲城市会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例の規定に基づいて令和８年12月１日からこの条例の施行の日の前日までの間に会計年度任用職員に支払われた期末手当及び勤勉手当は、改正後の条例の規定による期末手当及び勤勉手当の内払とみなす。

（委任）

第４条　前２条に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長

が定める。

議案概要説明書

議案番号	第77号	担当課	総務部人事課
件名	稲城市会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する条例		

【概　　要】

本案は、東京都人事委員会の勧告の趣旨等に沿い、会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数を改正するため、稲城市会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例（令和元年稲城市条例第17号）の一部を改正するものです。

【改正内容等】

○　第５条（期末手当）及び付則第２条（特例措置）

期末手当の年間支給月数を一般職の職員の年間支給月数に揃えるため、段階的に引き上げる措置として、期末手当の年間支給月数を0.45月分引き上げるとともに、６月支給分と12月支給分を同じ割合に調整します。この改定により、６月支給分及び12月支給分が共に0.225月分の増となります。

なお、特別給の引上げは、東京都人事委員会の勧告に基づき、令和８年12月に支給する期末手当から実施することとし、同月分の支給月数を0.05月分の増とする特例措置を講じます。

○　第６条（勤勉手当）及び付則第２条（特例措置）

勤勉手当の年間支給月数を一般職の職員の年間支給月数に揃えるため、段階的に引き上げる措置として、勤勉手当の年間支給月数を0.45月分引き上げるとともに、６月支給分と12月支給分を同じ割合に調整します。この改定により、６月支給分及び12月支給分が共に0.225月分の増となります。

なお、特別給の引上げは、東京都人事委員会の勧告に基づき、令和８年12月に支給する勤勉手当から実施することとし、同月分の支給月数を0.05月分の増とする特例措置を講じます。

【施行期日】

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日から施行します。また、付則におい

て、特例措置等について規定します。

第77号議案関係資料

稲城市会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例の新旧対照表

新	旧
（期末手当） 第５条　……（略） ２　期末手当の額は、規則で定める期末手当の基礎額に、６月に支給する場合においては100分の113.75を、12月に支給する場合においては100分の113.75を乗じて得た額に規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 ３・４　……（略） （勤勉手当） 第６条　……（略） ２　勤勉手当の額は、規則で定める勤勉手当の基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の総額は、規則で定める勤勉手当の基礎額に、６月に支給する場合においては100分の101.25を、12月に支給する場合においては100分の101.25を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 ３・４　……（略）	（期末手当） 第５条　……（略） ２　期末手当の額は、規則で定める期末手当の基礎額に、６月に支給する場合においては100分の91.25を、12月に支給する場合においては100分の91.25を乗じて得た額に規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 ３・４　……（略） （勤勉手当） 第６条　……（略） ２　勤勉手当の額は、規則で定める勤勉手当の基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の総額は、規則で定める勤勉手当の基礎額に、６月に支給する場合においては100分の78.75を、12月に支給する場合においては100分の78.75を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 ３・４　……（略）

第78号議案

稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和８年11月26日

提出者　稲城市長　髙橋　勝浩

（提案理由）

東京都人事委員会の勧告の趣旨に沿った給与改定を実施するため、稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

稲城市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年稲城市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第18条第２項の表１中「100分の123.75」を「100分の126.25」に、「100分の103.75」を「100分の106.25」に、「100分の93.75」を「100分の96.25」に改め、同条第３項中「100分の123.75」を「100分の126.25」に、「100分の71.25」を「100分の72.5」に、「100分の103.75」を「100分の106.25」に、「100分の61.25」を「100分の62.5」に、「100分の93.75」を「100分の96.25」に改める。

第19条第２項中「100分の121.25」を「100分の123.75」に、「100分の141.25」を「100分の143.75」に、「100分の151.25」を「100分の153.75」に、「100分の58.75」を「100分の60」に、「100分の68.75」を「100分の70」に改める。

別表第１定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の部１の項から149の項までを次のように改める。

	円	円	円	円	円
1	205,900	262,400	286,300	424,600	542,700
2	206,800	263,500	287,600	427,100	545,400
3	207,800	264,600	288,900	429,400	548,200
4	208,800	265,700	290,200	431,800	550,700
5	209,800	266,800	291,600	434,200	553,300
6	210,900	267,900	292,900	436,500	555,800
7	212,100	269,000	294,200	438,800	558,400
8	213,300	270,100	295,500	441,100	561,100
9	214,500	271,200	296,900	443,500	
10	215,700	272,300	298,200	445,800	
11	216,900	273,400	299,600	448,000	
12	218,300	274,600	301,100	450,200	
13	219,700	275,800	302,600	452,500	

14	221,100	277,000	304,200	454,700	
15	222,600	278,200	305,800	456,800	
16	224,100	279,500	307,400	458,900	
17	225,700	280,900	309,100	460,800	
18	228,000	282,200	311,000	462,600	
19	230,300	283,400	312,800	464,500	
20	232,700	284,700	314,700	466,300	
21	235,100	286,100	316,500	468,000	
22	237,100	287,400	318,400	469,700	
23	239,100	288,700	320,300	471,300	
24	241,100	290,100	322,100	473,100	
25	243,100	291,600	323,900	474,800	
26	245,200	293,100	325,800	476,200	
27	247,300	294,500	327,800	477,300	
28	249,400	296,000	329,600	478,100	
29	251,500	297,600	331,400	478,900	
30	252,700	299,500	333,300	479,700	
31	254,000	301,300	335,200	480,500	
32	255,300	303,200	337,100	481,200	
33	256,800	305,000	338,900	482,000	
34	257,800	306,600	340,700	482,800	
35	258,800	308,100	342,700	483,500	
36	259,800	309,600	344,600	484,200	
37	260,800	310,900	346,400	485,000	
38	261,700	312,100	348,300	485,700	
39	262,700	313,300	350,200	486,500	
40	263,700	314,600	352,100	487,200	
41	264,700	315,900	354,000	487,900	
42	265,600	317,200	355,900	488,600	

43	266,600	318,400	357,800	489,200	
44	267,600	319,500	359,700	489,800	
45	268,600	320,700	361,600	490,400	
46	269,500	321,900	363,500	491,000	
47	270,500	323,100	365,400	491,600	
48	271,500	324,300	367,300	492,200	
49	272,500	325,400	369,300	492,800	
50	273,500	326,500	371,700	493,400	
51	274,500	327,600	374,100	494,000	
52	275,400	328,700	376,500	494,500	
53	276,300	329,800	378,900	495,000	
54	277,200	330,900	381,100	495,600	
55	278,100	332,000	383,100	496,100	
56	279,100	333,100	385,100	496,600	
57	280,100	334,200	387,000	497,100	
58	281,000	335,300	388,800	497,600	
59	281,900	336,300	390,600	498,100	
60	282,900	337,400	392,300	498,600	
61	283,900	338,500	394,100	499,000	
62	284,800	339,600	395,900		
63	285,700	340,700	397,700		
64	286,600	341,800	399,400		
65	287,600	342,800	401,000		
66	288,500	343,800	402,600		
67	289,400	344,900	404,100		
68	290,300	345,900	405,400		
69	291,200	347,000	406,700		
70	292,100	348,100	407,500		
71	293,000	349,200	408,300		

72	293,900	350,200	409,000		
73	294,800	351,200	409,700		
74	295,700	352,100	410,300		
75	296,600	353,100	410,900		
76	297,500	354,100	411,500		
77	298,400	355,000	412,200		
78	299,300	355,800	412,800		
79	300,200	356,500	413,400		
80	301,100	357,200	413,900		
81	302,000	357,900	414,400		
82	302,800	358,500	415,000		
83	303,700	359,100	415,500		
84	304,600	359,700	416,000		
85	305,500	360,200	416,500		
86	306,300	360,800	417,000		
87	307,200	361,300	417,500		
88	308,000	361,800	418,000		
89	308,900	362,300	418,600		
90	309,700	362,900	419,200		
91	310,600	363,400	419,700		
92	311,500	363,800	420,200		
93	312,300	364,300	420,700		
94	313,100	364,800	421,300		
95	313,900	365,300	421,800		
96	314,700	365,800	422,300		
97	315,500	366,200	422,800		
98	316,200	366,700	423,300		
99	317,000	367,100	423,800		
100	317,800	367,600	424,300		

101	318,600	368,100	424,800		
102	319,400	368,500	425,300		
103	320,100	369,000	425,800		
104	320,900	369,500	426,300		
105	321,700	369,900	426,700		
106	322,400	370,300	427,200		
107	323,100	370,700	427,700		
108	323,800	371,100	428,100		
109	324,400	371,500	428,500		
110	324,900	371,900	429,000		
111	325,400	372,300	429,500		
112	325,800	372,700	429,900		
113	326,300	373,100	430,300		
114	326,700	373,500	430,800		
115	327,200	373,900	431,300		
116	327,700	374,300	431,700		
117	328,100	374,700	432,100		
118	328,500	375,100	432,600		
119	328,800	375,500	433,000		
120	329,100	375,900	433,400		
121	329,400	376,300	433,800		
122	329,800	376,600	434,300		
123	330,100	377,000	434,700		
124	330,400	377,400	435,100		
125	330,700	377,800	435,500		
126	331,100	378,100	436,000		
127	331,400	378,500	436,400		
128	331,700	378,900	436,800		
129	332,000	379,300	437,200		

130	332,400		437,700		
131	332,700		438,100		
132	333,000		438,500		
133	333,300		438,900		
134	333,700		439,300		
135	334,000		439,700		
136	334,300		440,100		
137	334,600		440,500		
138	334,900		440,900		
139	335,300		441,300		
140	335,600		441,700		
141	335,900		442,100		
142	336,200				
143	336,500				
144	336,800				
145	337,100				
146	337,400				
147	337,700				
148	338,000				
149	338,300				

別表第１定年前再任用短時間勤務職員の項中「208,600」を「229,700」に、「242,300」を「266,800」に、「285,000」を「313,800」に、「330,200」を「363,600」に、「453,000」を「468,900」に改め、同表備考第２号中「213,800円」を「223,300円」に改める。

別表第２定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の部１の項から261の項までを次のように改める。

	円	円	円	円
1	197,100	269,300	300,800	335,000
2	197,600	270,600	302,200	336,900

3	198,100	271,900	303,700	338,800
4	198,600	273,200	305,200	340,700
5	199,200	274,400	306,700	342,500
6	199,700	275,600	308,300	344,300
7	200,200	276,900	309,900	346,100
8	200,800	278,100	311,600	347,900
9	201,400	279,400	313,200	349,700
10	202,000	280,600	314,800	351,500
11	202,700	281,900	316,500	353,300
12	203,400	283,100	318,300	355,200
13	204,000	284,400	320,000	357,000
14	204,700	285,600	321,600	358,800
15	205,600	286,900	323,200	360,600
16	206,400	288,100	324,800	362,400
17	207,200	289,400	326,400	364,200
18	208,300	290,600	328,000	366,000
19	209,400	291,900	329,700	367,800
20	210,600	293,100	331,300	369,600
21	212,000	294,300	332,900	371,400
22	213,300	295,600	334,500	373,200
23	214,600	296,800	336,100	375,000
24	215,900	298,100	337,700	376,800
25	217,200	299,300	339,200	378,600
26	218,600	300,600	340,700	380,200
27	220,100	301,800	342,100	381,900
28	221,600	303,100	343,600	383,400
29	223,200	304,300	345,100	385,000
30	224,700	305,500	346,500	386,200
31	226,200	306,700	347,900	387,500

32	227,800	308,000	349,400	388,700
33	229,400	309,200	350,900	390,000
34	231,000	310,500	352,300	391,100
35	232,600	311,700	353,600	392,200
36	234,300	312,900	354,900	393,300
37	235,900	314,200	356,100	394,300
38	237,500	315,400	357,400	395,300
39	239,100	316,700	358,600	396,200
40	240,800	317,900	359,700	397,300
41	242,300	319,100	360,800	398,100
42	243,400	320,300	361,800	398,800
43	244,400	321,500	362,800	399,500
44	245,400	322,500	363,700	400,200
45	246,400	323,400	364,600	400,700
46	247,300	324,300	365,500	401,200
47	248,100	325,200	366,300	401,500
48	248,900	326,100	367,100	401,700
49	249,700	327,000	368,000	402,000
50	250,400	327,900	368,700	402,300
51	251,100	328,700	369,400	402,600
52	251,800	329,500	370,300	402,900
53	252,600	330,300	370,900	403,200
54	253,400	331,100	371,400	403,500
55	254,200	331,900	371,700	403,800
56	255,000	332,600	371,900	404,100
57	255,900	333,300	372,200	404,400
58	256,700	333,900	372,500	404,600
59	257,400	334,700	372,800	404,900
60	258,100	335,400	373,000	405,200

61	258,800	336,100	373,300	405,500
62	259,500	336,700	373,600	405,700
63	260,200	337,300	373,900	406,000
64	260,900	337,900	374,100	406,300
65	261,600	338,500	374,400	406,600
66	262,300	338,900	374,700	406,800
67	263,000	339,100	375,000	407,100
68	263,700	339,400	375,200	407,400
69	264,400	339,700	375,500	407,700
70	265,100	340,000	375,800	407,900
71	265,800	340,200	376,100	408,200
72	266,500	340,500	376,300	408,500
73	267,200	340,800	376,600	408,800
74	267,900	341,100	376,900	409,100
75	268,600	341,300	377,100	409,400
76	269,300	341,600	377,400	409,700
77	270,000	341,900	377,700	409,900
78	270,700	342,200	378,000	410,200
79	271,400	342,400	378,200	410,500
80	272,100	342,700	378,500	410,800
81	272,800	343,000	378,800	411,100
82	273,600	343,300	379,000	411,400
83	274,300	343,500	379,300	411,700
84	275,000	343,800	379,600	412,000
85	275,800	344,100	379,900	412,200
86	276,600	344,300	380,100	412,500
87	277,400	344,600	380,400	412,800
88	278,100	344,900	380,700	413,100
89	278,900	345,100	381,000	413,400

90	279,700	345,400	381,200	413,700
91	280,400	345,700	381,500	414,000
92	281,200	345,900	381,800	414,300
93	282,000	346,200	382,100	414,600
94	282,800	346,500	382,300	414,900
95	283,600	346,800	382,600	415,200
96	284,400	347,000	382,900	415,500
97	285,200	347,300	383,200	415,800
98	285,900	347,600	383,400	416,100
99	286,600	347,900	383,700	416,400
100	287,300	348,200	384,000	416,700
101	288,000	348,400	384,200	417,000
102	288,800	348,700	384,500	417,300
103	289,500	349,000	384,800	417,600
104	290,300	349,200	385,100	417,900
105	291,100	349,500	385,300	418,200
106	291,900	349,800	385,600	418,500
107	292,700	350,100	385,900	418,800
108	293,500	350,300	386,200	419,100
109	294,300	350,600	386,400	419,400
110	294,900	350,900	386,700	419,700
111	295,600	351,200	387,000	420,000
112	296,300	351,400	387,300	420,300
113	297,000	351,700	387,500	420,600
114	297,600	352,000	387,800	420,900
115	298,200	352,300	388,100	421,200
116	298,700	352,600	388,300	421,500
117	299,200	352,900	388,600	421,800
118	299,700	353,200	388,900	422,100

119	300,100	353,500	389,100	422,400
120	300,400	353,800	389,400	422,700
121	300,700	354,100	389,700	423,000
122	301,000	354,400	390,000	423,300
123	301,300	354,700	390,200	423,600
124	301,600	355,000	390,500	423,900
125	301,900	355,300	390,800	424,200
126	302,200	355,600	391,100	424,500
127	302,500	355,900	391,400	424,800
128	302,700	356,200	391,700	425,100
129	303,000	356,500	392,000	425,400
130	303,300	356,800	392,300	425,700
131	303,600	357,100	392,600	426,000
132	303,800	357,400	392,900	426,300
133	304,100	357,700	393,200	426,600
134	304,400	358,000	393,500	426,900
135	304,700	358,300	393,800	427,200
136	305,000	358,600	394,100	427,500
137	305,300	358,900	394,400	427,800
138	305,600	359,200	394,700	428,100
139	305,800	359,500	395,000	428,400
140	306,100	359,800	395,300	428,700
141	306,400	360,100	395,600	429,000
142	306,600	360,400	395,900	429,300
143	306,900	360,700	396,200	429,600
144	307,200	361,000	396,500	429,900
145	307,500	361,300	396,800	430,200
146	307,700	361,600	397,100	430,500
147	308,000	361,900	397,400	430,800

148	308,300	362,200	397,700	431,100
149	308,600	362,500	398,000	431,400
150	308,800	362,800	398,300	
151	309,100	363,100	398,600	
152	309,400	363,400	398,900	
153	309,700	363,700	399,200	
154	309,900	364,000	399,500	
155	310,200	364,300	399,800	
156	310,500	364,600	400,100	
157	310,800	364,900	400,400	
158	311,100	365,200	400,700	
159	311,400	365,500	401,000	
160	311,600	365,800	401,300	
161	311,900	366,100	401,600	
162	312,200	366,400	401,900	
163	312,500	366,700	402,200	
164	312,700	367,000	402,500	
165	313,000	367,300	402,800	
166	313,300	367,600	403,100	
167	313,600	367,900	403,400	
168	313,900	368,200	403,700	
169	314,200	368,500	404,000	
170	314,500	368,800	404,300	
171	314,800	369,100	404,600	
172	315,100	369,400	404,900	
173	315,400	369,700	405,200	
174	315,700	370,000	405,500	
175	316,000	370,300	405,800	
176	316,300	370,600	406,100	

177	316,600	370,900	406,400	
178	316,900	371,200	406,700	
179	317,200	371,500	407,000	
180	317,500	371,800	407,300	
181	317,800	372,100	407,600	
182	318,100	372,400	407,900	
183	318,400	372,700	408,200	
184	318,700	373,000	408,500	
185	319,000	373,300	408,800	
186	319,300	373,600	409,100	
187	319,600	373,900	409,400	
188	319,900	374,200	409,700	
189	320,200	374,500	410,000	
190	320,500	374,800	410,300	
191	320,800	375,100	410,600	
192	321,100	375,400	410,900	
193	321,400	375,700	411,200	
194	321,700	376,000		
195	322,000	376,300		
196	322,300	376,600		
197	322,600	376,900		
198	322,900	377,200		
199	323,200	377,500		
200	323,500	377,800		
201	323,800	378,100		
202	324,100	378,400		
203	324,400	378,700		
204	324,700	379,000		
205	325,000	379,300		

206	325,300	379,600		
207	325,600	379,900		
208	325,900	380,200		
209	326,200	380,500		
210	326,500	380,800		
211	326,800	381,100		
212	327,100	381,400		
213	327,400	381,700		
214	327,700	382,000		
215	328,000	382,300		
216	328,300	382,600		
217	328,600	382,900		
218	328,900	383,200		
219	329,200	383,500		
220	329,500	383,800		
221	329,800	384,100		
222	330,100	384,400		
223	330,400	384,700		
224	330,700	385,000		
225	331,000	385,300		
226	331,300			
227	331,600			
228	331,900			
229	332,200			
230	332,500			
231	332,800			
232	333,100			
233	333,400			
234	333,700			

235	334,000			
236	334,300			
237	334,600			
238	334,900			
239	335,200			
240	335,500			
241	335,800			
242	336,100			
243	336,400			
244	336,700			
245	337,000			
246	337,300			
247	337,600			
248	337,900			
249	338,200			
250	338,500			
251	338,800			
252	339,100			
253	339,400			
254	339,700			
255	340,000			
256	340,300			
257	340,600			
258	340,900			
259	341,200			
260	341,500			
261	341,800			

別表第２定年前再任用短時間勤務職員の項中「219,300」を「237,100」に、「234,400」を「253,500」に、「255,600」を「276,400」に、「288,700」を「312,200」に改める。

別表第３定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の部１の項から129の項までを次のように改める。

	円	円	円
1	297,000	489,500	516,500
2	299,300	491,400	519,300
3	301,600	493,300	522,100
4	304,000	495,100	524,800
5	306,400	496,900	527,500
6	308,800	498,700	530,200
7	311,200	500,500	532,800
8	313,600	502,300	535,300
9	316,000	504,100	537,900
10	318,400	505,800	540,500
11	320,800	507,500	543,000
12	323,200	509,200	545,500
13	325,600	510,800	547,900
14	328,200	512,400	550,400
15	330,900	513,900	552,900
16	333,600	515,300	555,400
17	336,400	516,600	557,900
18	339,300	517,700	560,400
19	342,300	518,700	562,900
20	345,400	519,700	565,400
21	348,400	520,600	567,900
22	351,100	521,500	570,400
23	353,700	522,400	572,900
24	356,300	523,300	575,300
25	358,800	524,200	577,600
26	361,200	525,000	579,700

27	363,600	525,800	581,800
28	366,100	526,600	583,800
29	368,500	527,300	585,800
30	370,800	528,000	587,600
31	373,200	528,600	589,300
32	375,700	529,100	590,900
33	378,100	529,700	592,400
34	380,500	530,300	593,900
35	383,000	530,900	595,300
36	385,400	531,500	596,700
37	387,700	532,100	598,100
38	389,800	532,700	599,400
39	391,900	533,300	600,800
40	394,000	533,900	602,100
41	396,000	534,500	603,400
42	398,100	535,100	604,500
43	400,100	535,700	605,600
44	402,100	536,300	606,800
45	404,100	536,900	607,900
46	406,100	537,500	609,100
47	408,100	538,100	610,200
48	410,100	538,700	611,300
49	412,000	539,300	612,400
50	413,200	539,900	613,400
51	414,300	540,500	614,400
52	415,400	541,100	615,500
53	416,500	541,600	616,500
54	417,600	542,100	617,600
55	418,700	542,600	618,600

56	419,800	543,100	619,500
57	420,800	543,600	620,500
58	421,600	544,100	621,500
59	422,500	544,600	622,400
60	423,400	545,100	623,300
61	424,300	545,600	624,300
62	425,100	546,100	625,300
63	425,900	546,600	626,200
64	426,700	547,100	627,100
65	427,300	547,600	628,000
66	427,900	548,100	628,900
67	428,400	548,600	629,800
68	429,000	549,100	630,700
69	429,600	549,600	631,600
70	430,100		632,500
71	430,600		633,400
72	431,000		634,200
73	431,400		634,900
74	431,900		635,800
75	432,300		636,600
76	432,700		637,400
77	433,200		638,200
78	433,700		639,000
79	434,100		639,800
80	434,500		640,600
81	435,000		641,400
82	435,500		642,200
83	435,900		642,900
84	436,300		643,700

85	436,600		644,400
86	437,100		645,200
87	437,500		646,000
88	437,900		646,700
89	438,200		647,400
90	438,600		648,100
91	439,000		648,800
92	439,400		649,500
93	439,700		650,200
94	440,100		650,900
95	440,500		651,600
96	440,900		652,300
97	441,200		653,000
98	441,600		653,700
99	442,000		654,400
100	442,400		655,100
101	442,700		655,800
102	443,100		656,500
103	443,500		657,200
104	443,900		657,900
105	444,200		658,600
106	444,600		659,300
107	445,000		660,000
108	445,400		660,700
109	445,700		661,400
110			662,100
111			662,800
112			663,500
113			664,200

114			664,900
115			665,600
116			666,300
117			667,000
118			667,700
119			668,400
120			669,100
121			669,800
122			670,500
123			671,200
124			671,900
125			672,600
126			673,300
127			674,000
128			674,700
129			675,400

別表第３定年前再任用短時間勤務職員の項中「305,200」を「336,000」に、「366,600」を「403,600」に、「427,000」を「441,900」に改める。

別表第４定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の部１の項から149の項までを次のように改める。

	円	円	円	円	円
1	206,100	264,200	286,600	424,600	561,100
2	207,100	265,100	287,900	427,100	563,900
3	208,200	266,100	289,200	429,400	566,700
4	209,300	266,900	290,500	431,800	569,500
5	210,400	267,800	291,900	434,200	572,300
6	211,600	268,700	293,300	436,500	575,100
7	212,900	269,600	294,700	438,800	577,900
8	214,200	270,500	295,900	441,100	580,700

9	215,600	271,600	297,300	443,500	
10	217,000	272,600	298,600	445,800	
11	218,400	273,700	300,000	448,000	
12	220,000	274,800	301,600	450,200	
13	221,600	276,000	303,100	452,500	
14	223,100	277,200	304,600	454,700	
15	224,600	278,500	306,100	456,800	
16	226,200	279,800	307,700	458,900	
17	227,900	281,100	309,400	460,800	
18	229,500	282,400	311,300	462,600	
19	231,100	283,700	313,100	464,500	
20	232,700	284,900	314,900	466,300	
21	234,400	286,300	316,800	468,000	
22	237,100	287,600	318,700	469,700	
23	239,800	289,000	320,600	471,300	
24	242,500	290,300	322,400	473,100	
25	245,200	291,700	324,200	474,800	
26	247,000	293,200	326,100	476,200	
27	248,900	294,700	327,900	477,300	
28	250,900	296,300	329,700	478,100	
29	252,900	297,900	331,600	478,900	
30	254,000	299,700	333,500	479,700	
31	255,100	301,500	335,400	480,500	
32	256,200	303,300	337,200	481,200	
33	257,300	305,200	339,100	482,000	
34	258,400	306,700	340,900	482,800	
35	259,600	308,300	342,900	483,500	
36	260,800	309,700	344,800	484,200	
37	261,900	311,000	346,600	485,000	

38	262,800	312,200	348,500	485,700	
39	263,800	313,400	350,400	486,500	
40	264,600	314,700	352,200	487,200	
41	265,500	316,000	354,100	487,900	
42	266,400	317,300	356,000	488,600	
43	267,300	318,500	357,800	489,200	
44	268,200	319,600	359,700	489,800	
45	269,100	320,800	361,600	490,400	
46	270,100	322,000	363,500	491,000	
47	271,200	323,300	365,400	491,600	
48	272,300	324,500	367,300	492,200	
49	273,400	325,600	369,300	492,800	
50	274,400	326,700	371,700	493,400	
51	275,400	327,800	374,100	494,000	
52	276,400	328,900	376,500	494,500	
53	277,300	330,000	378,900	495,000	
54	278,200	331,100	381,100	495,600	
55	279,100	332,100	383,100	496,100	
56	280,100	333,300	385,100	496,600	
57	281,100	334,400	387,000	497,100	
58	282,100	335,500	388,800	497,600	
59	283,000	336,500	390,600	498,100	
60	283,900	337,600	392,300	498,600	
61	284,900	338,700	394,100	499,100	
62	285,800	339,700	395,900	499,600	
63	286,700	340,800	397,700	500,100	
64	287,700	341,900	399,400	500,600	
65	288,600	343,000	401,000	501,100	
66	289,400	344,000	402,600	501,600	

67	290,200	345,100	404,100	502,100	
68	291,200	346,200	405,400	502,600	
69	292,200	347,300	406,700	503,100	
70	293,100	348,300	407,500	503,600	
71	293,900	349,400	408,300	504,100	
72	294,800	350,400	409,000	504,600	
73	295,700	351,500	409,700	505,100	
74	296,600	352,400	410,300	505,600	
75	297,500	353,300	410,900	506,100	
76	298,300	354,200	411,500		
77	299,100	355,100	412,200		
78	300,000	355,900	412,800		
79	300,800	356,600	413,400		
80	301,600	357,300	413,900		
81	302,400	358,000	414,400		
82	303,200	358,600	415,000		
83	304,000	359,100	415,500		
84	304,900	359,700	416,000		
85	305,700	360,200	416,500		
86	306,500	360,800	417,000		
87	307,300	361,300	417,500		
88	308,000	361,800	418,000		
89	309,000	362,300	418,600		
90	309,700	362,900	419,200		
91	310,600	363,400	419,700		
92	311,500	363,800	420,200		
93	312,300	364,300	420,700		
94	313,100	364,800	421,300		
95	313,900	365,300	421,800		

96	314,700	365,800	422,300		
97	315,400	366,200	422,800		
98	316,100	366,700	423,300		
99	316,900	367,100	423,800		
100	317,700	367,600	424,300		
101	318,500	368,100	424,800		
102	319,300	368,500	425,300		
103	320,000	369,000	425,800		
104	320,700	369,300	426,300		
105	321,400	369,600	426,700		
106	322,000	369,900	427,200		
107	322,600	370,300	427,700		
108	323,300	370,700	428,100		
109	324,000	371,100	428,500		
110	324,600	371,400	429,000		
111	325,100	371,800	429,500		
112	325,600	372,200	429,900		
113	326,100	372,600	430,300		
114	326,600	373,000	430,800		
115	327,100	373,300	431,300		
116	327,600	373,700	431,700		
117	328,000	374,100	432,100		
118	328,300	374,400	432,600		
119	328,600	374,800	433,000		
120	328,900	375,200	433,400		
121	329,200	375,600	433,800		
122	329,500	375,900	434,300		
123	329,800	376,300	434,700		
124	330,100	376,700	435,100		

125	330,400	377,100	435,500		
126	330,700		435,900		
127	331,000		436,300		
128	331,300		436,700		
129	331,600		437,100		
130	331,900		437,500		
131	332,200		437,900		
132	332,500		438,300		
133	332,800		438,700		
134	333,100				
135	333,400				
136	333,700				
137	334,000				
138	334,300				
139	334,600				
140	334,900				
141	335,200				
142	335,500				
143	335,800				
144	336,100				
145	336,400				
146	336,700				
147	337,000				
148	337,300				
149	337,500				

別表第４定年前再任用短時間勤務職員の項中「210,400」を「231,700」に、「243,100」を「267,700」に、「284,900」を「313,700」に、「330,100」を「363,400」に、「453,000」を「468,900」に改める。

別表第５定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の部１の項から145の項までを次のように改める。

	円	円	円	円	円
1	217,700	266,600	287,900	424,600	561,100
2	219,100	267,400	289,100	427,100	563,900
3	220,700	268,400	290,300	429,400	566,700
4	222,300	269,300	291,700	431,800	569,500
5	224,000	270,300	293,100	434,200	572,300
6	225,600	271,300	294,400	436,500	575,100
7	227,200	272,200	295,700	438,800	577,900
8	228,900	273,100	297,000	441,100	580,700
9	230,600	274,000	298,400	443,500	
10	232,200	275,000	299,700	445,800	
11	233,900	275,900	301,100	448,000	
12	235,600	276,800	302,600	450,200	
13	237,400	277,700	304,100	452,500	
14	239,100	278,800	305,500	454,700	
15	240,800	279,800	306,800	456,800	
16	242,500	280,900	308,300	458,900	
17	244,200	282,100	310,000	460,800	
18	245,900	283,200	311,800	462,600	
19	247,600	284,300	313,400	464,500	
20	249,300	285,500	315,200	466,300	
21	251,000	286,800	317,100	468,000	
22	252,800	288,100	318,900	469,700	
23	254,800	289,400	320,800	471,300	
24	256,800	290,800	322,500	473,100	
25	258,600	292,200	324,300	474,800	
26	259,300	293,600	326,100	476,200	
27	260,100	294,900	328,000	477,300	
28	260,900	296,400	329,800	478,100	

29	261,600	298,100	331,600	478,900	
30	262,300	299,900	333,500	479,700	
31	263,100	301,500	335,300	480,500	
32	263,900	303,300	337,200	481,200	
33	264,600	305,100	339,000	482,000	
34	265,300	306,700	340,800	482,800	
35	266,100	308,200	342,800	483,500	
36	266,800	309,700	344,700	484,200	
37	267,600	311,100	346,500	485,000	
38	268,300	312,400	348,400	485,700	
39	269,100	313,600	350,300	486,500	
40	269,900	314,800	352,200	487,200	
41	270,700	316,000	354,100	487,900	
42	271,400	317,300	356,000	488,600	
43	272,200	318,500	357,900	489,200	
44	273,000	319,600	359,800	489,800	
45	273,800	320,800	361,700	490,400	
46	274,500	322,000	363,600	491,000	
47	275,300	323,300	365,500	491,600	
48	276,100	324,400	367,400	492,200	
49	277,100	325,500	369,400	492,800	
50	278,100	326,600	371,800	493,400	
51	279,000	327,700	374,200	494,000	
52	280,000	328,900	376,600	494,500	
53	281,100	330,100	379,000	495,000	
54	282,000	331,200	381,200	495,500	
55	282,800	332,300	383,200	496,000	
56	283,700	333,500	385,200	496,500	
57	284,700	334,600	387,100	497,000	

58	285,600	335,800	388,900	497,500	
59	286,400	336,900	390,700	498,000	
60	287,300	337,900	392,400	498,500	
61	288,300	338,900	394,200	499,000	
62	289,200	340,000	396,000	499,500	
63	290,000	341,000	397,800	500,000	
64	290,900	342,100	399,500	500,500	
65	291,800	343,200	401,100	501,000	
66	292,700	344,200	402,600	501,500	
67	293,600	345,300	404,100	502,000	
68	294,400	346,400	405,400	502,500	
69	295,300	347,500	406,700	503,000	
70	296,200	348,600	407,500	503,500	
71	297,100	349,700	408,300	504,000	
72	297,900	350,700	409,000		
73	298,700	351,600	409,700		
74	299,600	352,600	410,300		
75	300,400	353,600	410,900		
76	301,300	354,600	411,500		
77	302,100	355,500	412,200		
78	302,900	356,300	412,800		
79	303,800	357,000	413,400		
80	304,700	357,600	413,900		
81	305,500	358,200	414,400		
82	306,300	358,800	415,000		
83	307,200	359,400	415,500		
84	308,000	360,000	416,000		
85	308,900	360,600	416,500		
86	309,700	361,200	417,000		

87	310,600	361,800	417,500		
88	311,500	362,300	418,000		
89	312,300	362,700	418,600		
90	313,100	363,200	419,200		
91	313,900	363,600	419,700		
92	314,700	364,000	420,200		
93	315,500	364,500	420,700		
94	316,200	364,900	421,300		
95	317,000	365,300	421,800		
96	317,800	365,800	422,300		
97	318,600	366,300	422,700		
98	319,400	366,700	423,200		
99	320,000	367,100	423,700		
100	320,700	367,600	424,200		
101	321,400	368,100	424,700		
102	322,100	368,500	425,200		
103	322,700	368,900	425,700		
104	323,300	369,300	426,200		
105	323,900	369,600	426,600		
106	324,500	370,000	427,100		
107	325,000	370,400	427,600		
108	325,400	370,800	428,000		
109	325,800	371,100	428,400		
110	326,300	371,400	428,900		
111	326,700	371,800	429,400		
112	327,200	372,200	429,800		
113	327,500	372,600	430,200		
114	327,800	373,000	430,700		
115	328,100	373,400	431,200		

116	328,400	373,700	431,600		
117	328,700	374,100	432,000		
118	329,000	374,500	432,500		
119	329,300	374,900	432,900		
120	329,600	375,300	433,300		
121	329,900	375,600	433,700		
122	330,200	375,900	434,100		
123	330,500	376,300	434,500		
124	330,800	376,700	434,900		
125	331,100	377,000	435,300		
126	331,400	377,300	435,700		
127	331,700	377,700	436,100		
128	332,000	378,100	436,500		
129	332,300	378,400	436,900		
130	332,600				
131	332,900				
132	333,200				
133	333,500				
134	333,800				
135	334,100				
136	334,400				
137	334,700				
138	335,000				
139	335,300				
140	335,600				
141	335,900				
142	336,200				
143	336,500				
144	336,800				

145	337,100				

別表第５定年前再任用短時間勤務職員の項中「214,600」を「236,300」に、「244,200」を「268,900」に、「284,900」を「313,700」に、「330,200」を「363,600」に、「453,000」を「468,900」に改める。

別表第６定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の部１の項から153の項までを次のように改める。

	円	円	円	円	円
1	205,900	262,400	286,300	424,600	561,100
2	206,800	263,500	287,600	427,100	563,900
3	207,800	264,600	288,900	429,400	566,700
4	208,800	265,700	290,200	431,800	569,500
5	209,800	266,800	291,600	434,200	572,300
6	210,900	267,900	292,900	436,500	575,100
7	212,100	269,000	294,200	438,800	577,900
8	213,300	270,100	295,500	441,100	580,700
9	214,500	271,200	296,900	443,500	
10	215,700	272,300	298,200	445,800	
11	216,900	273,400	299,600	448,000	
12	218,300	274,600	301,100	450,200	
13	219,700	275,800	302,600	452,500	
14	221,100	277,000	304,200	454,700	
15	222,600	278,200	305,800	456,800	
16	224,100	279,500	307,400	458,900	
17	225,700	280,900	309,100	460,800	
18	228,000	282,200	311,000	462,600	
19	230,300	283,400	312,800	464,500	
20	232,700	284,700	314,700	466,300	
21	235,100	286,100	316,500	468,000	
22	237,100	287,400	318,400	469,700	

23	239,100	288,700	320,300	471,300	
24	241,100	290,100	322,100	473,100	
25	243,100	291,600	323,900	474,800	
26	245,200	293,100	325,800	476,200	
27	247,300	294,500	327,800	477,300	
28	249,400	296,000	329,600	478,100	
29	251,500	297,600	331,400	478,900	
30	252,700	299,500	333,300	479,700	
31	254,000	301,300	335,200	480,500	
32	255,300	303,200	337,100	481,200	
33	256,800	305,000	338,900	482,000	
34	257,800	306,600	340,700	482,800	
35	258,800	308,100	342,700	483,500	
36	259,800	309,600	344,600	484,200	
37	260,800	310,900	346,400	485,000	
38	261,700	312,100	348,300	485,700	
39	262,700	313,300	350,200	486,500	
40	263,700	314,600	352,100	487,200	
41	264,700	315,900	354,000	487,900	
42	265,600	317,200	355,900	488,600	
43	266,600	318,400	357,800	489,200	
44	267,600	319,500	359,700	489,800	
45	268,600	320,700	361,600	490,400	
46	269,500	321,900	363,500	491,000	
47	270,500	323,100	365,400	491,600	
48	271,500	324,300	367,300	492,200	
49	272,500	325,400	369,300	492,800	
50	273,500	326,500	371,700	493,400	
51	274,500	327,600	374,100	494,000	

52	275,400	328,700	376,500	494,500	
53	276,300	329,800	378,900	495,000	
54	277,200	330,900	381,100	495,600	
55	278,100	332,000	383,100	496,100	
56	279,100	333,100	385,100	496,600	
57	280,100	334,200	387,000	497,100	
58	281,000	335,300	388,800	497,600	
59	281,900	336,300	390,600	498,100	
60	282,900	337,400	392,300	498,600	
61	283,900	338,500	394,100	499,000	
62	284,800	339,600	395,900	499,400	
63	285,700	340,700	397,700	499,800	
64	286,600	341,800	399,400	500,200	
65	287,600	342,800	401,000	500,600	
66	288,500	343,800	402,600	501,000	
67	289,400	344,900	404,100	501,400	
68	290,300	345,900	405,400	501,800	
69	291,200	347,000	406,700	502,200	
70	292,100	348,100	407,500	502,600	
71	293,000	349,200	408,300	503,000	
72	293,900	350,200	409,000	503,400	
73	294,800	351,200	409,700	503,800	
74	295,700	352,100	410,300	504,200	
75	296,600	353,100	410,900	504,600	
76	297,500	354,100	411,500	505,000	
77	298,400	355,000	412,200	505,400	
78	299,300	355,800	412,800	505,800	
79	300,200	356,500	413,400	506,200	
80	301,100	357,200	413,900	506,600	

81	302,000	357,900	414,400	507,000	
82	302,800	358,500	415,000	507,400	
83	303,700	359,100	415,500	507,800	
84	304,600	359,700	416,000		
85	305,500	360,200	416,500		
86	306,300	360,800	417,000		
87	307,200	361,300	417,500		
88	308,000	361,800	418,000		
89	308,900	362,300	418,600		
90	309,700	362,900	419,200		
91	310,600	363,400	419,700		
92	311,500	363,800	420,200		
93	312,300	364,300	420,700		
94	313,100	364,800	421,300		
95	313,900	365,300	421,800		
96	314,700	365,800	422,300		
97	315,500	366,200	422,800		
98	316,200	366,700	423,300		
99	317,000	367,100	423,800		
100	317,800	367,600	424,300		
101	318,600	368,100	424,800		
102	319,400	368,500	425,300		
103	320,100	369,000	425,800		
104	320,900	369,500	426,300		
105	321,700	369,900	426,700		
106	322,400	370,300	427,200		
107	323,100	370,700	427,700		
108	323,800	371,100	428,100		
109	324,400	371,500	428,500		

110	324,900	371,900	429,000		
111	325,400	372,300	429,500		
112	325,800	372,700	429,900		
113	326,300	373,100	430,300		
114	326,700	373,500	430,800		
115	327,200	373,900	431,300		
116	327,700	374,300	431,700		
117	328,100	374,700	432,100		
118	328,500	375,100	432,600		
119	328,800	375,500	433,000		
120	329,100	375,900	433,400		
121	329,400	376,300	433,800		
122	329,800	376,600	434,300		
123	330,100	377,000	434,700		
124	330,400	377,400	435,100		
125	330,700	377,800	435,500		
126	331,100	378,100	436,000		
127	331,400	378,500	436,400		
128	331,700	378,900	436,800		
129	332,000	379,300	437,200		
130	332,400	379,700	437,700		
131	332,700	380,100	438,100		
132	333,000	380,500	438,500		
133	333,300	380,900	438,900		
134	333,700	381,300	439,300		
135	334,000	381,700	439,700		
136	334,300	382,100	440,100		
137	334,600	382,500	440,500		
138	334,900	382,900	440,900		

139	335,300	383,300	441,300		
140	335,600	383,700	441,700		
141	335,900	384,100	442,100		
142	336,200	384,500			
143	336,500	384,900			
144	336,800	385,300			
145	337,100	385,700			
146	337,400	386,100			
147	337,700	386,500			
148	338,000	386,900			
149	338,300	387,300			
150	338,600	387,700			
151	338,900	388,100			
152	339,200	388,500			
153	339,500				

別表第６定年前再任用短時間勤務職員の項中「208,600」を「229,700」に、「242,300」を「266,800」に、「285,000」を「313,800」に、「330,200」を「363,600」に、「453,000」を「468,900」に改める。

付　則

（施行期日等）

第１条　この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日から施行する。ただし、第18条第２項の表１、同条第３項及び第19条第２項の改正規定並びに次条の規定は令和８年12月１日から、別表第１から別表第６までの改正規定は令和８年４月１日から適用する。

（特例措置）

第２条　令和８年12月に支給する期末手当に係るこの条例による改正後の稲城市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第18条第２項の表１の規定の適用については、同表中「100分の126.25」とあるのは「100分の

128.75」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の108.75」と、「100分の96.25」とあるのは「100分の98.75」とし、同条第３項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の128.75」と、「100分の72.5」とあるのは「100分の73.75」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の108.75」と、「100分の62.5」とあるのは「100分の63.75」と、「100分の96.25」とあるのは「100分の98.75」とする。

２　令和８年12月に支給する勤勉手当に係る改正後の条例第19条第２項の規定の適用については、同項中「100分の123.75」とあるのは「100分の126.25」と、「100分の143.75」とあるのは「100分の146.25」と、「100分の153.75」とあるのは「100分の156.25」と、「100分の60」とあるのは「100分の61.25」と、「100分の70」とあるのは「100分の71.25」とする。

（給与の内払）

第３条　改正後の条例の規定を適用する場合において、この条例による改正前の稲城市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて令和８年４月１日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

第４条　前２条に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

議案概要説明書

議案番号	第78号	担当課	総務部人事課
件名	稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例		

【概　　要】

本案は、東京都人事委員会の勧告の趣旨に沿った給与改定を実施するため、稲城市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年稲城市条例第79号）の一部を改正するものです。

東京都人事委員会は、東京都の区域内に所在する民間事業所であって企業規模100人以上かつ事業所規模50人以上であるもの（9,885事業所）のうちから、無作為に1,143事業所を抽出して給与実態調査を行い、その結果を元に、令和８年10月16日付けで勧告を行いました。

その内容は、例月給にあっては、民間従業員の給与が東京都職員の給与を14,209円（3.30％）上回っていることから、公民較差の解消を図りつつ、職務・職責差の給与への反映、業務遂行における役割の重要性、昇任インセンティブ向上等を踏まえ、管理職、中堅層に重点を置いたうえで、全級全号給を引き上げ、特別給にあっては、民間従業員への支給割合が東京都職員の年間支給月数を上回るため0.1月分引き上げるべきである、というものです。

稲城市においては、平成５年度から東京都人事委員会の勧告の内容及び趣旨に沿った給与改定を実施していることから、今回も同様の措置を講ずるものです。

【改正内容等】

○　第18条（期末手当）及び付則第２条（特例措置）

期末手当の年間支給月数を0.05月分引き上げるとともに、６月支給分と12月支給分を同じ割合に調整します。この改定により、６月支給分及び12月支給分が共に0.025月分の増となります。

なお、特別給の引上げは、令和８年12月に支給する期末手当から実施することとし、同月分の支給月数を0.05月分の増とする特例措置を講じます。

○　第19条（勤勉手当）及び付則第２条（特例措置）

勤勉手当の年間支給月数を0.05月分引き上げるとともに、６月支給分と12月支給

分を同じ割合に調整します。この改定により、６月支給分及び12月支給分が共に0.025月分の増となります。

なお、特別給の引上げは、令和８年12月に支給する勤勉手当から実施することとし、同月分の支給月数を0.05月分の増とする特例措置を講じます。

○　別表第１から別表第６まで

別表第１から別表第６までの給料表について、初任給を含む給与月額を改定します。

なお、例月給の改定は、令和８年４月に遡及して実施することとします。

【施行期日等】

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日から施行します。また、付則において、特例措置等について規定します。

第78号議案関係資料

稲城市一般職の職員の給与に関する条例の新旧対照表

新

（期末手当）

第18条　……（略）

２　期末手当の額は、職員の給与月額に、次の表１の職員の区分の欄に応じて、同表の割合の欄に掲げる値を乗じて得た額に、基準日前６か月以内の期間における当該職員の次の表２の在職期間の欄に応じて、同表の割合の欄に掲げる値を乗じて得た額とする。

表１

職員の区分	割合	
	６月に支給する割合	12月に支給する割合
前項に掲げる職員のうち次に掲げる職員以外の職員	100分の126.25	100分の126.25
４級等職員	100分の106.25	100分の106.25
別表第１及び別表第６の給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が５級である職員（以下この条において「別表第１等５級職員」という。）又は別表第３の給料表の適用を受ける職員のうち職務の級が３級でありその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して別表第１等５級職員に相当する職員として市規則で定める職務にある職員（以下「５級等職員」という。）	100分の96.25	100分の96.25

表２　……（略）

３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の

旧

（期末手当）

第18条　……（略）

２　期末手当の額は、職員の給与月額に、次の表１の職員の区分の欄に応じて、同表の割合の欄に掲げる値を乗じて得た額に、基準日前６か月以内の期間における当該職員の次の表２の在職期間の欄に応じて、同表の割合の欄に掲げる値を乗じて得た額とする。

表１

職員の区分	割合	
	６月に支給する割合	12月に支給する割合
前項に掲げる職員のうち次に掲げる職員以外の職員	100分の123.75	100分の123.75
４級等職員	100分の103.75	100分の103.75
別表第１及び別表第６の給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が５級である職員（以下この条において「別表第１等５級職員」という。）又は別表第３の給料表の適用を受ける職員のうち職務の級が３級でありその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して別表第１等５級職員に相当する職員として市規則で定める職務にある職員（以下「５級等職員」という。）	100分の93.75	100分の93.75

表２　……（略）

３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の

126.25」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の62.5」と、「100分の96.25」とあるのは「100分の62.5」とする。

４～６　……（略）

（勤勉手当）

第19条　……（略）

２　勤勉手当の額は、職員の給与月額に、任命権者又はその委任を受けた者が市規則の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する前項の職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき給料、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額に、６月に支給する場合においては100分の123.75（４級等職員にあっては100分の143.75、５級等職員にあっては100分の153.75）を乗じて得た額の総額（定年前再任用短時間勤務職員にあっては100分の60（４級等職員及び５級等職員にあっては100分の70）を乗じて得た額の総額）を、12月に支給する場合においては100分の123.75（４級等職員にあっては100分の143.75、５級等職員にあっては100分の153.75）を乗じて得た額の総額（定年前再任用短時間勤務職員にあっては100分の60（４級等職員及び５級等職員にあっては100分の70）を乗じて得た額の総額）を超えてはならない。

３～５　……（略）

別表第１（第３条関係）

行政職給料表(1)

職員の区分	職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級	５級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	205,900	262,400	286,300	424,600	542,700
	2	206,800	263,500	287,600	427,100	545,400
	3	207,800	264,600	288,900	429,400	548,200
	4	208,800	265,700	290,200	431,800	550,700
	5	209,800	266,800	291,600	434,200	553,300

123.75」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の103.75」とあるのは「100分の61.25」と、「100分の93.75」とあるのは「100分の61.25」とする。

４～６　……（略）

（勤勉手当）

第19条　……（略）

２　勤勉手当の額は、職員の給与月額に、任命権者又はその委任を受けた者が市規則の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する前項の職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき給料、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額に、６月に支給する場合においては100分の121.25（４級等職員にあっては100分の141.25、５級等職員にあっては100分の151.25）を乗じて得た額の総額（定年前再任用短時間勤務職員にあっては100分の58.75（４級等職員及び５級等職員にあっては100分の68.75）を乗じて得た額の総額）を、12月に支給する場合においては100分の121.25（４級等職員にあっては100分の141.25、５級等職員にあっては100分の151.25）を乗じて得た額の総額（定年前再任用短時間勤務職員にあっては100分の58.75（４級等職員及び５級等職員にあっては100分の68.75）を乗じて得た額の総額）を超えてはならない。

３～５　……（略）

別表第１（第３条関係）

行政職給料表(1)

職員の区分	職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級	５級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	196,400	251,600	272,700	408,800	524,300
	2	197,300	252,700	274,000	411,300	526,900
	3	198,300	253,800	275,300	413,600	529,600
	4	199,300	254,900	276,600	416,000	532,000
	5	200,300	256,000	278,000	418,400	534,500

	6	210,900	267,900	292,900	436,500	555,800
	7	212,100	269,000	294,200	438,800	558,400
	8	213,300	270,100	295,500	441,100	561,100
	9	214,500	271,200	296,900	443,500	
	10	215,700	272,300	298,200	445,800	
	11	216,900	273,400	299,600	448,000	
	12	218,300	274,600	301,100	450,200	
	13	219,700	275,800	302,600	452,500	
	14	221,100	277,000	304,200	454,700	
	15	222,600	278,200	305,800	456,800	
	16	224,100	279,500	307,400	458,900	
	17	225,700	280,900	309,100	460,800	
	18	228,000	282,200	311,000	462,600	
	19	230,300	283,400	312,800	464,500	
	20	232,700	284,700	314,700	466,300	
	21	235,100	286,100	316,500	468,000	
	22	237,100	287,400	318,400	469,700	
	23	239,100	288,700	320,300	471,300	
	24	241,100	290,100	322,100	473,100	
	25	243,100	291,600	323,900	474,800	
	26	245,200	293,100	325,800	476,200	
	27	247,300	294,500	327,800	477,300	
	28	249,400	296,000	329,600	478,100	
	29	251,500	297,600	331,400	478,900	
	30	252,700	299,500	333,300	479,700	
	31	254,000	301,300	335,200	480,500	
	32	255,300	303,200	337,100	481,200	
	33	256,800	305,000	338,900	482,000	
	34	257,800	306,600	340,700	482,800	

	6	201,400	257,100	279,300	420,700	537,000
	7	202,600	258,200	280,600	423,000	539,500
	8	203,800	259,300	281,900	425,300	542,100
	9	205,000	260,400	283,300	427,700	
	10	206,200	261,500	284,600	430,000	
	11	207,400	262,600	286,000	432,200	
	12	208,800	263,800	287,500	434,400	
	13	210,200	265,000	289,000	436,700	
	14	211,600	266,200	290,600	438,900	
	15	213,100	267,300	292,200	441,000	
	16	214,600	268,600	293,800	443,100	
	17	216,200	270,000	295,500	445,000	
	18	218,500	271,300	297,400	446,800	
	19	220,800	272,400	299,200	448,700	
	20	223,200	273,700	301,100	450,500	
	21	225,600	275,100	302,900	452,200	
	22	227,600	276,400	304,800	453,900	
	23	229,600	277,600	306,700	455,500	
	24	231,600	278,900	308,500	457,200	
	25	233,600	280,300	310,300	458,900	
	26	235,700	281,800	312,200	460,300	
	27	237,800	283,200	314,100	461,300	
	28	239,900	284,600	315,900	462,100	
	29	242,000	286,100	317,700	462,900	
	30	243,200	288,000	319,600	463,700	
	31	244,500	289,800	321,500	464,400	
	32	245,800	291,700	323,300	465,100	
	33	247,300	293,500	325,100	465,800	
	34	248,300	295,000	326,900	466,500	

	35	258,800	308,100	342,700	483,500	
	36	259,800	309,600	344,600	484,200	
	37	260,800	310,900	346,400	485,000	
	38	261,700	312,100	348,300	485,700	
	39	262,700	313,300	350,200	486,500	
	40	263,700	314,600	352,100	487,200	
	41	264,700	315,900	354,000	487,900	
	42	265,600	317,200	355,900	488,600	
	43	266,600	318,400	357,800	489,200	
	44	267,600	319,500	359,700	489,800	
	45	268,600	320,700	361,600	490,400	
	46	269,500	321,900	363,500	491,000	
	47	270,500	323,100	365,400	491,600	
	48	271,500	324,300	367,300	492,200	
	49	272,500	325,400	369,300	492,800	
	50	273,500	326,500	371,700	493,400	
	51	274,500	327,600	374,100	494,000	
	52	275,400	328,700	376,500	494,500	
	53	276,300	329,800	378,900	495,000	
	54	277,200	330,900	381,100	495,600	
	55	278,100	332,000	383,100	496,100	
	56	279,100	333,100	385,100	496,600	
	57	280,100	334,200	387,000	497,100	
	58	281,000	335,300	388,800	497,600	
	59	281,900	336,300	390,600	498,100	
	60	282,900	337,400	392,300	498,600	
	61	283,900	338,500	394,100	499,000	
	62	284,800	339,600	395,900		
	63	285,700	340,700	397,700		

	35	249,300	296,500	328,900	467,200	
	36	250,300	297,900	330,800	467,900	
	37	251,300	299,100	332,600	468,600	
	38	252,200	300,300	334,500	469,300	
	39	253,200	301,500	336,300	470,000	
	40	254,200	302,800	338,200	470,600	
	41	255,200	304,100	340,100	471,200	
	42	256,100	305,400	341,900	471,900	
	43	257,100	306,600	343,800	472,500	
	44	258,100	307,700	345,700	473,100	
	45	259,100	308,900	347,600	473,700	
	46	260,000	310,100	349,500	474,300	
	47	261,000	311,300	351,400	474,900	
	48	262,000	312,500	353,300	475,500	
	49	263,000	313,600	355,300	476,100	
	50	264,000	314,700	357,700	476,700	
	51	265,000	315,800	360,100	477,300	
	52	265,900	317,000	362,500	477,800	
	53	266,800	318,200	364,900	478,300	
	54	267,700	319,300	367,100	478,900	
	55	268,600	320,400	369,100	479,400	
	56	269,600	321,500	371,100	479,900	
	57	270,600	322,700	373,000	480,400	
	58	271,500	323,800	374,800	480,900	
	59	272,400	324,900	376,600	481,400	
	60	273,400	326,000	378,300	481,900	
	61	274,400	327,100	380,100	482,300	
	62	275,300	328,200	381,900		
	63	276,200	329,300	383,700		

64	286, 600	341, 800	399, 400			
65	287, 600	342, 800	401, 000			
66	288, 500	343, 800	402, 600			
67	289, 400	344, 900	404, 100			
68	290, 300	345, 900	405, 400			
69	291, 200	347, 000	406, 700			
70	292, 100	348, 100	407, 500			
71	293, 000	349, 200	408, 300			
72	293, 900	350, 200	409, 000			
73	294, 800	351, 200	409, 700			
74	295, 700	352, 100	410, 300			
75	296, 600	353, 100	410, 900			
76	297, 500	354, 100	411, 500			
77	298, 400	355, 000	412, 200			
78	299, 300	355, 800	412, 800			
79	300, 200	356, 500	413, 400			
80	301, 100	357, 200	413, 900			
81	302, 000	357, 900	414, 400			
82	302, 800	358, 500	415, 000			
83	303, 700	359, 100	415, 500			
84	304, 600	359, 700	416, 000			
85	305, 500	360, 200	416, 500			
86	306, 300	360, 800	417, 000			
87	307, 200	361, 300	417, 500			
88	308, 000	361, 800	418, 000			
89	308, 900	362, 300	418, 600			
90	309, 700	362, 900	419, 200			
91	310, 600	363, 400	419, 700			
92	311, 500	363, 800	420, 200			

64	277, 100	330, 400	385, 400			
65	278, 100	331, 500	387, 000			
66	279, 000	332, 500	388, 600			
67	279, 900	333, 600	390, 100			
68	280, 800	334, 700	391, 400			
69	281, 700	335, 800	392, 700			
70	282, 600	336, 900	393, 500			
71	283, 500	338, 000	394, 300			
72	284, 400	339, 000	395, 000			
73	285, 300	340, 100	395, 700			
74	286, 200	341, 000	396, 300			
75	287, 100	342, 000	396, 900			
76	288, 000	343, 000	397, 500			
77	288, 900	344, 000	398, 200			
78	289, 800	344, 900	398, 800			
79	290, 700	345, 700	399, 400			
80	291, 600	346, 400	400, 000			
81	292, 500	347, 100	400, 500			
82	293, 300	347, 700	401, 100			
83	294, 200	348, 300	401, 700			
84	295, 100	348, 900	402, 200			
85	296, 000	349, 400	402, 700			
86	296, 800	350, 000	403, 200			
87	297, 700	350, 500	403, 700			
88	298, 500	351, 000	404, 300			
89	299, 400	351, 500	404, 900			
90	300, 200	352, 100	405, 500			
91	301, 100	352, 600	406, 100			
92	302, 000	353, 000	406, 600			

93	312, 300	364, 300	420, 700			
94	313, 100	364, 800	421, 300			
95	313, 900	365, 300	421, 800			
96	314, 700	365, 800	422, 300			
97	315, 500	366, 200	422, 800			
98	316, 200	366, 700	423, 300			
99	317, 000	367, 100	423, 800			
100	317, 800	367, 600	424, 300			
101	318, 600	368, 100	424, 800			
102	319, 400	368, 500	425, 300			
103	320, 100	369, 000	425, 800			
104	320, 900	369, 500	426, 300			
105	321, 700	369, 900	426, 700			
106	322, 400	370, 300	427, 200			
107	323, 100	370, 700	427, 700			
108	323, 800	371, 100	428, 100			
109	324, 400	371, 500	428, 500			
110	324, 900	371, 900	429, 000			
111	325, 400	372, 300	429, 500			
112	325, 800	372, 700	429, 900			
113	326, 300	373, 100	430, 300			
114	326, 700	373, 500	430, 800			
115	327, 200	373, 900	431, 300			
116	327, 700	374, 300	431, 700			
117	328, 100	374, 700	432, 100			
118	328, 500	375, 100	432, 600			
119	328, 800	375, 500	433, 000			
120	329, 100	375, 900	433, 400			
121	329, 400	376, 300	433, 800			

93	302, 800	353, 500	407, 100			
94	303, 600	354, 000	407, 700			
95	304, 500	354, 500	408, 200			
96	305, 300	355, 000	408, 700			
97	306, 200	355, 400	409, 200			
98	307, 000	355, 900	409, 700			
99	307, 900	356, 300	410, 200			
100	308, 700	356, 800	410, 700			
101	309, 600	357, 300	411, 200			
102	310, 500	357, 700	411, 700			
103	311, 300	358, 200	412, 200			
104	312, 100	358, 700	412, 700			
105	312, 900	359, 100	413, 100			
106	313, 600	359, 500	413, 600			
107	314, 300	359, 900	414, 100			
108	315, 100	360, 300	414, 500			
109	315, 700	360, 700	414, 900			
110	316, 300	361, 100	415, 400			
111	316, 800	361, 500	415, 900			
112	317, 300	361, 900	416, 300			
113	317, 800	362, 300	416, 700			
114	318, 200	362, 700	417, 200			
115	318, 700	363, 100	417, 700			
116	319, 200	363, 500	418, 100			
117	319, 600	363, 900	418, 500			
118	320, 000	364, 300	419, 000			
119	320, 300	364, 700	419, 400			
120	320, 600	365, 100	419, 800			
121	320, 900	365, 500	420, 200			

	122	329,800	376,600	434,300		
	123	330,100	377,000	434,700		
	124	330,400	377,400	435,100		
	125	330,700	377,800	435,500		
	126	331,100	378,100	436,000		
	127	331,400	378,500	436,400		
	128	331,700	378,900	436,800		
	129	332,000	379,300	437,200		
	130	332,400		437,700		
	131	332,700		438,100		
	132	333,000		438,500		
	133	333,300		438,900		
	134	333,700		439,300		
	135	334,000		439,700		
	136	334,300		440,100		
	137	334,600		440,500		
	138	334,900		440,900		
	139	335,300		441,300		
	140	335,600		441,700		
	141	335,900		442,100		
	142	336,200				
	143	336,500				
	144	336,800				
	145	337,100				
	146	337,400				
	147	337,700				
	148	338,000				
	149	338,300				
定年前		基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料

	122	321,300	365,800	420,700		
	123	321,600	366,200	421,100		
	124	321,900	366,600	421,500		
	125	322,200	367,000	421,900		
	126	322,600	367,300	422,400		
	127	322,900	367,700	422,800		
	128	323,200	368,100	423,200		
	129	323,500	368,500	423,600		
	130	323,900		424,100		
	131	324,200		424,500		
	132	324,500		424,900		
	133	324,800		425,300		
	134	325,200		425,700		
	135	325,500		426,100		
	136	325,800		426,500		
	137	326,100		426,900		
	138	326,400		427,300		
	139	326,800		427,700		
	140	327,100		428,100		
	141	327,400		428,500		
	142	327,700				
	143	328,000				
	144	328,300				
	145	328,600				
	146	328,900				
	147	329,200				
	148	329,500				
	149	329,800				
定年前		基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料

再任用短時間勤務職員		月額	月額	月額	月額	月額
		229,700	266,800	313,800	363,600	468,900

備考

1　……（略）

2　1級の17号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で、市規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、223,300円とする。

別表第２（第３条関係）

行政職給料表(2)

職員の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	197,100	269,300	300,800	335,000
	2	197,600	270,600	302,200	336,900
	3	198,100	271,900	303,700	338,800
	4	198,600	273,200	305,200	340,700
	5	199,200	274,400	306,700	342,500
	6	199,700	275,600	308,300	344,300
	7	200,200	276,900	309,900	346,100
	8	200,800	278,100	311,600	347,900
	9	201,400	279,400	313,200	349,700
	10	202,000	280,600	314,800	351,500
	11	202,700	281,900	316,500	353,300
	12	203,400	283,100	318,300	355,200
	13	204,000	284,400	320,000	357,000
	14	204,700	285,600	321,600	358,800
	15	205,600	286,900	323,200	360,600

再任用短時間勤務職員		月額	月額	月額	月額	月額
		208,600	242,300	285,000	330,200	453,000

備考

1　……（略）

2　1級の17号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で、市規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、213,800円とする。

別表第２（第３条関係）

行政職給料表(2)

職員の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	188,000	259,200	289,800	322,700
	2	188,500	260,400	291,000	324,600
	3	189,000	261,600	292,500	326,400
	4	189,500	262,900	294,000	328,200
	5	190,000	264,100	295,500	330,000
	6	190,500	265,300	297,000	331,700
	7	191,000	266,500	298,600	333,400
	8	191,600	267,700	300,200	335,100
	9	192,200	268,900	301,700	336,900
	10	192,700	270,100	303,300	338,700
	11	193,400	271,300	304,900	340,400
	12	194,000	272,500	306,600	342,200
	13	194,600	273,700	308,200	343,900
	14	195,300	274,900	309,800	345,600
	15	196,100	276,100	311,400	347,400

16	206, 400	288, 100	324, 800	362, 400
17	207, 200	289, 400	326, 400	364, 200
18	208, 300	290, 600	328, 000	366, 000
19	209, 400	291, 900	329, 700	367, 800
20	210, 600	293, 100	331, 300	369, 600
21	212, 000	294, 300	332, 900	371, 400
22	213, 300	295, 600	334, 500	373, 200
23	214, 600	296, 800	336, 100	375, 000
24	215, 900	298, 100	337, 700	376, 800
25	217, 200	299, 300	339, 200	378, 600
26	218, 600	300, 600	340, 700	380, 200
27	220, 100	301, 800	342, 100	381, 900
28	221, 600	303, 100	343, 600	383, 400
29	223, 200	304, 300	345, 100	385, 000
30	224, 700	305, 500	346, 500	386, 200
31	226, 200	306, 700	347, 900	387, 500
32	227, 800	308, 000	349, 400	388, 700
33	229, 400	309, 200	350, 900	390, 000
34	231, 000	310, 500	352, 300	391, 100
35	232, 600	311, 700	353, 600	392, 200
36	234, 300	312, 900	354, 900	393, 300
37	235, 900	314, 200	356, 100	394, 300
38	237, 500	315, 400	357, 400	395, 300
39	239, 100	316, 700	358, 600	396, 200
40	240, 800	317, 900	359, 700	397, 300
41	242, 300	319, 100	360, 800	398, 100
42	243, 400	320, 300	361, 800	398, 800
43	244, 400	321, 500	362, 800	399, 500
44	245, 400	322, 500	363, 700	400, 200

16	196, 900	277, 300	312, 900	349, 100
17	197, 700	278, 500	314, 400	350, 800
18	198, 800	279, 700	316, 000	352, 500
19	199, 900	280, 900	317, 600	354, 300
20	201, 100	282, 100	319, 200	356, 100
21	202, 500	283, 300	320, 700	357, 800
22	203, 800	284, 500	322, 200	359, 600
23	205, 100	285, 700	323, 700	361, 300
24	206, 400	286, 900	325, 300	363, 000
25	207, 700	288, 100	326, 800	364, 700
26	209, 100	289, 300	328, 200	366, 300
27	210, 600	290, 500	329, 600	367, 900
28	212, 100	291, 700	331, 000	369, 400
29	213, 700	292, 900	332, 400	370, 900
30	215, 200	294, 000	333, 800	372, 100
31	216, 700	295, 200	335, 200	373, 300
32	218, 300	296, 400	336, 600	374, 500
33	219, 900	297, 600	338, 000	375, 700
34	221, 500	298, 800	339, 400	376, 800
35	223, 100	300, 000	340, 700	377, 800
36	224, 800	301, 200	341, 900	378, 900
37	226, 400	302, 400	343, 100	379, 900
38	228, 000	303, 600	344, 300	380, 800
39	229, 600	304, 800	345, 400	381, 700
40	231, 300	306, 000	346, 500	382, 600
41	232, 800	307, 100	347, 600	383, 400
42	233, 900	308, 200	348, 600	384, 200
43	234, 900	309, 300	349, 500	384, 900
44	235, 900	310, 300	350, 400	385, 600

	45	246, 400	323, 400	364, 600	400, 700		45	236, 900	311, 200	351, 300	386, 200
	46	247, 300	324, 300	365, 500	401, 200		46	237, 800	312, 100	352, 100	386, 800
	47	248, 100	325, 200	366, 300	401, 500		47	238, 600	313, 000	352, 900	387, 300
	48	248, 900	326, 100	367, 100	401, 700		48	239, 400	313, 900	353, 700	387, 800
	49	249, 700	327, 000	368, 000	402, 000		49	240, 200	314, 800	354, 500	388, 200
	50	250, 400	327, 900	368, 700	402, 300		50	240, 900	315, 600	355, 200	388, 600
	51	251, 100	328, 700	369, 400	402, 600		51	241, 600	316, 400	355, 900	389, 000
	52	251, 800	329, 500	370, 300	402, 900		52	242, 300	317, 200	356, 600	389, 400
	53	252, 600	330, 300	370, 900	403, 200		53	243, 100	318, 000	357, 200	389, 800
	54	253, 400	331, 100	371, 400	403, 500		54	243, 900	318, 800	357, 800	390, 100
	55	254, 200	331, 900	371, 700	403, 800		55	244, 700	319, 600	358, 400	390, 500
	56	255, 000	332, 600	371, 900	404, 100		56	245, 500	320, 300	358, 900	390, 800
	57	255, 900	333, 300	372, 200	404, 400		57	246, 400	321, 000	359, 300	391, 100
	58	256, 700	333, 900	372, 500	404, 600		58	247, 200	321, 600	359, 700	391, 400
	59	257, 400	334, 700	372, 800	404, 900		59	247, 900	322, 300	360, 100	391, 700
	60	258, 100	335, 400	373, 000	405, 200		60	248, 600	323, 000	360, 500	392, 000
	61	258, 800	336, 100	373, 300	405, 500		61	249, 300	323, 700	360, 800	392, 300
	62	259, 500	336, 700	373, 600	405, 700		62	250, 000	324, 300	361, 100	392, 600
	63	260, 200	337, 300	373, 900	406, 000		63	250, 700	324, 900	361, 400	392, 900
	64	260, 900	337, 900	374, 100	406, 300		64	251, 400	325, 500	361, 700	393, 200
	65	261, 600	338, 500	374, 400	406, 600		65	252, 100	326, 100	362, 000	393, 500
	66	262, 300	338, 900	374, 700	406, 800		66	252, 800	326, 600	362, 300	393, 800
	67	263, 000	339, 100	375, 000	407, 100		67	253, 500	327, 100	362, 600	394, 100
	68	263, 700	339, 400	375, 200	407, 400		68	254, 200	327, 600	362, 900	394, 400
	69	264, 400	339, 700	375, 500	407, 700		69	254, 900	328, 100	363, 200	394, 700
	70	265, 100	340, 000	375, 800	407, 900		70	255, 600	328, 500	363, 500	394, 900
	71	265, 800	340, 200	376, 100	408, 200		71	256, 300	328, 900	363, 800	395, 200
	72	266, 500	340, 500	376, 300	408, 500		72	257, 000	329, 400	364, 000	395, 500
	73	267, 200	340, 800	376, 600	408, 800		73	257, 700	329, 800	364, 300	395, 800

74	267, 900	341, 100	376, 900	409, 100
75	268, 600	341, 300	377, 100	409, 400
76	269, 300	341, 600	377, 400	409, 700
77	270, 000	341, 900	377, 700	409, 900
78	270, 700	342, 200	378, 000	410, 200
79	271, 400	342, 400	378, 200	410, 500
80	272, 100	342, 700	378, 500	410, 800
81	272, 800	343, 000	378, 800	411, 100
82	273, 600	343, 300	379, 000	411, 400
83	274, 300	343, 500	379, 300	411, 700
84	275, 000	343, 800	379, 600	412, 000
85	275, 800	344, 100	379, 900	412, 200
86	276, 600	344, 300	380, 100	412, 500
87	277, 400	344, 600	380, 400	412, 800
88	278, 100	344, 900	380, 700	413, 100
89	278, 900	345, 100	381, 000	413, 400
90	279, 700	345, 400	381, 200	413, 700
91	280, 400	345, 700	381, 500	414, 000
92	281, 200	345, 900	381, 800	414, 300
93	282, 000	346, 200	382, 100	414, 600
94	282, 800	346, 500	382, 300	414, 900
95	283, 600	346, 800	382, 600	415, 200
96	284, 400	347, 000	382, 900	415, 500
97	285, 200	347, 300	383, 200	415, 800
98	285, 900	347, 600	383, 400	416, 100
99	286, 600	347, 900	383, 700	416, 400
100	287, 300	348, 200	384, 000	416, 700
101	288, 000	348, 400	384, 200	417, 000
102	288, 800	348, 700	384, 500	417, 300

74	258, 400	330, 300	364, 600	396, 100
75	259, 100	330, 700	364, 900	396, 400
76	259, 800	331, 000	365, 200	396, 700
77	260, 500	331, 300	365, 500	396, 900
78	261, 200	331, 600	365, 800	397, 200
79	261, 900	331, 900	366, 000	397, 500
80	262, 600	332, 200	366, 300	397, 800
81	263, 300	332, 500	366, 600	398, 100
82	264, 100	332, 800	366, 900	398, 400
83	264, 800	333, 100	367, 200	398, 700
84	265, 500	333, 400	367, 500	399, 000
85	266, 300	333, 700	367, 800	399, 200
86	267, 100	334, 000	368, 000	399, 500
87	267, 900	334, 300	368, 300	399, 800
88	268, 600	334, 600	368, 600	400, 100
89	269, 400	334, 800	368, 900	400, 400
90	270, 200	335, 100	369, 200	400, 700
91	270, 900	335, 400	369, 500	401, 000
92	271, 700	335, 700	369, 800	401, 300
93	272, 500	336, 000	370, 100	401, 600
94	273, 300	336, 300	370, 400	401, 900
95	274, 100	336, 600	370, 700	402, 200
96	274, 900	336, 800	371, 000	402, 500
97	275, 700	337, 100	371, 300	402, 800
98	276, 400	337, 400	371, 500	403, 100
99	277, 100	337, 700	371, 800	403, 400
100	277, 800	338, 000	372, 100	403, 700
101	278, 500	338, 200	372, 400	404, 000
102	279, 300	338, 500	372, 700	404, 300

103	289, 500	349, 000	384, 800	417, 600
104	290, 300	349, 200	385, 100	417, 900
105	291, 100	349, 500	385, 300	418, 200
106	291, 900	349, 800	385, 600	418, 500
107	292, 700	350, 100	385, 900	418, 800
108	293, 500	350, 300	386, 200	419, 100
109	294, 300	350, 600	386, 400	419, 400
110	294, 900	350, 900	386, 700	419, 700
111	295, 600	351, 200	387, 000	420, 000
112	296, 300	351, 400	387, 300	420, 300
113	297, 000	351, 700	387, 500	420, 600
114	297, 600	352, 000	387, 800	420, 900
115	298, 200	352, 300	388, 100	421, 200
116	298, 700	352, 600	388, 300	421, 500
117	299, 200	352, 900	388, 600	421, 800
118	299, 700	353, 200	388, 900	422, 100
119	300, 100	353, 500	389, 100	422, 400
120	300, 400	353, 800	389, 400	422, 700
121	300, 700	354, 100	389, 700	423, 000
122	301, 000	354, 400	390, 000	423, 300
123	301, 300	354, 700	390, 200	423, 600
124	301, 600	355, 000	390, 500	423, 900
125	301, 900	355, 300	390, 800	424, 200
126	302, 200	355, 600	391, 100	424, 500
127	302, 500	355, 900	391, 400	424, 800
128	302, 700	356, 200	391, 700	425, 100
129	303, 000	356, 500	392, 000	425, 400
130	303, 300	356, 800	392, 300	425, 700
131	303, 600	357, 100	392, 600	426, 000

103	280, 100	338, 800	373, 000	404, 600
104	280, 900	339, 100	373, 300	404, 900
105	281, 700	339, 400	373, 500	405, 200
106	282, 500	339, 700	373, 800	405, 500
107	283, 300	340, 000	374, 100	405, 800
108	284, 100	340, 200	374, 400	406, 100
109	284, 900	340, 500	374, 700	406, 400
110	285, 600	340, 800	375, 000	406, 700
111	286, 300	341, 100	375, 300	407, 000
112	287, 000	341, 400	375, 600	407, 300
113	287, 700	341, 700	375, 800	407, 600
114	288, 300	342, 000	376, 100	407, 900
115	288, 900	342, 300	376, 400	408, 200
116	289, 500	342, 600	376, 700	408, 500
117	290, 100	342, 900	377, 000	408, 800
118	290, 600	343, 200	377, 300	409, 100
119	291, 000	343, 500	377, 600	409, 400
120	291, 400	343, 800	377, 900	409, 700
121	291, 800	344, 100	378, 200	410, 000
122	292, 100	344, 400	378, 500	410, 300
123	292, 400	344, 700	378, 700	410, 600
124	292, 700	345, 000	379, 000	410, 900
125	293, 000	345, 300	379, 300	411, 200
126	293, 300	345, 600	379, 600	411, 500
127	293, 600	345, 900	379, 900	411, 800
128	293, 900	346, 200	380, 200	412, 100
129	294, 200	346, 500	380, 500	412, 400
130	294, 500	346, 800	380, 800	412, 700
131	294, 800	347, 100	381, 100	413, 000

132	303, 800	357, 400	392, 900	426, 300	
133	304, 100	357, 700	393, 200	426, 600	
134	304, 400	358, 000	393, 500	426, 900	
135	304, 700	358, 300	393, 800	427, 200	
136	305, 000	358, 600	394, 100	427, 500	
137	305, 300	358, 900	394, 400	427, 800	
138	305, 600	359, 200	394, 700	428, 100	
139	305, 800	359, 500	395, 000	428, 400	
140	306, 100	359, 800	395, 300	428, 700	
141	306, 400	360, 100	395, 600	429, 000	
142	306, 600	360, 400	395, 900	429, 300	
143	306, 900	360, 700	396, 200	429, 600	
144	307, 200	361, 000	396, 500	429, 900	
145	307, 500	361, 300	396, 800	430, 200	
146	307, 700	361, 600	397, 100	430, 500	
147	308, 000	361, 900	397, 400	430, 800	
148	308, 300	362, 200	397, 700	431, 100	
149	308, 600	362, 500	398, 000	431, 400	
150	308, 800	362, 800	398, 300		
151	309, 100	363, 100	398, 600		
152	309, 400	363, 400	398, 900		
153	309, 700	363, 700	399, 200		
154	309, 900	364, 000	399, 500		
155	310, 200	364, 300	399, 800		
156	310, 500	364, 600	400, 100		
157	310, 800	364, 900	400, 400		
158	311, 100	365, 200	400, 700		
159	311, 400	365, 500	401, 000		
160	311, 600	365, 800	401, 300		

132	295, 000	347, 400	381, 400	413, 300	
133	295, 300	347, 700	381, 700	413, 600	
134	295, 600	348, 000	382, 000	413, 900	
135	295, 900	348, 300	382, 300	414, 200	
136	296, 200	348, 600	382, 600	414, 500	
137	296, 500	348, 900	382, 900	414, 800	
138	296, 800	349, 200	383, 200	415, 100	
139	297, 000	349, 500	383, 500	415, 400	
140	297, 300	349, 800	383, 800	415, 700	
141	297, 600	350, 100	384, 100	416, 000	
142	297, 900	350, 400	384, 400	416, 300	
143	298, 200	350, 700	384, 700	416, 600	
144	298, 500	351, 000	385, 000	416, 900	
145	298, 800	351, 300	385, 300	417, 200	
146	299, 000	351, 600	385, 600	417, 500	
147	299, 300	351, 900	385, 900	417, 800	
148	299, 600	352, 200	386, 200	418, 100	
149	299, 900	352, 500	386, 500	418, 400	
150	300, 200	352, 800	386, 800		
151	300, 500	353, 100	387, 100		
152	300, 800	353, 400	387, 400		
153	301, 100	353, 700	387, 700		
154	301, 300	354, 000	388, 000		
155	301, 600	354, 300	388, 300		
156	301, 900	354, 600	388, 600		
157	302, 200	354, 900	388, 900		
158	302, 500	355, 200	389, 200		
159	302, 800	355, 500	389, 500		
160	303, 100	355, 800	389, 800		

	161	311, 900	366, 100	401, 600	
	162	312, 200	366, 400	401, 900	
	163	312, 500	366, 700	402, 200	
	164	312, 700	367, 000	402, 500	
	165	313, 000	367, 300	402, 800	
	166	313, 300	367, 600	403, 100	
	167	313, 600	367, 900	403, 400	
	168	313, 900	368, 200	403, 700	
	169	314, 200	368, 500	404, 000	
	170	314, 500	368, 800	404, 300	
	171	314, 800	369, 100	404, 600	
	172	315, 100	369, 400	404, 900	
	173	315, 400	369, 700	405, 200	
	174	315, 700	370, 000	405, 500	
	175	316, 000	370, 300	405, 800	
	176	316, 300	370, 600	406, 100	
	177	316, 600	370, 900	406, 400	
	178	316, 900	371, 200	406, 700	
	179	317, 200	371, 500	407, 000	
	180	317, 500	371, 800	407, 300	
	181	317, 800	372, 100	407, 600	
	182	318, 100	372, 400	407, 900	
	183	318, 400	372, 700	408, 200	
	184	318, 700	373, 000	408, 500	
	185	319, 000	373, 300	408, 800	
	186	319, 300	373, 600	409, 100	
	187	319, 600	373, 900	409, 400	
	188	319, 900	374, 200	409, 700	
	189	320, 200	374, 500	410, 000	

	161	303, 400	356, 100	390, 100	
	162	303, 700	356, 400	390, 400	
	163	304, 000	356, 700	390, 700	
	164	304, 200	357, 000	391, 000	
	165	304, 500	357, 300	391, 300	
	166	304, 800	357, 600	391, 600	
	167	305, 100	357, 900	391, 900	
	168	305, 400	358, 200	392, 200	
	169	305, 700	358, 500	392, 500	
	170	306, 000	358, 800	392, 800	
	171	306, 300	359, 100	393, 100	
	172	306, 600	359, 400	393, 400	
	173	306, 900	359, 700	393, 700	
	174	307, 200	360, 000	394, 000	
	175	307, 500	360, 300	394, 300	
	176	307, 800	360, 600	394, 600	
	177	308, 100	360, 900	394, 900	
	178	308, 400	361, 200	395, 200	
	179	308, 700	361, 500	395, 500	
	180	309, 000	361, 800	395, 800	
	181	309, 300	362, 100	396, 100	
	182	309, 600	362, 400	396, 400	
	183	309, 900	362, 700	396, 700	
	184	310, 200	363, 000	397, 000	
	185	310, 500	363, 300	397, 300	
	186	310, 800	363, 600	397, 600	
	187	311, 100	363, 900	397, 900	
	188	311, 400	364, 200	398, 200	
	189	311, 700	364, 500	398, 500	

	190	320, 500	374, 800	410, 300			190	312, 000	364, 800	398, 800	
	191	320, 800	375, 100	410, 600			191	312, 300	365, 100	399, 100	
	192	321, 100	375, 400	410, 900			192	312, 600	365, 400	399, 400	
	193	321, 400	375, 700	411, 200			193	312, 900	365, 700	399, 700	
	194	321, 700	376, 000				194	313, 200	366, 000		
	195	322, 000	376, 300				195	313, 500	366, 300		
	196	322, 300	376, 600				196	313, 800	366, 600		
	197	322, 600	376, 900				197	314, 100	366, 900		
	198	322, 900	377, 200				198	314, 400	367, 200		
	199	323, 200	377, 500				199	314, 700	367, 500		
	200	323, 500	377, 800				200	315, 000	367, 800		
	201	323, 800	378, 100				201	315, 300	368, 100		
	202	324, 100	378, 400				202	315, 600	368, 400		
	203	324, 400	378, 700				203	315, 900	368, 700		
	204	324, 700	379, 000				204	316, 200	369, 000		
	205	325, 000	379, 300				205	316, 500	369, 300		
	206	325, 300	379, 600				206	316, 800	369, 600		
	207	325, 600	379, 900				207	317, 100	369, 900		
	208	325, 900	380, 200				208	317, 400	370, 200		
	209	326, 200	380, 500				209	317, 700	370, 500		
	210	326, 500	380, 800				210	318, 000	370, 800		
	211	326, 800	381, 100				211	318, 300	371, 100		
	212	327, 100	381, 400				212	318, 600	371, 400		
	213	327, 400	381, 700				213	318, 900	371, 700		
	214	327, 700	382, 000				214	319, 200	372, 000		
	215	328, 000	382, 300				215	319, 500	372, 300		
	216	328, 300	382, 600				216	319, 800	372, 600		
	217	328, 600	382, 900				217	320, 100	372, 900		
	218	328, 900	383, 200				218	320, 400	373, 200		

	219	329, 200	383, 500				219	320, 700	373, 500		
	220	329, 500	383, 800				220	321, 000	373, 800		
	221	329, 800	384, 100				221	321, 300	374, 100		
	222	330, 100	384, 400				222	321, 600	374, 400		
	223	330, 400	384, 700				223	321, 900	374, 700		
	224	330, 700	385, 000				224	322, 200	375, 000		
	225	331, 000	385, 300				225	322, 500	375, 300		
	226	331, 300					226	322, 800			
	227	331, 600					227	323, 100			
	228	331, 900					228	323, 400			
	229	332, 200					229	323, 700			
	230	332, 500					230	324, 000			
	231	332, 800					231	324, 300			
	232	333, 100					232	324, 600			
	233	333, 400					233	324, 900			
	234	333, 700					234	325, 200			
	235	334, 000					235	325, 500			
	236	334, 300					236	325, 800			
	237	334, 600					237	326, 100			
	238	334, 900					238	326, 400			
	239	335, 200					239	326, 700			
	240	335, 500					240	327, 000			
	241	335, 800					241	327, 300			
	242	336, 100					242	327, 600			
	243	336, 400					243	327, 900			
	244	336, 700					244	328, 200			
	245	337, 000					245	328, 500			
	246	337, 300					246	328, 800			
	247	337, 600					247	329, 100			

	248	337,900			
	249	338,200			
	250	338,500			
	251	338,800			
	252	339,100			
	253	339,400			
	254	339,700			
	255	340,000			
	256	340,300			
	257	340,600			
	258	340,900			
	259	341,200			
	260	341,500			
	261	341,800			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		237,100	253,500	276,400	312,200

備考　……（略）

別表第３（第３条関係）

医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級 / 号給	１級	２級	３級
		給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円
	1	297,000	489,500	516,500
	2	299,300	491,400	519,300
	3	301,600	493,300	522,100
	4	304,000	495,100	524,800

	248	329,400			
	249	329,700			
	250	330,000			
	251	330,300			
	252	330,600			
	253	330,900			
	254	331,200			
	255	331,500			
	256	331,800			
	257	332,100			
	258	332,400			
	259	332,700			
	260	333,000			
	261	333,300			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		219,300	234,400	255,600	288,700

備考　……（略）

別表第３（第３条関係）

医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級 / 号給	１級	２級	３級
		給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円
	1	283,000	472,500	498,000
	2	285,300	474,400	500,800
	3	287,600	476,300	503,600
	4	290,000	478,100	506,300

	5	306, 400	496, 900	527, 500
	6	308, 800	498, 700	530, 200
	7	311, 200	500, 500	532, 800
	8	313, 600	502, 300	535, 300
	9	316, 000	504, 100	537, 900
	10	318, 400	505, 800	540, 500
	11	320, 800	507, 500	543, 000
	12	323, 200	509, 200	545, 500
	13	325, 600	510, 800	547, 900
	14	328, 200	512, 400	550, 400
	15	330, 900	513, 900	552, 900
	16	333, 600	515, 300	555, 400
	17	336, 400	516, 600	557, 900
	18	339, 300	517, 700	560, 400
	19	342, 300	518, 700	562, 900
	20	345, 400	519, 700	565, 400
	21	348, 400	520, 600	567, 900
	22	351, 100	521, 500	570, 400
	23	353, 700	522, 400	572, 900
	24	356, 300	523, 300	575, 300
	25	358, 800	524, 200	577, 600
	26	361, 200	525, 000	579, 700
	27	363, 600	525, 800	581, 800
	28	366, 100	526, 600	583, 800
	29	368, 500	527, 300	585, 800
	30	370, 800	528, 000	587, 600
	31	373, 200	528, 600	589, 300
	32	375, 700	529, 100	590, 900
	33	378, 100	529, 700	592, 400

	5	292, 400	479, 900	509, 000
	6	294, 800	481, 700	511, 700
	7	297, 200	483, 500	514, 300
	8	299, 600	485, 300	516, 800
	9	302, 000	487, 100	519, 400
	10	304, 400	488, 800	522, 000
	11	306, 800	490, 500	524, 500
	12	309, 200	492, 100	526, 900
	13	311, 600	493, 700	529, 300
	14	314, 200	495, 200	531, 800
	15	316, 800	496, 600	534, 300
	16	319, 500	497, 900	536, 800
	17	322, 200	499, 200	539, 200
	18	325, 100	500, 300	541, 700
	19	328, 000	501, 300	544, 100
	20	331, 100	502, 200	546, 500
	21	334, 100	503, 100	548, 900
	22	336, 800	504, 000	551, 300
	23	339, 400	504, 900	553, 700
	24	341, 900	505, 800	556, 000
	25	344, 400	506, 600	558, 300
	26	346, 800	507, 400	560, 300
	27	349, 200	508, 200	562, 300
	28	351, 700	508, 900	564, 300
	29	354, 100	509, 600	566, 200
	30	356, 400	510, 300	568, 000
	31	358, 800	510, 900	569, 600
	32	361, 300	511, 400	571, 100
	33	363, 700	511, 900	572, 500

	34	380, 500	530, 300	593, 900		34	366, 100	512, 500	573, 900
	35	383, 000	530, 900	595, 300		35	368, 600	513, 100	575, 300
	36	385, 400	531, 500	596, 700		36	371, 000	513, 700	576, 700
	37	387, 700	532, 100	598, 100		37	373, 300	514, 200	578, 100
	38	389, 800	532, 700	599, 400		38	375, 400	514, 800	579, 400
	39	391, 900	533, 300	600, 800		39	377, 500	515, 400	580, 700
	40	394, 000	533, 900	602, 100		40	379, 600	516, 000	582, 000
	41	396, 000	534, 500	603, 400		41	381, 600	516, 500	583, 200
	42	398, 100	535, 100	604, 500		42	383, 700	517, 100	584, 300
	43	400, 100	535, 700	605, 600		43	385, 700	517, 700	585, 400
	44	402, 100	536, 300	606, 800		44	387, 700	518, 200	586, 500
	45	404, 100	536, 900	607, 900		45	389, 700	518, 800	587, 600
	46	406, 100	537, 500	609, 100		46	391, 700	519, 400	588, 700
	47	408, 100	538, 100	610, 200		47	393, 800	520, 000	589, 800
	48	410, 100	538, 700	611, 300		48	395, 800	520, 500	590, 900
	49	412, 000	539, 300	612, 400		49	397, 700	521, 000	591, 900
	50	413, 200	539, 900	613, 400		50	398, 900	521, 600	592, 900
	51	414, 300	540, 500	614, 400		51	400, 100	522, 100	593, 900
	52	415, 400	541, 100	615, 500		52	401, 200	522, 700	594, 900
	53	416, 500	541, 600	616, 500		53	402, 300	523, 200	595, 900
	54	417, 600	542, 100	617, 600		54	403, 400	523, 700	596, 900
	55	418, 700	542, 600	618, 600		55	404, 500	524, 200	597, 900
	56	419, 800	543, 100	619, 500		56	405, 600	524, 700	598, 800
	57	420, 800	543, 600	620, 500		57	406, 600	525, 200	599, 700
	58	421, 600	544, 100	621, 500		58	407, 400	525, 700	600, 700
	59	422, 500	544, 600	622, 400		59	408, 300	526, 200	601, 600
	60	423, 400	545, 100	623, 300		60	409, 200	526, 700	602, 500
	61	424, 300	545, 600	624, 300		61	410, 100	527, 200	603, 400
	62	425, 100	546, 100	625, 300		62	410, 900	527, 700	604, 300

	63	425, 900	546, 600	626, 200		63	411, 700	528, 200	605, 200
	64	426, 700	547, 100	627, 100		64	412, 500	528, 700	606, 100
	65	427, 300	547, 600	628, 000		65	413, 200	529, 200	606, 900
	66	427, 900	548, 100	628, 900		66	413, 800	529, 700	607, 800
	67	428, 400	548, 600	629, 800		67	414, 400	530, 200	608, 700
	68	429, 000	549, 100	630, 700		68	415, 000	530, 700	609, 600
	69	429, 600	549, 600	631, 600		69	415, 600	531, 200	610, 400
	70	430, 100		632, 500		70	416, 100		611, 300
	71	430, 600		633, 400		71	416, 600		612, 200
	72	431, 000		634, 200		72	417, 000		613, 000
	73	431, 400		634, 900		73	417, 400		613, 700
	74	431, 900		635, 800		74	417, 900		614, 500
	75	432, 300		636, 600		75	418, 300		615, 300
	76	432, 700		637, 400		76	418, 700		616, 100
	77	433, 200		638, 200		77	419, 200		616, 900
	78	433, 700		639, 000		78	419, 700		617, 600
	79	434, 100		639, 800		79	420, 100		618, 400
	80	434, 500		640, 600		80	420, 500		619, 200
	81	435, 000		641, 400		81	421, 000		620, 000
	82	435, 500		642, 200		82	421, 500		620, 700
	83	435, 900		642, 900		83	421, 900		621, 400
	84	436, 300		643, 700		84	422, 300		622, 200
	85	436, 600		644, 400		85	422, 600		622, 900
	86	437, 100		645, 200		86	423, 100		623, 600
	87	437, 500		646, 000		87	423, 500		624, 400
	88	437, 900		646, 700		88	423, 900		625, 100
	89	438, 200		647, 400		89	424, 200		625, 800
	90	438, 600		648, 100		90	424, 600		626, 400
	91	439, 000		648, 800		91	425, 000		627, 100

92	439, 400		649, 500	
93	439, 700		650, 200	
94	440, 100		650, 900	
95	440, 500		651, 600	
96	440, 900		652, 300	
97	441, 200		653, 000	
98	441, 600		653, 700	
99	442, 000		654, 400	
100	442, 400		655, 100	
101	442, 700		655, 800	
102	443, 100		656, 500	
103	443, 500		657, 200	
104	443, 900		657, 900	
105	444, 200		658, 600	
106	444, 600		659, 300	
107	445, 000		660, 000	
108	445, 400		660, 700	
109	445, 700		661, 400	
110			662, 100	
111			662, 800	
112			663, 500	
113			664, 200	
114			664, 900	
115			665, 600	
116			666, 300	
117			667, 000	
118			667, 700	
119			668, 400	
120			669, 100	

92	425, 400		627, 800	
93	425, 700		628, 500	
94	426, 100		629, 200	
95	426, 500		629, 900	
96	426, 900		630, 600	
97	427, 200		631, 300	
98	427, 600		632, 000	
99	428, 000		632, 700	
100	428, 400		633, 400	
101	428, 700		634, 100	
102	429, 100		634, 800	
103	429, 500		635, 500	
104	429, 900		636, 200	
105	430, 200		636, 900	
106	430, 600		637, 600	
107	431, 000		638, 300	
108	431, 400		639, 000	
109	431, 700		639, 700	
110			640, 400	
111			641, 100	
112			641, 800	
113			642, 500	
114			643, 200	
115			643, 900	
116			644, 600	
117			645, 300	
118			646, 000	
119			646, 700	
120			647, 400	

	121			669,800
	122			670,500
	123			671,200
	124			671,900
	125			672,600
	126			673,300
	127			674,000
	128			674,700
	129			675,400
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		336,000	403,600	441,900

備考　……（略）

別表第４（第３条関係）

医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級	５級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	206,100	264,200	286,600	424,600	561,100
	2	207,100	265,100	287,900	427,100	563,900
	3	208,200	266,100	289,200	429,400	566,700
	4	209,300	266,900	290,500	431,800	569,500
	5	210,400	267,800	291,900	434,200	572,300
	6	211,600	268,700	293,300	436,500	575,100
	7	212,900	269,600	294,700	438,800	577,900
	8	214,200	270,500	295,900	441,100	580,700
	9	215,600	271,600	297,300	443,500	
	10	217,000	272,600	298,600	445,800	
	11	218,400	273,700	300,000	448,000	

	121			648,100
	122			648,800
	123			649,500
	124			650,200
	125			650,900
	126			651,600
	127			652,300
	128			653,000
	129			653,700
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		305,200	366,600	427,000

備考　……（略）

別表第４（第３条関係）

医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級	５級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	196,600	253,400	273,000	408,800	542,100
	2	197,600	254,300	274,300	411,300	544,800
	3	198,700	255,300	275,600	413,600	547,500
	4	199,800	256,100	276,900	416,000	550,200
	5	200,900	257,000	278,300	418,400	552,900
	6	202,100	257,900	279,700	420,700	555,600
	7	203,400	258,800	281,100	423,000	558,300
	8	204,700	259,700	282,300	425,300	561,000
	9	206,100	260,800	283,700	427,700	
	10	207,500	261,800	285,000	430,000	
	11	208,900	262,900	286,400	432,200	

	12	220,000	274,800	301,600	450,200	
	13	221,600	276,000	303,100	452,500	
	14	223,100	277,200	304,600	454,700	
	15	224,600	278,500	306,100	456,800	
	16	226,200	279,800	307,700	458,900	
	17	227,900	281,100	309,400	460,800	
	18	229,500	282,400	311,300	462,600	
	19	231,100	283,700	313,100	464,500	
	20	232,700	284,900	314,900	466,300	
	21	234,400	286,300	316,800	468,000	
	22	237,100	287,600	318,700	469,700	
	23	239,800	289,000	320,600	471,300	
	24	242,500	290,300	322,400	473,100	
	25	245,200	291,700	324,200	474,800	
	26	247,000	293,200	326,100	476,200	
	27	248,900	294,700	327,900	477,300	
	28	250,900	296,300	329,700	478,100	
	29	252,900	297,900	331,600	478,900	
	30	254,000	299,700	333,500	479,700	
	31	255,100	301,500	335,400	480,500	
	32	256,200	303,300	337,200	481,200	
	33	257,300	305,200	339,100	482,000	
	34	258,400	306,700	340,900	482,800	
	35	259,600	308,300	342,900	483,500	
	36	260,800	309,700	344,800	484,200	
	37	261,900	311,000	346,600	485,000	
	38	262,800	312,200	348,500	485,700	
	39	263,800	313,400	350,400	486,500	
	40	264,600	314,700	352,200	487,200	

	12	210,500	264,000	288,000	434,400	
	13	212,100	265,200	289,500	436,700	
	14	213,600	266,400	291,000	438,900	
	15	215,100	267,600	292,500	441,000	
	16	216,700	268,900	294,100	443,100	
	17	218,400	270,200	295,800	445,000	
	18	220,000	271,500	297,700	446,800	
	19	221,600	272,700	299,500	448,700	
	20	223,200	273,900	301,300	450,500	
	21	224,900	275,300	303,200	452,200	
	22	227,600	276,600	305,100	453,900	
	23	230,300	278,000	307,000	455,500	
	24	233,000	279,200	308,800	457,200	
	25	235,700	280,500	310,600	458,900	
	26	237,500	282,000	312,500	460,300	
	27	239,400	283,400	314,300	461,300	
	28	241,400	284,900	316,100	462,100	
	29	243,400	286,400	318,000	462,900	
	30	244,500	288,200	319,900	463,700	
	31	245,600	290,000	321,800	464,400	
	32	246,700	291,800	323,600	465,100	
	33	247,800	293,700	325,400	465,800	
	34	248,900	295,200	327,100	466,500	
	35	250,100	296,700	329,100	467,200	
	36	251,300	298,000	331,000	467,900	
	37	252,400	299,200	332,800	468,600	
	38	253,300	300,400	334,700	469,300	
	39	254,300	301,600	336,500	470,000	
	40	255,100	302,900	338,300	470,600	

	41	265, 500	316, 000	354, 100	487, 900	
	42	266, 400	317, 300	356, 000	488, 600	
	43	267, 300	318, 500	357, 800	489, 200	
	44	268, 200	319, 600	359, 700	489, 800	
	45	269, 100	320, 800	361, 600	490, 400	
	46	270, 100	322, 000	363, 500	491, 000	
	47	271, 200	323, 300	365, 400	491, 600	
	48	272, 300	324, 500	367, 300	492, 200	
	49	273, 400	325, 600	369, 300	492, 800	
	50	274, 400	326, 700	371, 700	493, 400	
	51	275, 400	327, 800	374, 100	494, 000	
	52	276, 400	328, 900	376, 500	494, 500	
	53	277, 300	330, 000	378, 900	495, 000	
	54	278, 200	331, 100	381, 100	495, 600	
	55	279, 100	332, 100	383, 100	496, 100	
	56	280, 100	333, 300	385, 100	496, 600	
	57	281, 100	334, 400	387, 000	497, 100	
	58	282, 100	335, 500	388, 800	497, 600	
	59	283, 000	336, 500	390, 600	498, 100	
	60	283, 900	337, 600	392, 300	498, 600	
	61	284, 900	338, 700	394, 100	499, 100	
	62	285, 800	339, 700	395, 900	499, 600	
	63	286, 700	340, 800	397, 700	500, 100	
	64	287, 700	341, 900	399, 400	500, 600	
	65	288, 600	343, 000	401, 000	501, 100	
	66	289, 400	344, 000	402, 600	501, 600	
	67	290, 200	345, 100	404, 100	502, 100	
	68	291, 200	346, 200	405, 400	502, 600	
	69	292, 200	347, 300	406, 700	503, 100	

	41	256, 000	304, 200	340, 200	471, 200	
	42	256, 900	305, 500	342, 000	471, 900	
	43	257, 800	306, 700	343, 800	472, 500	
	44	258, 700	307, 800	345, 700	473, 100	
	45	259, 600	309, 000	347, 600	473, 700	
	46	260, 600	310, 200	349, 500	474, 300	
	47	261, 700	311, 500	351, 400	474, 900	
	48	262, 800	312, 700	353, 300	475, 500	
	49	263, 900	313, 800	355, 300	476, 100	
	50	264, 900	314, 900	357, 700	476, 700	
	51	265, 900	316, 000	360, 100	477, 300	
	52	266, 900	317, 200	362, 500	477, 800	
	53	267, 800	318, 400	364, 900	478, 300	
	54	268, 700	319, 500	367, 100	478, 900	
	55	269, 600	320, 500	369, 100	479, 400	
	56	270, 600	321, 700	371, 100	479, 900	
	57	271, 600	322, 900	373, 000	480, 400	
	58	272, 600	324, 100	374, 800	480, 900	
	59	273, 500	325, 200	376, 600	481, 400	
	60	274, 400	326, 300	378, 300	481, 900	
	61	275, 400	327, 400	380, 100	482, 400	
	62	276, 300	328, 400	381, 900	482, 900	
	63	277, 200	329, 500	383, 700	483, 400	
	64	278, 200	330, 600	385, 400	483, 900	
	65	279, 100	331, 800	387, 000	484, 400	
	66	279, 900	332, 900	388, 600	484, 900	
	67	280, 700	334, 000	390, 100	485, 400	
	68	281, 700	335, 100	391, 400	485, 900	
	69	282, 700	336, 200	392, 700	486, 400	

	70	293, 100	348, 300	407, 500	503, 600	
	71	293, 900	349, 400	408, 300	504, 100	
	72	294, 800	350, 400	409, 000	504, 600	
	73	295, 700	351, 500	409, 700	505, 100	
	74	296, 600	352, 400	410, 300	505, 600	
	75	297, 500	353, 300	410, 900	506, 100	
	76	298, 300	354, 200	411, 500		
	77	299, 100	355, 100	412, 200		
	78	300, 000	355, 900	412, 800		
	79	300, 800	356, 600	413, 400		
	80	301, 600	357, 300	413, 900		
	81	302, 400	358, 000	414, 400		
	82	303, 200	358, 600	415, 000		
	83	304, 000	359, 100	415, 500		
	84	304, 900	359, 700	416, 000		
	85	305, 700	360, 200	416, 500		
	86	306, 500	360, 800	417, 000		
	87	307, 300	361, 300	417, 500		
	88	308, 000	361, 800	418, 000		
	89	309, 000	362, 300	418, 600		
	90	309, 700	362, 900	419, 200		
	91	310, 600	363, 400	419, 700		
	92	311, 500	363, 800	420, 200		
	93	312, 300	364, 300	420, 700		
	94	313, 100	364, 800	421, 300		
	95	313, 900	365, 300	421, 800		
	96	314, 700	365, 800	422, 300		
	97	315, 400	366, 200	422, 800		
	98	316, 100	366, 700	423, 300		

	70	283, 600	337, 300	393, 500	486, 900	
	71	284, 400	338, 400	394, 300	487, 400	
	72	285, 300	339, 400	395, 000	487, 900	
	73	286, 200	340, 500	395, 700	488, 400	
	74	287, 100	341, 400	396, 300	488, 900	
	75	288, 000	342, 300	396, 900	489, 400	
	76	288, 800	343, 200	397, 500		
	77	289, 600	344, 200	398, 200		
	78	290, 500	345, 000	398, 800		
	79	291, 300	345, 800	399, 400		
	80	292, 100	346, 500	400, 000		
	81	292, 900	347, 200	400, 500		
	82	293, 700	347, 800	401, 100		
	83	294, 500	348, 300	401, 700		
	84	295, 400	348, 900	402, 200		
	85	296, 200	349, 400	402, 700		
	86	297, 000	350, 000	403, 200		
	87	297, 800	350, 500	403, 700		
	88	298, 500	351, 000	404, 300		
	89	299, 500	351, 500	404, 900		
	90	300, 200	352, 100	405, 500		
	91	301, 100	352, 600	406, 100		
	92	302, 000	353, 000	406, 600		
	93	302, 800	353, 500	407, 100		
	94	303, 600	354, 000	407, 700		
	95	304, 500	354, 500	408, 200		
	96	305, 300	355, 000	408, 700		
	97	306, 100	355, 400	409, 200		
	98	306, 900	355, 900	409, 700		

99	316, 900	367, 100	423, 800			
100	317, 700	367, 600	424, 300			
101	318, 500	368, 100	424, 800			
102	319, 300	368, 500	425, 300			
103	320, 000	369, 000	425, 800			
104	320, 700	369, 300	426, 300			
105	321, 400	369, 600	426, 700			
106	322, 000	369, 900	427, 200			
107	322, 600	370, 300	427, 700			
108	323, 300	370, 700	428, 100			
109	324, 000	371, 100	428, 500			
110	324, 600	371, 400	429, 000			
111	325, 100	371, 800	429, 500			
112	325, 600	372, 200	429, 900			
113	326, 100	372, 600	430, 300			
114	326, 600	373, 000	430, 800			
115	327, 100	373, 300	431, 300			
116	327, 600	373, 700	431, 700			
117	328, 000	374, 100	432, 100			
118	328, 300	374, 400	432, 600			
119	328, 600	374, 800	433, 000			
120	328, 900	375, 200	433, 400			
121	329, 200	375, 600	433, 800			
122	329, 500	375, 900	434, 300			
123	329, 800	376, 300	434, 700			
124	330, 100	376, 700	435, 100			
125	330, 400	377, 100	435, 500			
126	330, 700		435, 900			
127	331, 000		436, 300			

99	307, 800	356, 300	410, 200			
100	308, 600	356, 800	410, 700			
101	309, 400	357, 300	411, 200			
102	310, 200	357, 700	411, 700			
103	310, 900	358, 200	412, 200			
104	311, 700	358, 500	412, 700			
105	312, 400	358, 800	413, 100			
106	313, 000	359, 100	413, 600			
107	313, 600	359, 500	414, 100			
108	314, 400	359, 900	414, 500			
109	315, 100	360, 300	414, 900			
110	315, 800	360, 600	415, 400			
111	316, 400	361, 000	415, 900			
112	317, 000	361, 400	416, 300			
113	317, 500	361, 800	416, 700			
114	318, 000	362, 200	417, 200			
115	318, 600	362, 500	417, 700			
116	319, 100	362, 900	418, 100			
117	319, 500	363, 300	418, 500			
118	319, 800	363, 600	419, 000			
119	320, 100	364, 000	419, 400			
120	320, 400	364, 400	419, 800			
121	320, 700	364, 800	420, 200			
122	321, 000	365, 100	420, 700			
123	321, 300	365, 500	421, 100			
124	321, 600	365, 900	421, 500			
125	321, 900	366, 300	421, 900			
126	322, 200		422, 300			
127	322, 500		422, 700			

	128	331,300		436,700		
	129	331,600		437,100		
	130	331,900		437,500		
	131	332,200		437,900		
	132	332,500		438,300		
	133	332,800		438,700		
	134	333,100				
	135	333,400				
	136	333,700				
	137	334,000				
	138	334,300				
	139	334,600				
	140	334,900				
	141	335,200				
	142	335,500				
	143	335,800				
	144	336,100				
	145	336,400				
	146	336,700				
	147	337,000				
	148	337,300				
	149	337,500				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		231,700	267,700	313,700	363,400	468,900

備考　……（略）

別表第５（第３条関係）

	128	322,800		423,100		
	129	323,100		423,500		
	130	323,400		423,900		
	131	323,700		424,300		
	132	324,000		424,700		
	133	324,300		425,100		
	134	324,600				
	135	324,900				
	136	325,200				
	137	325,500				
	138	325,800				
	139	326,100				
	140	326,400				
	141	326,700				
	142	327,000				
	143	327,300				
	144	327,600				
	145	327,900				
	146	328,200				
	147	328,500				
	148	328,800				
	149	329,000				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		210,400	243,100	284,900	330,100	453,000

備考　……（略）

別表第５（第３条関係）

医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	217,700	266,600	287,900	424,600	561,100
	2	219,100	267,400	289,100	427,100	563,900
	3	220,700	268,400	290,300	429,400	566,700
	4	222,300	269,300	291,700	431,800	569,500
	5	224,000	270,300	293,100	434,200	572,300
	6	225,600	271,300	294,400	436,500	575,100
	7	227,200	272,200	295,700	438,800	577,900
	8	228,900	273,100	297,000	441,100	580,700
	9	230,600	274,000	298,400	443,500	
	10	232,200	275,000	299,700	445,800	
	11	233,900	275,900	301,100	448,000	
	12	235,600	276,800	302,600	450,200	
	13	237,400	277,700	304,100	452,500	
	14	239,100	278,800	305,500	454,700	
	15	240,800	279,800	306,800	456,800	
	16	242,500	280,900	308,300	458,900	
	17	244,200	282,100	310,000	460,800	
	18	245,900	283,200	311,800	462,600	
	19	247,600	284,300	313,400	464,500	
	20	249,300	285,500	315,200	466,300	
	21	251,000	286,800	317,100	468,000	
	22	252,800	288,100	318,900	469,700	
	23	254,800	289,400	320,800	471,300	
	24	256,800	290,800	322,500	473,100	
	25	258,600	292,200	324,300	474,800	

医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	208,100	255,800	274,300	408,800	542,100
	2	209,500	256,600	275,500	411,300	544,800
	3	211,100	257,600	276,700	413,600	547,500
	4	212,700	258,500	278,100	416,000	550,200
	5	214,400	259,500	279,500	418,400	552,900
	6	216,000	260,500	280,800	420,700	555,600
	7	217,600	261,400	282,100	423,000	558,300
	8	219,300	262,300	283,400	425,300	561,000
	9	221,000	263,200	284,800	427,700	
	10	222,600	264,200	286,100	430,000	
	11	224,300	265,100	287,500	432,200	
	12	226,000	266,000	289,000	434,400	
	13	227,800	266,900	290,500	436,700	
	14	229,500	268,000	291,900	438,900	
	15	231,200	269,000	293,200	441,000	
	16	232,900	270,100	294,700	443,100	
	17	234,600	271,300	296,400	445,000	
	18	236,300	272,400	298,200	446,800	
	19	238,000	273,400	299,800	448,700	
	20	239,700	274,600	301,600	450,500	
	21	241,400	275,800	303,500	452,200	
	22	243,200	277,000	305,300	453,900	
	23	245,200	278,300	307,200	455,500	
	24	247,200	279,600	308,900	457,200	
	25	249,000	280,900	310,700	458,900	

	26	259, 300	293, 600	326, 100	476, 200	
	27	260, 100	294, 900	328, 000	477, 300	
	28	260, 900	296, 400	329, 800	478, 100	
	29	261, 600	298, 100	331, 600	478, 900	
	30	262, 300	299, 900	333, 500	479, 700	
	31	263, 100	301, 500	335, 300	480, 500	
	32	263, 900	303, 300	337, 200	481, 200	
	33	264, 600	305, 100	339, 000	482, 000	
	34	265, 300	306, 700	340, 800	482, 800	
	35	266, 100	308, 200	342, 800	483, 500	
	36	266, 800	309, 700	344, 700	484, 200	
	37	267, 600	311, 100	346, 500	485, 000	
	38	268, 300	312, 400	348, 400	485, 700	
	39	269, 100	313, 600	350, 300	486, 500	
	40	269, 900	314, 800	352, 200	487, 200	
	41	270, 700	316, 000	354, 100	487, 900	
	42	271, 400	317, 300	356, 000	488, 600	
	43	272, 200	318, 500	357, 900	489, 200	
	44	273, 000	319, 600	359, 800	489, 800	
	45	273, 800	320, 800	361, 700	490, 400	
	46	274, 500	322, 000	363, 600	491, 000	
	47	275, 300	323, 300	365, 500	491, 600	
	48	276, 100	324, 400	367, 400	492, 200	
	49	277, 100	325, 500	369, 400	492, 800	
	50	278, 100	326, 600	371, 800	493, 400	
	51	279, 000	327, 700	374, 200	494, 000	
	52	280, 000	328, 900	376, 600	494, 500	
	53	281, 100	330, 100	379, 000	495, 000	
	54	282, 000	331, 200	381, 200	495, 500	

	26	249, 700	282, 300	312, 500	460, 300	
	27	250, 500	283, 600	314, 300	461, 300	
	28	251, 300	285, 100	316, 100	462, 100	
	29	252, 000	286, 700	317, 900	462, 900	
	30	252, 700	288, 500	319, 800	463, 700	
	31	253, 500	290, 100	321, 600	464, 400	
	32	254, 300	291, 900	323, 400	465, 100	
	33	255, 000	293, 700	325, 200	465, 800	
	34	255, 700	295, 200	327, 000	466, 500	
	35	256, 500	296, 600	329, 000	467, 200	
	36	257, 200	298, 000	330, 900	467, 900	
	37	258, 000	299, 300	332, 700	468, 600	
	38	258, 700	300, 600	334, 600	469, 300	
	39	259, 500	301, 800	336, 400	470, 000	
	40	260, 300	303, 000	338, 300	470, 600	
	41	261, 100	304, 200	340, 200	471, 200	
	42	261, 800	305, 500	342, 000	471, 900	
	43	262, 600	306, 700	343, 900	472, 500	
	44	263, 400	307, 800	345, 800	473, 100	
	45	264, 200	309, 000	347, 700	473, 700	
	46	264, 900	310, 200	349, 600	474, 300	
	47	265, 700	311, 500	351, 500	474, 900	
	48	266, 500	312, 600	353, 400	475, 500	
	49	267, 500	313, 700	355, 400	476, 100	
	50	268, 500	314, 800	357, 800	476, 700	
	51	269, 400	315, 900	360, 200	477, 300	
	52	270, 400	317, 100	362, 600	477, 800	
	53	271, 500	318, 300	365, 000	478, 300	
	54	272, 400	319, 400	367, 200	478, 800	

	55	282, 800	332, 300	383, 200	496, 000	
	56	283, 700	333, 500	385, 200	496, 500	
	57	284, 700	334, 600	387, 100	497, 000	
	58	285, 600	335, 800	388, 900	497, 500	
	59	286, 400	336, 900	390, 700	498, 000	
	60	287, 300	337, 900	392, 400	498, 500	
	61	288, 300	338, 900	394, 200	499, 000	
	62	289, 200	340, 000	396, 000	499, 500	
	63	290, 000	341, 000	397, 800	500, 000	
	64	290, 900	342, 100	399, 500	500, 500	
	65	291, 800	343, 200	401, 100	501, 000	
	66	292, 700	344, 200	402, 600	501, 500	
	67	293, 600	345, 300	404, 100	502, 000	
	68	294, 400	346, 400	405, 400	502, 500	
	69	295, 300	347, 500	406, 700	503, 000	
	70	296, 200	348, 600	407, 500	503, 500	
	71	297, 100	349, 700	408, 300	504, 000	
	72	297, 900	350, 700	409, 000		
	73	298, 700	351, 600	409, 700		
	74	299, 600	352, 600	410, 300		
	75	300, 400	353, 600	410, 900		
	76	301, 300	354, 600	411, 500		
	77	302, 100	355, 500	412, 200		
	78	302, 900	356, 300	412, 800		
	79	303, 800	357, 000	413, 400		
	80	304, 700	357, 600	413, 900		
	81	305, 500	358, 200	414, 400		
	82	306, 300	358, 800	415, 000		
	83	307, 200	359, 400	415, 500		

	55	273, 200	320, 500	369, 200	479, 300	
	56	274, 100	321, 700	371, 200	479, 800	
	57	275, 100	322, 800	373, 100	480, 300	
	58	276, 000	324, 100	374, 900	480, 800	
	59	276, 800	325, 200	376, 700	481, 300	
	60	277, 700	326, 200	378, 400	481, 800	
	61	278, 700	327, 200	380, 200	482, 300	
	62	279, 600	328, 300	382, 000	482, 800	
	63	280, 400	329, 400	383, 800	483, 300	
	64	281, 300	330, 500	385, 500	483, 800	
	65	282, 200	331, 600	387, 100	484, 300	
	66	283, 100	332, 600	388, 600	484, 800	
	67	284, 000	333, 700	390, 100	485, 300	
	68	284, 800	334, 800	391, 400	485, 800	
	69	285, 700	335, 900	392, 700	486, 300	
	70	286, 600	337, 000	393, 500	486, 800	
	71	287, 500	338, 200	394, 300	487, 300	
	72	288, 300	339, 200	395, 000		
	73	289, 200	340, 200	395, 700		
	74	290, 100	341, 200	396, 300		
	75	290, 900	342, 300	396, 900		
	76	291, 800	343, 300	397, 500		
	77	292, 600	344, 300	398, 200		
	78	293, 400	345, 200	398, 800		
	79	294, 300	346, 000	399, 400		
	80	295, 200	346, 700	400, 000		
	81	296, 000	347, 400	400, 500		
	82	296, 800	348, 000	401, 100		
	83	297, 700	348, 600	401, 700		

	84	308, 000	360, 000	416, 000		
	85	308, 900	360, 600	416, 500		
	86	309, 700	361, 200	417, 000		
	87	310, 600	361, 800	417, 500		
	88	311, 500	362, 300	418, 000		
	89	312, 300	362, 700	418, 600		
	90	313, 100	363, 200	419, 200		
	91	313, 900	363, 600	419, 700		
	92	314, 700	364, 000	420, 200		
	93	315, 500	364, 500	420, 700		
	94	316, 200	364, 900	421, 300		
	95	317, 000	365, 300	421, 800		
	96	317, 800	365, 800	422, 300		
	97	318, 600	366, 300	422, 700		
	98	319, 400	366, 700	423, 200		
	99	320, 000	367, 100	423, 700		
	100	320, 700	367, 600	424, 200		
	101	321, 400	368, 100	424, 700		
	102	322, 100	368, 500	425, 200		
	103	322, 700	368, 900	425, 700		
	104	323, 300	369, 300	426, 200		
	105	323, 900	369, 600	426, 600		
	106	324, 500	370, 000	427, 100		
	107	325, 000	370, 400	427, 600		
	108	325, 400	370, 800	428, 000		
	109	325, 800	371, 100	428, 400		
	110	326, 300	371, 400	428, 900		
	111	326, 700	371, 800	429, 400		
	112	327, 200	372, 200	429, 800		

	84	298, 500	349, 200	402, 200		
	85	299, 400	349, 800	402, 700		
	86	300, 200	350, 400	403, 200		
	87	301, 100	351, 000	403, 700		
	88	302, 000	351, 500	404, 300		
	89	302, 800	351, 900	404, 900		
	90	303, 600	352, 400	405, 500		
	91	304, 500	352, 800	406, 100		
	92	305, 300	353, 200	406, 600		
	93	306, 200	353, 700	407, 100		
	94	307, 000	354, 100	407, 700		
	95	307, 900	354, 500	408, 200		
	96	308, 700	355, 000	408, 700		
	97	309, 600	355, 500	409, 100		
	98	310, 500	355, 900	409, 600		
	99	311, 200	356, 300	410, 100		
	100	311, 900	356, 800	410, 600		
	101	312, 600	357, 300	411, 100		
	102	313, 300	357, 700	411, 600		
	103	313, 900	358, 100	412, 100		
	104	314, 600	358, 500	412, 600		
	105	315, 200	358, 800	413, 000		
	106	315, 900	359, 200	413, 500		
	107	316, 400	359, 600	414, 000		
	108	316, 900	360, 000	414, 400		
	109	317, 300	360, 300	414, 800		
	110	317, 800	360, 600	415, 300		
	111	318, 200	361, 000	415, 800		
	112	318, 700	361, 400	416, 200		

	113	327, 500	372, 600	430, 200		
	114	327, 800	373, 000	430, 700		
	115	328, 100	373, 400	431, 200		
	116	328, 400	373, 700	431, 600		
	117	328, 700	374, 100	432, 000		
	118	329, 000	374, 500	432, 500		
	119	329, 300	374, 900	432, 900		
	120	329, 600	375, 300	433, 300		
	121	329, 900	375, 600	433, 700		
	122	330, 200	375, 900	434, 100		
	123	330, 500	376, 300	434, 500		
	124	330, 800	376, 700	434, 900		
	125	331, 100	377, 000	435, 300		
	126	331, 400	377, 300	435, 700		
	127	331, 700	377, 700	436, 100		
	128	332, 000	378, 100	436, 500		
	129	332, 300	378, 400	436, 900		
	130	332, 600				
	131	332, 900				
	132	333, 200				
	133	333, 500				
	134	333, 800				
	135	334, 100				
	136	334, 400				
	137	334, 700				
	138	335, 000				
	139	335, 300				
	140	335, 600				
	141	335, 900				

	113	319, 000	361, 800	416, 600		
	114	319, 300	362, 200	417, 100		
	115	319, 600	362, 600	417, 600		
	116	319, 900	362, 900	418, 000		
	117	320, 200	363, 300	418, 400		
	118	320, 500	363, 700	418, 900		
	119	320, 800	364, 100	419, 300		
	120	321, 100	364, 500	419, 700		
	121	321, 400	364, 800	420, 100		
	122	321, 700	365, 100	420, 500		
	123	322, 000	365, 500	420, 900		
	124	322, 300	365, 900	421, 300		
	125	322, 600	366, 200	421, 700		
	126	322, 900	366, 500	422, 100		
	127	323, 200	366, 900	422, 500		
	128	323, 500	367, 300	422, 900		
	129	323, 800	367, 600	423, 300		
	130	324, 100				
	131	324, 400				
	132	324, 700				
	133	325, 000				
	134	325, 300				
	135	325, 600				
	136	325, 900				
	137	326, 200				
	138	326, 500				
	139	326, 800				
	140	327, 100				
	141	327, 400				

	142	336,200				
	143	336,500				
	144	336,800				
	145	337,100				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		236,300	268,900	313,700	363,600	468,900

備考　……（略）

別表第６（第３条関係）

消防職給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級	５級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	205,900	262,400	286,300	424,600	561,100
	2	206,800	263,500	287,600	427,100	563,900
	3	207,800	264,600	288,900	429,400	566,700
	4	208,800	265,700	290,200	431,800	569,500
	5	209,800	266,800	291,600	434,200	572,300
	6	210,900	267,900	292,900	436,500	575,100
	7	212,100	269,000	294,200	438,800	577,900
	8	213,300	270,100	295,500	441,100	580,700
	9	214,500	271,200	296,900	443,500	
	10	215,700	272,300	298,200	445,800	
	11	216,900	273,400	299,600	448,000	
	12	218,300	274,600	301,100	450,200	
	13	219,700	275,800	302,600	452,500	
	14	221,100	277,000	304,200	454,700	

	142	327,700				
	143	328,000				
	144	328,300				
	145	328,600				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		214,600	244,200	284,900	330,200	453,000

備考　……（略）

別表第６（第３条関係）

消防職給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級	５級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	196,400	251,600	272,700	408,800	542,100
	2	197,300	252,700	274,000	411,300	544,800
	3	198,300	253,800	275,300	413,600	547,500
	4	199,300	254,900	276,600	416,000	550,200
	5	200,300	256,000	278,000	418,400	552,900
	6	201,400	257,100	279,300	420,700	555,600
	7	202,600	258,200	280,600	423,000	558,300
	8	203,800	259,300	281,900	425,300	561,000
	9	205,000	260,400	283,300	427,700	
	10	206,200	261,500	284,600	430,000	
	11	207,400	262,600	286,000	432,200	
	12	208,800	263,800	287,500	434,400	
	13	210,200	265,000	289,000	436,700	
	14	211,600	266,200	290,600	438,900	

	15	222, 600	278, 200	305, 800	456, 800	
	16	224, 100	279, 500	307, 400	458, 900	
	17	225, 700	280, 900	309, 100	460, 800	
	18	228, 000	282, 200	311, 000	462, 600	
	19	230, 300	283, 400	312, 800	464, 500	
	20	232, 700	284, 700	314, 700	466, 300	
	21	235, 100	286, 100	316, 500	468, 000	
	22	237, 100	287, 400	318, 400	469, 700	
	23	239, 100	288, 700	320, 300	471, 300	
	24	241, 100	290, 100	322, 100	473, 100	
	25	243, 100	291, 600	323, 900	474, 800	
	26	245, 200	293, 100	325, 800	476, 200	
	27	247, 300	294, 500	327, 800	477, 300	
	28	249, 400	296, 000	329, 600	478, 100	
	29	251, 500	297, 600	331, 400	478, 900	
	30	252, 700	299, 500	333, 300	479, 700	
	31	254, 000	301, 300	335, 200	480, 500	
	32	255, 300	303, 200	337, 100	481, 200	
	33	256, 800	305, 000	338, 900	482, 000	
	34	257, 800	306, 600	340, 700	482, 800	
	35	258, 800	308, 100	342, 700	483, 500	
	36	259, 800	309, 600	344, 600	484, 200	
	37	260, 800	310, 900	346, 400	485, 000	
	38	261, 700	312, 100	348, 300	485, 700	
	39	262, 700	313, 300	350, 200	486, 500	
	40	263, 700	314, 600	352, 100	487, 200	
	41	264, 700	315, 900	354, 000	487, 900	
	42	265, 600	317, 200	355, 900	488, 600	
	43	266, 600	318, 400	357, 800	489, 200	

	15	213, 100	267, 300	292, 200	441, 000	
	16	214, 600	268, 600	293, 800	443, 100	
	17	216, 200	270, 000	295, 500	445, 000	
	18	218, 500	271, 300	297, 400	446, 800	
	19	220, 800	272, 400	299, 200	448, 700	
	20	223, 200	273, 700	301, 100	450, 500	
	21	225, 600	275, 100	302, 900	452, 200	
	22	227, 600	276, 400	304, 800	453, 900	
	23	229, 600	277, 600	306, 700	455, 500	
	24	231, 600	278, 900	308, 500	457, 200	
	25	233, 600	280, 300	310, 300	458, 900	
	26	235, 700	281, 800	312, 200	460, 300	
	27	237, 800	283, 200	314, 100	461, 300	
	28	239, 900	284, 600	315, 900	462, 100	
	29	242, 000	286, 100	317, 700	462, 900	
	30	243, 200	288, 000	319, 600	463, 700	
	31	244, 500	289, 800	321, 500	464, 400	
	32	245, 800	291, 700	323, 300	465, 100	
	33	247, 300	293, 500	325, 100	465, 800	
	34	248, 300	295, 000	326, 900	466, 500	
	35	249, 300	296, 500	328, 900	467, 200	
	36	250, 300	297, 900	330, 800	467, 900	
	37	251, 300	299, 100	332, 600	468, 600	
	38	252, 200	300, 300	334, 500	469, 300	
	39	253, 200	301, 500	336, 300	470, 000	
	40	254, 200	302, 800	338, 200	470, 600	
	41	255, 200	304, 100	340, 100	471, 200	
	42	256, 100	305, 400	341, 900	471, 900	
	43	257, 100	306, 600	343, 800	472, 500	

	44	267, 600	319, 500	359, 700	489, 800	
	45	268, 600	320, 700	361, 600	490, 400	
	46	269, 500	321, 900	363, 500	491, 000	
	47	270, 500	323, 100	365, 400	491, 600	
	48	271, 500	324, 300	367, 300	492, 200	
	49	272, 500	325, 400	369, 300	492, 800	
	50	273, 500	326, 500	371, 700	493, 400	
	51	274, 500	327, 600	374, 100	494, 000	
	52	275, 400	328, 700	376, 500	494, 500	
	53	276, 300	329, 800	378, 900	495, 000	
	54	277, 200	330, 900	381, 100	495, 600	
	55	278, 100	332, 000	383, 100	496, 100	
	56	279, 100	333, 100	385, 100	496, 600	
	57	280, 100	334, 200	387, 000	497, 100	
	58	281, 000	335, 300	388, 800	497, 600	
	59	281, 900	336, 300	390, 600	498, 100	
	60	282, 900	337, 400	392, 300	498, 600	
	61	283, 900	338, 500	394, 100	499, 000	
	62	284, 800	339, 600	395, 900	499, 400	
	63	285, 700	340, 700	397, 700	499, 800	
	64	286, 600	341, 800	399, 400	500, 200	
	65	287, 600	342, 800	401, 000	500, 600	
	66	288, 500	343, 800	402, 600	501, 000	
	67	289, 400	344, 900	404, 100	501, 400	
	68	290, 300	345, 900	405, 400	501, 800	
	69	291, 200	347, 000	406, 700	502, 200	
	70	292, 100	348, 100	407, 500	502, 600	
	71	293, 000	349, 200	408, 300	503, 000	
	72	293, 900	350, 200	409, 000	503, 400	

	44	258, 100	307, 700	345, 700	473, 100	
	45	259, 100	308, 900	347, 600	473, 700	
	46	260, 000	310, 100	349, 500	474, 300	
	47	261, 000	311, 300	351, 400	474, 900	
	48	262, 000	312, 500	353, 300	475, 500	
	49	263, 000	313, 600	355, 300	476, 100	
	50	264, 000	314, 700	357, 700	476, 700	
	51	265, 000	315, 800	360, 100	477, 300	
	52	265, 900	317, 000	362, 500	477, 800	
	53	266, 800	318, 200	364, 900	478, 300	
	54	267, 700	319, 300	367, 100	478, 900	
	55	268, 600	320, 400	369, 100	479, 400	
	56	269, 600	321, 500	371, 100	479, 900	
	57	270, 600	322, 700	373, 000	480, 400	
	58	271, 500	323, 800	374, 800	480, 900	
	59	272, 400	324, 900	376, 600	481, 400	
	60	273, 400	326, 000	378, 300	481, 900	
	61	274, 400	327, 100	380, 100	482, 300	
	62	275, 300	328, 200	381, 900	482, 700	
	63	276, 200	329, 300	383, 700	483, 100	
	64	277, 100	330, 400	385, 400	483, 500	
	65	278, 100	331, 500	387, 000	483, 900	
	66	279, 000	332, 500	388, 600	484, 300	
	67	279, 900	333, 600	390, 100	484, 700	
	68	280, 800	334, 700	391, 400	485, 100	
	69	281, 700	335, 800	392, 700	485, 500	
	70	282, 600	336, 900	393, 500	485, 900	
	71	283, 500	338, 000	394, 300	486, 300	
	72	284, 400	339, 000	395, 000	486, 700	

	73	294, 800	351, 200	409, 700	503, 800	
	74	295, 700	352, 100	410, 300	504, 200	
	75	296, 600	353, 100	410, 900	504, 600	
	76	297, 500	354, 100	411, 500	505, 000	
	77	298, 400	355, 000	412, 200	505, 400	
	78	299, 300	355, 800	412, 800	505, 800	
	79	300, 200	356, 500	413, 400	506, 200	
	80	301, 100	357, 200	413, 900	506, 600	
	81	302, 000	357, 900	414, 400	507, 000	
	82	302, 800	358, 500	415, 000	507, 400	
	83	303, 700	359, 100	415, 500	507, 800	
	84	304, 600	359, 700	416, 000		
	85	305, 500	360, 200	416, 500		
	86	306, 300	360, 800	417, 000		
	87	307, 200	361, 300	417, 500		
	88	308, 000	361, 800	418, 000		
	89	308, 900	362, 300	418, 600		
	90	309, 700	362, 900	419, 200		
	91	310, 600	363, 400	419, 700		
	92	311, 500	363, 800	420, 200		
	93	312, 300	364, 300	420, 700		
	94	313, 100	364, 800	421, 300		
	95	313, 900	365, 300	421, 800		
	96	314, 700	365, 800	422, 300		
	97	315, 500	366, 200	422, 800		
	98	316, 200	366, 700	423, 300		
	99	317, 000	367, 100	423, 800		
	100	317, 800	367, 600	424, 300		
	101	318, 600	368, 100	424, 800		

	73	285, 300	340, 100	395, 700	487, 100	
	74	286, 200	341, 000	396, 300	487, 500	
	75	287, 100	342, 000	396, 900	487, 900	
	76	288, 000	343, 000	397, 500	488, 300	
	77	288, 900	344, 000	398, 200	488, 700	
	78	289, 800	344, 900	398, 800	489, 100	
	79	290, 700	345, 700	399, 400	489, 500	
	80	291, 600	346, 400	400, 000	489, 900	
	81	292, 500	347, 100	400, 500	490, 300	
	82	293, 300	347, 700	401, 100	490, 700	
	83	294, 200	348, 300	401, 700	491, 100	
	84	295, 100	348, 900	402, 200		
	85	296, 000	349, 400	402, 700		
	86	296, 800	350, 000	403, 200		
	87	297, 700	350, 500	403, 700		
	88	298, 500	351, 000	404, 300		
	89	299, 400	351, 500	404, 900		
	90	300, 200	352, 100	405, 500		
	91	301, 100	352, 600	406, 100		
	92	302, 000	353, 000	406, 600		
	93	302, 800	353, 500	407, 100		
	94	303, 600	354, 000	407, 700		
	95	304, 500	354, 500	408, 200		
	96	305, 300	355, 000	408, 700		
	97	306, 200	355, 400	409, 200		
	98	307, 000	355, 900	409, 700		
	99	307, 900	356, 300	410, 200		
	100	308, 700	356, 800	410, 700		
	101	309, 600	357, 300	411, 200		

	102	319, 400	368, 500	425, 300		
	103	320, 100	369, 000	425, 800		
	104	320, 900	369, 500	426, 300		
	105	321, 700	369, 900	426, 700		
	106	322, 400	370, 300	427, 200		
	107	323, 100	370, 700	427, 700		
	108	323, 800	371, 100	428, 100		
	109	324, 400	371, 500	428, 500		
	110	324, 900	371, 900	429, 000		
	111	325, 400	372, 300	429, 500		
	112	325, 800	372, 700	429, 900		
	113	326, 300	373, 100	430, 300		
	114	326, 700	373, 500	430, 800		
	115	327, 200	373, 900	431, 300		
	116	327, 700	374, 300	431, 700		
	117	328, 100	374, 700	432, 100		
	118	328, 500	375, 100	432, 600		
	119	328, 800	375, 500	433, 000		
	120	329, 100	375, 900	433, 400		
	121	329, 400	376, 300	433, 800		
	122	329, 800	376, 600	434, 300		
	123	330, 100	377, 000	434, 700		
	124	330, 400	377, 400	435, 100		
	125	330, 700	377, 800	435, 500		
	126	331, 100	378, 100	436, 000		
	127	331, 400	378, 500	436, 400		
	128	331, 700	378, 900	436, 800		
	129	332, 000	379, 300	437, 200		
	130	332, 400	379, 700	437, 700		

	102	310, 500	357, 700	411, 700		
	103	311, 300	358, 200	412, 200		
	104	312, 100	358, 700	412, 700		
	105	312, 900	359, 100	413, 100		
	106	313, 600	359, 500	413, 600		
	107	314, 300	359, 900	414, 100		
	108	315, 100	360, 300	414, 500		
	109	315, 700	360, 700	414, 900		
	110	316, 300	361, 100	415, 400		
	111	316, 800	361, 500	415, 900		
	112	317, 300	361, 900	416, 300		
	113	317, 800	362, 300	416, 700		
	114	318, 200	362, 700	417, 200		
	115	318, 700	363, 100	417, 700		
	116	319, 200	363, 500	418, 100		
	117	319, 600	363, 900	418, 500		
	118	320, 000	364, 300	419, 000		
	119	320, 300	364, 700	419, 400		
	120	320, 600	365, 100	419, 800		
	121	320, 900	365, 500	420, 200		
	122	321, 300	365, 800	420, 700		
	123	321, 600	366, 200	421, 100		
	124	321, 900	366, 600	421, 500		
	125	322, 200	367, 000	421, 900		
	126	322, 600	367, 300	422, 400		
	127	322, 900	367, 700	422, 800		
	128	323, 200	368, 100	423, 200		
	129	323, 500	368, 500	423, 600		
	130	323, 900	368, 900	424, 100		

	131	332,700	380,100	438,100		
	132	333,000	380,500	438,500		
	133	333,300	380,900	438,900		
	134	333,700	381,300	439,300		
	135	334,000	381,700	439,700		
	136	334,300	382,100	440,100		
	137	334,600	382,500	440,500		
	138	334,900	382,900	440,900		
	139	335,300	383,300	441,300		
	140	335,600	383,700	441,700		
	141	335,900	384,100	442,100		
	142	336,200	384,500			
	143	336,500	384,900			
	144	336,800	385,300			
	145	337,100	385,700			
	146	337,400	386,100			
	147	337,700	386,500			
	148	338,000	386,900			
	149	338,300	387,300			
	150	338,600	387,700			
	151	338,900	388,100			
	152	339,200	388,500			
	153	339,500				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		229,700	266,800	313,800	363,600	468,900

備考　……（略）

	131	324,200	369,300	424,500		
	132	324,500	369,700	424,900		
	133	324,800	370,100	425,300		
	134	325,200	370,500	425,700		
	135	325,500	370,900	426,100		
	136	325,800	371,300	426,500		
	137	326,100	371,700	426,900		
	138	326,400	372,100	427,300		
	139	326,800	372,500	427,700		
	140	327,100	372,900	428,100		
	141	327,400	373,300	428,500		
	142	327,700	373,700			
	143	328,000	374,100			
	144	328,300	374,500			
	145	328,600	374,900			
	146	328,900	375,300			
	147	329,200	375,700			
	148	329,500	376,100			
	149	329,800	376,500			
	150	330,100	376,900			
	151	330,400	377,300			
	152	330,700	377,700			
	153	331,000				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		208,600	242,300	285,000	330,200	453,000

備考　……（略）

第79号議案

旅費制度の改正に伴う関係条例の整備に関する条例

上記の議案を提出する。

令和８年11月26日

提出者　稲城市長　髙　橋　勝　浩

（提案理由）

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の改正を踏まえ、稲城市の旅費制度について見直しを行うため、関係条例について所要の整備を行う必要があるので、本案を提出する。

旅費制度の改正に伴う関係条例の整備に関する条例

（稲城市職員の旅費に関する条例の一部改正）

第１条　稲城市職員の旅費に関する条例（昭和40年稲城市条例第138号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「在勤庁」を「一時在勤庁（常時勤務する在勤庁の無い場合又は任命権者若しくは任命権者の委任を受けた者（以下「出張命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他出張命令権者が認める場所）」に、同条第２号中「新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため、住所若しくは居所から在勤庁に旅行することをいう。」を「市の要請に基づき新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため、住所若しくは居所から在勤庁に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため、旧在勤庁から新在勤庁に旅行することをいう。」に改め、同条に次の１号を加える。

⑶　旅行役務提供者　旅行業者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第６条の４第１項に規定する旅行業者をいう。）その他の市規則で定める者（以下「旅行業者等」という。）であって、稲城市（以下「市」という。）と旅行役務提供契約（旅行業者等が市に対して旅行に係る役務その他の市規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第５項において同じ。）を締結したものをいう。

第３条第４項中「旅行中交通機関等の事故」を「旅行中交通機関の事故等」に改め、同条に次の１項を加える。

５　第１項から前項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第４条第１項を次のように改める。

次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、出張命令権者の発する出張命令又は旅行依頼（以下「出張命令等」という。）によって行わな

ければならない。

⑴　前条第１項の規定に該当する旅行　出張命令

⑵　前条第２項の規定に該当する旅行　旅行依頼

第４条第３項中「（以下「出張命令簿等」という。）」を「（出張命令簿又は旅行依頼簿に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。以下「出張命令簿等」という。）」に、「記載し」を「記載又は記録をし」に、「出張命令簿に当該旅行について必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。」を「出張命令簿等に当該旅行に関し必要な事項の記載又は記録をしなければならない。」に改め、同条第４項を削る。

第６条中「車賃、日当、宿泊料及び食事料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当」に改め、同条第２項から第８項までを削る。

第７条中「旅費は、」の次に「旅行に要する実費を弁償するためのものとして、この条例に定める種類及び内容に基づき、」を加え、同条に次の１項を加える。

２　旅行経路の全部又は一部が稲城市一般職の職員の給与に関する条例第８条に規定する通勤手当として運賃等相当額が支給されている経路と重複する場合は、当該重複部分は旅費として計算しない。

第８条第１項ただし書及び同条第２項を削る。

第９条から第10条の２までを次のように改める。

第９条　削除

第10条　削除

第10条の２　削除

第11条第１項中「その精算をしようとするもの」の次に「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を加え、「所定の請求書」の次に「（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）」を加え、「当該旅費の支払をする者」を「当該旅費又は当該金額の支払をする者」に、「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に、「その旅費」を「その旅費又は旅費に相当する金額」に、「金額の支払」を「金額の支給又は支払」に改め、

同条第４項を削る。

第12条から第18条までを次のように改める。

（鉄道賃）

第12条　鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第２条第１項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道、軌道法（大正10年法律第76号）第１条第１項に規定する軌道その他これらに類するものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第２号から第５号までに掲げる費用は、第１号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

⑴　運賃

⑵　急行料金

⑶　寝台料金

⑷　座席指定料金

⑸　前各号に掲げる費用に付随する費用

２　前項第１号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

（船賃）

第13条　船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第２条第２項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他これに類するものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第２号から第４号までに掲げる費用は、第１号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

⑴　運賃

⑵　寝台料金

⑶　座席指定料金

⑷　前３号に掲げる費用に付随する費用

２　前項第１号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合であって、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める額とする。

⑴　運賃の等級を３階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃

⑵　運賃の等級を２階級に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃

３　前項第１号又は第２号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に２以上に区分する船舶による旅行の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

⑴　前項第１号の規定に該当するとき　同号の規定による区分のうち、最上級の直近下位の級の運賃の額

⑵　前項第２号の規定に該当するとき　同号の規定による区分のうち、最上級の運賃の額

（航空賃）

第14条　航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第２条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他これに類するものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第２号及び第３号に掲げる費用は、第１号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

⑴　運賃

⑵　座席指定料金

⑶　前２号に掲げる費用に付随する費用

２　前項第１号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

（その他の交通費）

第15条　その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第２号から第４号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、移動に要する費用の算定ができない場合には、路程１キロメートルにつき37円とする。

⑴　道路運送法（昭和26年法律第183号）第３条第１号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

⑵　道路運送法第３条第１号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

⑶　前２号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第１項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

⑷　前３号に掲げる費用に付随する費用

２　前項ただし書の場合においては、全路程を通算して計算し、路程に１キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

第16条　削除

第17条　削除

第18条　削除

第27条を第32条とする。

第26条第１項中「には、当該職員に対し、これらの規定による旅費又は費用に相当する額を」を「において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき又はこの規定により支給する旅費が労働基準法第15条第３項若しくは第64条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対し、これらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を、」に改め、同条を第30条とし、同条の次に次の１条を加える。

（旅費の返納）

第31条　支払担当者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

２　旅行者がこの条例の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支払担当者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支払担当者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

３　前項に規定する給与の種類は、市長が定める。

第25条第１項中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情」を「市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情」に改め、同条を第29条とする。

第24条を第27条とし、同条の次に次の１条を加える。

（旅費の支給額の上限）

第28条　鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（第15条第１項ただし書に規定する場合を除く。）に係る旅費の支給額は、第12条第１項各号、第13条第１項各号、第14条第１項各号及び第15条第１項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第７条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

２　宿泊費及び包括宿泊費に係る旅費の支給額は、当該各種類について、第７条、第20条及び第21条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該種類ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第23条第１号中「車賃」を「その他の交通費」に改め、同条第２号中「日当、宿泊料、食事料」を「宿泊費、宿泊手当」に改め、同条を第26条とする。

第22条を次のように改める。

（着後手当）

第25条　着後手当の額は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、５夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

第21条を第24条とし、第20条中「新たに採用された」を削り、同条を第23条とする。

第19条の後に次の３条を加える。

（宿泊費）

第20条　宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国の職員につき国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。以下同じ。）により定められている宿泊費基準額のうち、職務の級が10級以下の者について定められているもの（以下「宿泊費基準額」という。）を上限額とする。

２　前項の規定にかかわらず、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として市規則で定める場合の宿泊費の額は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第21条　包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第12条から第15条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額を上限額とする。

（宿泊手当）

第22条　宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、国の職員につき国家公務員等の旅費支給規程により定められている宿泊手当の額とする。

別表第１を削る。

（調査等に出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例の一部改正）

第２条　調査等に出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例（昭和46年稲城市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第３条を次のように改める。

第３条　費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び日当とし、その額は次の表のとおりとする。

種類	額
鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当	稲城市職員の旅費に関する条例（昭和40年稲城市条例第138号）の規定により職員に支給する額に相当する額
日当	１日につき8,800円

別表を削る。

（稲城市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第３条　稲城市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和26年稲城市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項及び第３項を次のように改める。

２　旅費の算定方法及び支給方法については、この条例に定めるもののほか、稲城市職員の旅費に関する条例（昭和40年稲城市条例第138号。以下「旅費条例」という。）の例による。

３　旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当とし、その額のうち旅費条例により難い

ものについては、別表第２のとおりとする。

第５条中「及び旅費」を削る。

別表第２を次のように改める。

別表第２（第３条関係）

種類	額
鉄道賃	次に掲げる費用の額の合計額 ⑴　運賃（運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級） ⑵　急行料金 ⑶　寝台料金 ⑷　座席指定料金 ⑸　特別車両料金 ⑹　前各号に掲げる費用に付随する費用
船賃	次に掲げる費用の額の合計額 ⑴　運賃（運賃の等級が３階級に区分された船舶により移動するときは中級の運賃（その階級の運賃が更に２以上に区分されている場合は、その区分のうち最上級の運賃）、運賃の等級が２階級に区分された船舶により移動するときは上級の運賃の額（その階級の運賃が更に２以上に区分されている場合は、その区分のうち最上級の直近下位の級の運賃）） ⑵　寝台料金 ⑶　座席指定料金 ⑷　特別船室料金 ⑸　前各号に掲げる費用に付随する費用
宿泊費（１夜につき）	国の職員につき国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）により定められている宿泊費基準額のうち、指定職職員等について定められているもの

備考　外国旅行については、国家公務員の外国旅費の例に準じて、市長がその都度定める。

（稲城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第４条　稲城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和40年稲城市条例第148号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「車賃、日当、宿泊料及び食事料の７種とし、その額は、別表第２のとおりとする。」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当とし、その額及び算定方法は、稲城市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和26年稲城市条例第35号）の例による。」に改め、同条第３項を削る。

別表第２を削る。

（稲城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第５条　稲城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和40年稲城市条例第149号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項中「車賃、日当、宿泊料及び食事料の７種とし、その額は、市議会議員と同額とする。」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当とし、その額及び算定方法は、稲城市職員の旅費に関する条例（昭和40年稲城市条例第138号）の例による。」に改め、同条第３項を削る。

付　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和９年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第２条　この条例による改正後の各条例の規定は、施行日以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施

行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前から施行日以後にわたって算定すべき旅費の種類がある場合において、施行日前と施行日以後で当該旅費の種類について算定すべき額が異なるときは、当該旅費の種類に係る施行日以後の期間に対応する分の額については、この条例による改正前の各条例の規定により算定した額とする。

第３条　第１条の規定による改正後の稲城市職員の旅費に関する条例（この条において「新条例」という。）第31条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

議案概要説明書

議案番号	第79号	担当課	総務部人事課
件名	旅費制度の改正に伴う関係条例の整備に関する条例		

【概　要】

本案は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の改正を踏まえ、稲城市の旅費制度について見直しを行うため、関係条例について所要の整備を行うものです。

【第１条の改正内容（稲城市職員の旅費に関する条例（昭和40年稲城市条例第138号）の一部改正）】

○　第２条（用語の意義）

赴任の定義を整理するとともに、旅行役務提供者の定義を規定します。

○　第３条（旅費の支給）

旅行役務提供契約に基づく旅行について、市から旅行役務提供者に対し旅費相当額を直接支払うことができる旨を規定します。

○　第４条（出張命令等）

出張命令及び旅行依頼の区分を明確にするとともに、電磁的記録（システム）による出張命令簿等の作成及び記録に関する規定を整備します。

○　第６条（旅費の種類）

車賃、日当、宿泊料及び食事料を廃止し、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当を新設するとともに、外国旅行における渡航雑費及び死亡手当について規定します。

○　第７条（旅費の計算）

旅費の算定について実費弁償の原則を明記するとともに、通勤手当が支給されている経路と重複する部分を旅費から控除する規定を新設します。

○　第８条

旅費計算上の旅行日数について、移動距離に応じた日数の制限規定を削除します。

○　第９条

定額支給である日当及び宿泊料の廃止に伴い、規定を削除します。

○　第10条

交通費を実費で支給することに伴い、年度をまたぐ旅行等の区分計算の規定が不要となるため、当該規定を削除します。

○　第10条の２

旅費を実費で支給することに伴い、随行して旅行をする場合の旅費の規定が不要となるため、当該規定を削除します。

○　第11条（旅費の請求手続）

旅行役務提供者による旅費相当額の請求手続及び電磁的記録による請求手続を規定します。

○　第12条（鉄道賃）

鉄道賃の支給対象費用（運賃、急行料金、座席指定料金等）を整理し、急行料金の距離制限を廃止するとともに、運賃等級区分に応じた上限額を規定します。

○　第13条（船賃）

船賃の支給対象費用を整理し、運賃の等級区分に応じた上限額の算定基準を規定します。

○　第14条（航空賃）

航空賃の支給対象費用を整理し、最下級の運賃を上限とする取扱いを規定します。

○　第15条（その他の交通費）

鉄道、船舶及び航空機以外の交通手段について、路線バスの実費のほか、公務上特に必要な場合のタクシー、レンタカー等の実費を対象とします。

○　第16条（日当）、第17条（宿泊料）及び第18条（食事料）

旅費の実費支給への移行に伴い、定額支給である日当、宿泊料及び食事料の規定を削除します。

○　第20条（宿泊費）

宿泊費の支給額について上限付き実費額を原則とし、その上限額を国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）に定める宿泊費基準額（職務の級10級以下）と同額とします。

○　第21条（包括宿泊費）

移動及び宿泊の一体的な対価（パック旅行等）について、交通費と宿泊費基準額の合計額を上限として実費支給する包括宿泊費を新設します。

○　第22条（宿泊手当）

宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てる費用として宿泊手当を新設し、支給額を国家公務員等の旅費支給規程に定める額と同額とします。

○　第25条（着後手当）及び第26条（扶養親族移転料）

新たな旅費種別に基づき、着後手当の実費算定方法及び扶養親族移転料について、文言を整理します。

○　第28条（旅費の支給額の上限）

交通費、宿泊費等の実費支給にあたり、条例の規定により計算した額と現に支払った実費額のいずれか少ない額を合計して支給する上限規定を新設します。

○　第29条（旅費の調整）

旅費の実費支給への移行に伴い、市以外の者から旅費の支給を受ける場合における旅費の調整について、規定を整備します。

○　第30条（旅費の特例）

労働基準法（昭和22年法律第49号）に基づき帰郷旅費等を支給する場合において、条例による支給額が同法の基準に満たないときに、不足する額を支給するための要件及び算定基準について、規定を整備します。

○　第31条（旅費の返納）

旅費の適切な支給を担保するため、条例の規定に違反して旅費の支給等を受けた者に対する返納命令及び給与等からの控除規定を新設します。

○　別表第１

日当、宿泊料及び食事料の定額支給廃止に伴い、別表第１を削除します。

【第２条の改正内容（調査等に出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例（昭和46年稲城市条例第23号）の一部改正）】

○　第３条及び別表

費用弁償の種類を職員の旅費に準じて改め、実費弁償化を行うとともに、市内出頭者等の日当額を本条の表に直接規定します。また、これに伴い、不要となる別表を削除します。

【第３条の改正内容（稲城市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和26年稲城市条例第35号）の一部改正）】

○　第３条

特別職の旅費の算定及び支給方法について、原則として稲城市職員の旅費に関する条例の例によることとします。

○　第５条

第３条の改正に伴い、重複する文言を整理します。

○　別表第２

鉄道賃（最上級運賃・特別車両料金）、船賃（特別船室料金等）及び宿泊費（国家公務員等の旅費支給規程に定める宿泊費基準額）について規定します。

【第４条の改正内容（稲城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和40年稲城市条例第148号）の一部改正）】

○　第４条（費用弁償）及び別表第２

市議会議員の費用弁償の種類及び算定方法について、稲城市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の例によることとします。また、これに伴い、不要となる別表第２を削除します。

【第５条の改正内容（稲城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和40年稲城市条例第149号））の一部改正）】

○　第３条（費用弁償）

非常勤特別職職員の費用弁償の種類及び算定方法について、稲城市職員の旅費に関する条例の例によることとします。

【施行期日等】

この条例は、令和９年４月１日から施行します。また、付則において、経過措置について規定します。

第79号議案関係資料

旅費制度の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の新旧対照表

○　第１条による改正（稲城市職員の旅費に関する条例（昭和40年稲城市条例第138号））

新	旧
（用語の意義） 第２条　この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。 ⑴　出張　職員が公務のため一時在勤庁（常時勤務する在勤庁の無い場合又は任命権者若しくは任命権者の委任を受けた者（以下「出張命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他出張命令権者が認める場所）を離れて旅行することをいう。 ⑵　赴任　市の要請に基づき新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため、住所若しくは居所から在勤庁に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため、旧在勤庁から新在勤庁に旅行することをいう。 ⑶　旅行役務提供者　旅行業者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第６条の４第１項に規定する旅行業者をいう。）その他の市規則で定める者（以下「旅行業者等」という。）であって、稲城市（以下「市」という。）と旅行役務提供契約（旅行業者等が市に対して旅行に係る役務その他の市規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第５項において同じ。）を締結したものをいう。	（用語の意義） 第２条　この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。 ⑴　出張　職員が公務のため在勤庁を離れて旅行することをいう。 ⑵　赴任　新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため、住所若しくは居所から在勤庁に旅行することをいう。
（旅費の支給） 第３条　……（略） ２・３　……（略） ４　第１項及び第２項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故等により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で市長が定める金額を旅費として支給することができる。 ５　第１項から前項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。	（旅費の支給） 第３条　……（略） ２・３　……（略） ４　第１項及び第２項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関等の事故により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で市長が定める金額を旅費として支給することができる。

（出張命令等） 第４条　次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、出張命令権者の発する出張命令又は旅行依頼（以下「出張命令等」という。）によって行わなければならない。 ⑴　前条第１項の規定に該当する旅行　出張命令 ⑵　前条第２項の規定に該当する旅行　旅行依頼 ２　……（略） ３　出張命令権者は、出張命令等を発し、又はこれを変更し、若しくは取り消すには、出張命令簿又は旅行依頼簿（出張命令簿又は旅行依頼簿に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。以下「出張命令簿等」という。）に当該旅行について必要な事項を記載又は記録をし、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、これを提示するいとまがない場合には、口頭により出張命令等を発し、又はこれを変更し、若しくは取り消すことができる。この場合において、出張命令権者は、できるだけ速やかに、出張命令簿等に当該旅行に関し必要な事項の記載又は記録をしなければならない。	（出張命令等） 第４条　旅行は、任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「出張命令権者」という。）の発する出張命令等によって行わなければならない。 ２　……（略） ３　出張命令権者は、出張命令等を発し、又はこれを変更し、若しくは取り消すには、出張命令簿又は旅行依頼簿（以下「出張命令簿等」という。）に当該旅行について必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、これを提示するいとまがない場合には、口頭により出張命令等を発し、又はこれを変更し、若しくは取り消すことができる。この場合において、出張命令権者は、できるだけ速やかに、出張命令簿に当該旅行について必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。 ４　出張命令簿等の記載事項及び様式は、別に定める。
（旅費の種類） 第６条　旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当とする。	（旅費の種類） 第６条　旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食事料とする。 ２　鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。 ３　船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。 ４　航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。 ５　車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ実費額により支給する。 ６　日当は、旅行（宿泊を要するものに限る。）中の日数に応じ１日当たりの定額により支給する。 ７　宿泊料は、旅行中の夜数に応じ１夜当たりの定額により支給する。 ８　食事料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ１夜当たりの定額により支給する。
（旅費の計算） 第７条　旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして、この条例に定める種類	（旅費の計算） 第７条　旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算

及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。	する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。
２　旅行経路の全部又は一部が稲城市一般職の職員の給与に関する条例第８条に規定する通勤手当として運賃等相当額が支給されている経路と重複する場合は、当該重複部分は旅費として計算しない。	
第８条　旅費計算上の旅行日数は、旅行のため現に要した日数による。	第８条　旅費計算上の旅行日数は、旅行のため現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあっては、400キロメートル、水路旅行にあっては、200キロメートル、陸路旅行にあっては50キロメートルについて１日の割合をもって通算した日数を超えることができない。
	２　前項ただし書の規定により通算した日数に１日未満の端数を生じたときは、これを１日とする。
第９条　削除	第９条　１日の旅行において、日当又は宿泊料について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料の額による。
第10条　削除	第10条　鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。
第10条の２　削除	第10条の２　市議会議員又は特別職の職員に随行して旅行する場合は、日当を除きこれらの者に支給されるものと同額の旅費を支給する。
（旅費の請求手続）	（旅費の請求手続）
第11条　旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に必要な書類を添えて、これを当該旅費又は当該金額の支払をする者（以下「支払担当者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給又は支払を受けることができない。	第11条　旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支払をする者（以下「支払担当者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支払を受けることができない。

２・３　……（略）	２・３　……（略）
	４　第１項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項及び様式並びに第２項及び前項に規定する期間は、規則で定める。
（鉄道賃）	（鉄道賃）
第12条　鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第２条第１項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道、軌道法（大正10年法律第76号）第１条第１項に規定する軌道その他これらに類するものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第２号から第５号までに掲げる費用は、第１号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。	第12条　鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下本条において「運賃」という。）、急行料金及び座席指定料金による。
⑴　運賃	⑴　乗車に要する運賃
⑵　急行料金	⑵　急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金
⑶　寝台料金	
⑷　座席指定料金	⑶　座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第１号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、座席指定料金
⑸　前各号に掲げる費用に付随する費用	
２　前項第１号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。	
	２　前項第２号に規定する急行料金は、次の各号の一に該当する場合に限り支給する。
	⑴　特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの
	⑵　普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの
	３　第１項第３号に規定する座席指定料金は、普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り支給する。
（船賃）	（船賃）
第13条　船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第２条第２項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他これに類するものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第２号から第４号までに掲げる費用は、第１号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。	第13条　船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下本条において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。

⑴　運賃 ⑵　寝台料金 ⑶　座席指定料金 ⑷　前３号に掲げる費用に付随する費用	⑴　運賃の等級を３階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃 ⑵　運賃の等級を２階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃 ⑶　運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃 ⑷　公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前３号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金 ⑸　第３号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金 ⑹　座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行をする場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金
２　前項第１号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合であって、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める額とする。 ⑴　運賃の等級を３階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃 ⑵　運賃の等級を２階級に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃	２　前項第１号又は第２号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に２以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。
３　前項第１号又は第２号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に２以上に区分する船舶による旅行の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 ⑴　前項第１号の規定に該当するとき　同号の規定による区分のうち、最上級の直近下位の級の運賃の額 ⑵　前項第２号の規定に該当するとき　同号の規定による区分のうち、最上級の運賃の額	
（航空賃） 第14条　航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第２条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他これに類するものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第２号及び第３号に掲げる費用は、第１号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。 ⑴　運賃 ⑵　座席指定料金	（航空賃） 第14条　航空賃の額は、現に支払った旅客運賃とする。

⑶　前２号に掲げる費用に付随する費用	
２　前項第１号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。	
（その他の交通費）	（車賃）
第15条　その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第２号から第４号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、移動に要する費用の算定ができない場合には、路程１キロメートルにつき37円とする。	第15条　車賃の額は、現に支払った旅客運賃とする。
⑴　道路運送法（昭和26年法律第183号）第３条第１号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃	
⑵　道路運送法第３条第１号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃	
⑶　前２号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第１項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用	
⑷　前３号に掲げる費用に付随する費用	
２　前項ただし書の場合においては、全路程を通算して計算し、路程に１キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。	
	（日当）
第16条　削除	第16条　日当の額は、別表第１の定額による。
	（宿泊料）
第17条　削除	第17条　宿泊料の額は、別表第１の定額による。
	２　宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。
	（食事料）
第18条　削除	第18条　食事料の額は、別表第１の定額による。
	２　食事料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り支給する。

第19条　削除	第19条　削除
（宿泊費）	
第20条　宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国の職員につき国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。以下、同じ。）により定められている宿泊費基準額のうち、職務の級が10級以下の者について定められているもの（以下「宿泊費基準額」という。）を上限額とする。	
２　前項の規定にかかわらず、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として市規則で定める場合の宿泊費の額は、当該宿泊に要する費用の額とする。	
（包括宿泊費）	
第21条　包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第12条から第15条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額を上限額とする。	
（宿泊手当）	
第22条　宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、国の職員につき国家公務員等の旅費支給規程により定められている宿泊手当の額とする。	
（赴任旅費）	（赴任旅費）
第23条　職員が赴任のため住所又は居所を移転した場合には、当該職員に対して赴任旅費を支給する。	第20条　新たに採用された職員が赴任のため住所又は居所を移転した場合には、当該職員に対して赴任旅費を支給する。
２～５　……（略）	２～５　……（略）
（移転料）	（移転料）
第24条　……（略）	第21条　……（略）
（着後手当）	（着後手当）
第25条　着後手当の額は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、５夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。	第22条　着後手当の額は、別表第１の日当定額の５日分及び宿泊料定額の５夜分に相当する額による。ただし、到着後直ちに市の施設又は自宅に入居する場合には、日当定額の２日分及び宿泊料定額の２夜分に相当する額とする。
（扶養親族移転料）	（扶養親族移転料）
第26条　赴任の際、扶養親族を随伴する場合の扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。	第23条　赴任の際、扶養親族を随伴する場合の扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。
⑴　扶養親族１人ごとに当該職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の額	⑴　扶養親族１人ごとに当該職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の額による。ただ

による。ただし、扶養親族のうち12歳未満の者については、その者について定められた額による。	し、扶養親族のうち12歳未満の者については、その者について定められた額による。
⑵　扶養親族１人ごとに当該職員相当の宿泊費、宿泊手当及び着後手当のそれぞれ２分の１に相当する額	⑵　扶養親族１人ごとに当該職員相当の日当、宿泊料、食事料及び着後手当のそれぞれ２分の１に相当する額
（外国旅行の旅費）	（外国旅行の旅費）
第27条　……（略）	第24条　……（略）
（旅費の支給額の上限）	
第28条　鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（第15条第１項ただし書に規定する場合を除く。）に係る旅費の支給額は、第12条第１項各号、第13条第１項各号、第14条第１項各号及び第15条第１項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第７条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。	
２　宿泊費及び包括宿泊費に係る旅費の支給額は、当該各種類について、第７条、第20条及び第21条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該種類ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。	
（旅費の調整）	（旅費の調整）
第29条　任命権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合において、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。	第25条　任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合において、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。
２　……（略）	２　……（略）
（旅費の特例）	（旅費の特例）
第30条　任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第３項又は第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき又はこの規定により支給する旅費が労働基準法第15条第３項若しくは第64条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対し、これらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を、旅費として支給する。	第26条　任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第３項又は第64条の規定に該当する事由がある場合には、当該職員に対し、これらの規定による旅費又は費用に相当する額を旅費として支給する。
（旅費の返納）	

第31条　支払担当者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

２　旅行者がこの条例の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支払担当者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支払担当者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

３　前項に規定する給与の種類は、市長が定める。

（実施規定）

第32条　……（略）

（実施規定）

第27条　……（略）

別表第１（第16条・第17条・第18条関係）

日当、宿泊料及び食事料

日当	宿泊料	食事料
1,000円	13,000円	1,000円

○　第２条による改正（調査等に出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例（昭和46年稲城市条例第23号））

新

第３条　費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び日当とし、その額は次の表のとおりとする。

種類	額
鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当	稲城市職員の旅費に関する条例（昭和40年稲城市条例第138号）の規定により職員に支給する額に相当する額
日当	１日につき8,800円

旧

第３条　費用弁償は、日当、宿泊料、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び食事料とし、その額は、別表のとおりとする。

２　前項の規定にかかわらず、市内から出頭し、又は参加した者に対しては、費用弁償として、日当8,800円を支給する。

別表（第３条関係）

鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	日当（１日）	宿泊料	食事料
実費	実費	実費	実費	8,800円	14,000円	1,000円

○　第３条による改正（稲城市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和26年稲城市条例第35号））

新

第３条　……（略）

２　旅費の算定方法及び支給方法については、この条例に定めるもののほか、稲城市職員の旅費に関する条例（昭和40年稲城市条例第138号。以下「旅費条例」という。）の例による。

３　旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当とし、その額のうち旅費条例により難いものについては、別表第２のとおりとする。

第５条　給与の支給方法並びに支給条件は、一般職の職員の例による。

別表第２（第３条関係）

種類	額
鉄道賃	次に掲げる費用の額の合計額 ⑴　運賃（運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級） ⑵　急行料金 ⑶　寝台料金 ⑷　座席指定料金 ⑸　特別車両料金 ⑹　前各号に掲げる費用に付随する費用
船賃	次に掲げる費用の額の合計額 ⑴　運賃（運賃の等級が３階級に区分された船舶により移動するときは中級の運賃（その階級の運賃が更に２以上に区分されている場合は、その区分のうち最上級の運賃）、運賃の等級が２階級に区分された船舶により移動するときは上級の運賃の額（その階級の運賃が更に２以上に区分されている場合は、その区分のうち最上級の直近下位の級の運賃）） ⑵　寝台料金 ⑶　座席指定料金

旧

第３条　……（略）

２　旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食事料とし、その額は、別表第２による。

３　宿泊を要しない旅行において、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び食事料を除き公費により支出すべき経費の負担がない場合については、前項の規定にかかわらず、日当を支給しない。

第５条　給与及び旅費の支給方法並びに支給条件は、一般職の職員の例による。

別表第２（第３条関係）

職名	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	日当（１日）		宿泊料	食事料
					宿泊を要する出張	宿泊を要しない出張		
市長 副市長 教育長 政策監	実費	１等	実費	実費	円 1,500	円 1,000	円 14,000	円 1,000

	⑷　特別船室料金 ⑸　前各号に掲げる費用に付随する費用
宿泊費（１夜につき）	国の職員につき国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）により定められている宿泊費基準額のうち、指定職職員等について定められているもの

備考　外国旅行については、国家公務員の外国旅費の例に準じて、市長がその都度定める。

○　第４条による改正（稲城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和40年稲城市条例第148号））

新	旧
（費用弁償） 第４条　……（略） ２　費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当とし、その額及び算定方法は、稲城市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和26年稲城市条例第35号）の例による。	（費用弁償） 第４条　……（略） ２　費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食事料の７種とし、その額は、別表第２のとおりとする。 ３　宿泊を要しない旅行において、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び食事料を除き公費により弁償すべき経費の負担がない場合については、前項の規定にかかわらず、日当を弁償しない。 別表第２（第４条関係）

職名	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	日当（１日）		宿泊料	食事料
					宿泊を要する出張	宿泊を要しない出張		
					円	円	円	円
議員	実費	１等	実費	実費	1,500	1,000	14,000	1,000

○　第５条による改正（稲城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和40年稲城市条例第149号））

新	旧
（費用弁償）	（費用弁償）

第３条　……（略） ２　費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当とし、その額及び算定方法は、稲城市職員の旅費に関する条例（昭和40年稲城市条例第138号）の例による。	第３条　……（略） ２　費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食事料の７種とし、その額は、市議会議員と同額とする。 ３　宿泊を要しない出張において、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び食事料を除き公費により弁償すべき経費の負担がない場合については、前項の規定にかかわらず、日当を弁償しない。

第80号議案

稲城市市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和８年11月26日

提出者　稲城市長　髙　橋　勝　浩

（提案理由）

地方税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２号）による地方税法（昭和25年法律第226号）の改正及び都市計画税の税率を0.27％とする特例措置を令和９年度も適用することに伴い、稲城市市税条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市市税条例の一部を改正する条例

稲城市市税条例（昭和30年稲城市条例第67号）の一部を次のように改正する。

付則第７条の４中「又は付則第18条の３第１項」を「、付則第18条の２の３第１項又は付則第18条の３第１項」に改める。

付則第18条の２の２の次に次の１条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第18条の２の３　当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の２第１項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第１項及び第２項並びに第34条の３の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の６の４で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第１号の規定により読み替えて適用される第34条の２の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の３に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

２　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

⑴　第34条の２の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第18条の２の３第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

⑵　第34条の６から第34条の８まで、第34条の９第１項、付則第７条第１項及び付則第７条の３第１項の規定の適用については、第34条の６中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第18条の２の３第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の７第１項前段、第34条の８、第34条の９第１項、付則第７条第１項及び付則第７条の３第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第18条の２の３第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の７第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第18条の２の３第１項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

⑶　第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第18条の２の３第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは付則第18条の２の３第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

⑷　付則第５条の規定の適用については、同条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第18条の２の３第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第２項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第18条の２の３第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

付則第25条中「令和８年度分」を「令和９年度分」に改める。

付　則

（施行期日）

第１条　この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

⑴　付則第７条の４の改正規定及び付則第18条の２の２の次に１条を加える改正規定並びに次条の規定　金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和８年法律第64号）の施行の日の属する年の翌々年の１月１日

⑵　付則第25条の改正規定　令和９年４月１日

（市民税に関する経過措置）

第２条　この条例による改正後の稲城市市税条例（以下「新条例」という。）付則第７条の４の規定は、前条第１号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「１号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、１号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

２　新条例付則第18条の２の３の規定は、１号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

（都市計画税の税率に関する経過措置）

第３条　新条例付則第25条の規定は、令和９年度分の都市計画税について適用し、令和８年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案概要説明書

議案番号	第80号	担当課	市民部課税課
件名	稲城市市税条例の一部を改正する条例		

【概　要】

本案は、地方税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２号）による地方税法（昭和25年法律第226号）の改正及び都市計画税の税率を0.27％とする特例措置を令和９年度も適用することに伴い、稲城市市税条例（昭和30年稲城市条例第67号）の一部を改正するものです。

【改正内容】

○　付則第７条の４（寄附金税額控除における特例控除額の特例）及び付則第18条の２の３（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

地方税法の改正において、個人市民税における特定暗号資産に係る譲渡所得等に分離課税等の課税の特例が規定されたことに伴う規定の新設及びこれに伴う規定の整備を行うものです。（金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和８年法律第64号）の施行の日の属する年の翌々年の１月１日施行）

○　付則第25条（都市計画税の税率の特例）

都市計画税の税率については、地方税法第702条の４に規定する制限税率を0.3％と定めていますが、昭和63年度から税率を0.27％とする特例措置を設け、現在に至っています。今回の改正は、この特例措置の期間を１年間延長するものです。（令和９年４月１日施行）

【経過措置】

付則において、経過措置について規定します。

第80号議案関係資料

稲城市市税条例の新旧対照表

新	旧
付　則 （寄附金税額控除における特例控除額の特例） 第７条の４　第34条の７の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の７第11項第２号若しくは第３号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の３第２項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第16条の３第１項、付則第16条の４第１項、付則第17条第１項、付則第18条第１項、付則第18条の２第１項、付則第18条の２の２第１項、付則第18条の２の３第１項又は付則第18条の３第１項の規定の適用を受けるときは、第34条の７第２項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第５条の５第２項（法附則第５条の６第３項又は第４項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。 （特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例） 第18条の２の３　当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の２第１項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第１項及び第２項並びに第34条の３の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の６の４で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第１号の規定により読み替えて適用される第34条の２の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の３に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。 ２　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 ⑴　第34条の２の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第18条の２の３第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。 ⑵　第34条の６から第34条の８まで、第34条の９第１項、付則第７条第１項及び付則第７条の３第１項の規定の適用については、第34条の６中「所得割の額」とあるのは「所	付　則 （寄附金税額控除における特例控除額の特例） 第７条の４　第34条の７の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の７第11項第２号若しくは第３号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の３第２項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第16条の３第１項、付則第16条の４第１項、付則第17条第１項、付則第18条第１項、付則第18条の２第１項、付則第18条の２の２第１項又は付則第18条の３第１項の規定の適用を受けるときは、第34条の７第２項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第５条の５第２項（法附則第５条の６第３項又は第４項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

得割の額及び付則第18条の２の３第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の７第１項前段、第34条の８、第34条の９第１項、付則第７条第１項及び付則第７条の３第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第18条の２の３第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の７第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第18条の２の３第１項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 ⑶　第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第18条の２の３第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは付則第18条の２の３第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。 ⑷　付則第５条の規定の適用については、同条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第18条の２の３第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第２項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第18条の２の３第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。 （都市計画税の税率の特例） 第25条　令和９年度分の都市計画税の税率は、第144条の規定にかかわらず、100分の0.27とする。	（都市計画税の税率の特例） 第25条　令和８年度分の都市計画税の税率は、第144条の規定にかかわらず、100分の0.27とする。

第81号議案

稲城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する認可基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和８年11月26日

提出者　稲城市長　髙　橋　勝　浩

（提案理由）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則（令和７年内閣府令第104号）の施行に伴う家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の改正等に伴い、稲城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する認可基準を定める条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する認可基準を定める条例の一部を改正する条例

稲城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する認可基準を定める条例（平成26年稲城市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第２条中「満３歳以上の者」を「満３歳以上のもの」に改め、「場合」の次に「若しくは同条第10項第３号の規定に基づき保育を必要とする児童であって満３歳以上のものについて保育を行う場合」を加え、「明るく」を「明るくて、」に改める。

第６条第１項各号列記以外の部分中「、第７条の３第２項」を削り、「家庭的保育事業者等による」を「、家庭的保育事業者等による」に、「第３号」を「以下この条」に改め、「事項」の次に「（法第６条の３第10項第３号に掲げる事業（以下「満３歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満３歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあっては、第１号及び第２号に掲げる事項）」を加え、同項第１号中「支援を行う」を「支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第３号中「当該家庭的保育事業者等」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。第６項及び第７項において同じ。）」を、「この号」の次に「及び第６項第１号」を加え、同条第３項各号列記以外の部分中「前項の場合において、家庭的保育事業者等は」を「前項各号の代替保育連携協力者とは、第１項第２号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって」に、「者を第１項第２号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない」を「ものをいう」に改め、同項第１号中「当該家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等」に、「第27条に規定する小規模保育事業Ａ型若しくは小規模保育事業Ｂ型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業Ａ型事業者等」という。）」を「小規模保育事業Ａ型事業者等」に改め、同項を同条第５項とし、同条第２項各号列記以外の部分中「次に」を「次の各号に」に、「全て」を「いずれか」に、「満たすと認める」を「満たす」に、「前項第２号」を「第１項第２号」に、「適用しない」を「適用しないこととする」に改め、同項各号を次のように改める。

⑴　家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア　家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ　代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

⑵　市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第６条第２項を同条第４項とし、同条第１項の次に次の２項を加える。

２　市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第１号の規定を適用しないこととすることができる。

⑴　家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

⑵　次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア　家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ　保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

３　前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業Ａ型若しくは小規模保育事業Ｂ型又は事業所内保育事業を行う者（第５項において「小規模保育事業Ａ型事業者等」という。）であって、第１項第１号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第６条に次の２項を加える。

６　市長は、次のいずれかに該当するときは、第１項第３号の規定を適用しないこととすることができる。

⑴　市長が、法第24条第３項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な

措置を講じているとき

⑵　家庭的保育事業者等による第１項第３号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）

７　前項（第２号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第１項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）又は満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であって、市長が適当と認めるものを第１項第３号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

⑴　子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の２第１項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第６条の３第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

⑵　法第６条の３第12項及び第39条第１項に規定する業務を目的とする施設であって、法第６条の３第９項第１号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第７条の３第２項中「家庭的保育事業者等」の次に「（居宅訪問型保育事業者を除く。）」を加える。

第13条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第13条　家庭的保育事業者等は、法第34条の16第４項において準用する法第21条の５の18第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第16条第１項第１号中「栄養面等において」を「栄養面等」に、「果たし得る」を「果たし得るような」に改め、同項第２号中「他」を「その他」に改め、「の栄養面」を削り、「指導」を「栄養の観点からの指導」に改め、同項第３号中「につ

いて」を「を」に改め、「において」を削り、同項第４号中「栄養量」を「栄養素量」に改め、同条第２項各号列記以外の部分中「次の」の次に「各号に掲げる」を加え、同項第４号中「乳幼児の食事の内容」を「利用乳幼児の食事の内容」に改め、「付則第２条第２項において同じ。」を削る。

第17条第１項中「第２章第３節」を削り、同条第２項中「児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」に、「当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の」を「当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる」に、「利用開始時の」を「同欄に掲げる」に、「児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同項に次の表を加える。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

第17条第３項中「記録すべき書面」を「記録する表」に、「の必要な」を「必要な」に、「執る」を「とる」に改める。

第18条の見出し中「運営」を「家庭的保育事業所等内部の」に改め、同条各号列記以外の部分中「定めなければ」を「定めておかなければ」に改め、同条第６号中「乳幼児」を「乳児、幼児」に改め、「利用定員」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業者にあっては、満３歳以上の幼児の利用定員）」を加え、同条第11号中「関し重要と認められる事項」を「関する重要事項」に改める。

第23条第１項各号列記以外の部分中「次の」を「次の各号の」に、「場合は」を「場合には」に改め、同条第２項各号列記以外の部分中「他の」を「都道府県知事その他の」に、「次に掲げる要件を満たす者」を「次の各号のいずれにも該当するもの」に改め、同項第１号中「こと。」を「者」に改め、同項第２号中「の規定に」を「及び法第34条の20第１項第３号のいずれにも」に、「こと。」を「者」に改め、同項第３号を削り、同条第３項中「他の」を「都道府県知事その他の」に、「補助

する者」を「補助するもの」に改め、「及び付則第４条」を削り、「場合は」を「場合には」に改める。

第27条中「小規模保育事業Ｂ型」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を、「小規模保育事業Ｃ型」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

第29条第２項各号列記以外の部分中「数を合計した数」を「数の合計数」に改め、同項第３号中「第６条の３第10項第２号」の次に「又は第３号」を加え、同条第３項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）」に、「いずれか１人」を「、１人」に改め、同条に次の２項を加える。

４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に５年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型の保育士（付則第７条又は第８条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所Ａ型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第30条中「小規模保育事業者Ａ型」を「小規模保育事業者（Ａ型）」に改める。

第31条第１項中「他の」を「都道府県知事その他の」に改め、同条第２項各号列記以外の部分中「数を合計した数」を「数の合計数」に、「その」を「そのうち」に改め、同条第３項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に、「いずれか１人」

を「１人」に改め、同条に次の２項を加える。

４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所Ｂ型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第32条中「第24条中「」の次に「家庭的保育事業を行う者（」を加え、「いう。」とあるのは「」を「いう。）」とあるのは「小規模保育事業Ｂ型を行う者（」に、「小規模保育事業者Ｂ型」という。」を「小規模保育事業者（Ｂ型）」という。）」に、「小規模保育事業者Ｂ型」と、」を「小規模保育事業者（Ｂ型）」と、」に、「事業所（以下「小規模保育事業所Ａ型」という。）」を「小規模保育事業所Ａ型」に、「事業所」」を「小規模保育事業所Ｂ型」」に改める。

第35条中「の利用定員」を削り、「法第６条の３第10項」を「法第６条の３第10項第１号」に改め、「にかかわらず、」の次に「その利用定員を」を加える。

第36条中「第24条中「」の次に「家庭的保育事業を行う者（」を加え、「いう。」とあるのは「」を「いう。）」とあるのは「小規模保育事業Ｃ型を行う者（」に、「小規模保育事業者Ｃ型」という。」を「小規模保育事業者（Ｃ型）」という。）」に、「小規模保育事業者Ｃ型」とする」を「小規模保育事業者（Ｃ型）」とする」に改める。

第37条第２号中「（平成24年法律第65号）」を削り、同条第４号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「第６条第４項」を「第６条第５項」に改め、「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

第44条の見出し中「保育所型事業所内保育事業所の」を削り、同条第２項各号列記以外の部分中「数を合計した数」を「数の合計数」に改め、「一つの」を削り、「保育所型事業所内保育事業所」の次に「１」を加え、同条第３項中「保健師又は

看護師」を「看護師等」に、「いずれか１人」を「、１人」に改め、同条に次の２項を加える。

４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（付則第７条又は第８条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第45条中「ついて」を「あって」に、「第６条第１号」を「第６条第１項第１号」に改め、「に掲げる事項」を削り、同条に次の１項を加える。

２　保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第６条の３第12項第２号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（付則第３条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第６条第１項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第46条中「第24条中「」の次に「家庭的保育事業を行う者（」を加え、「いう。」とあるのは「」を「いう。）」とあるのは「保育所型事業所内保育事業を行う者（」に、「保育所型事業所内保育事業者」という。」を「保育所型事業所内保育事業者」という。）」に改める。

第47条の見出し中「小規模型事業所内保育事業所の」を削り、同条第１項中「付則第４条」を「次条」に、「他の」を「都道府県知事その他の」に改め、同条第２項各号列記以外の部分中「数を合計した数」を「数の合計数」に、「その」を「そのうち」に改め、同条第３項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に、「いずれか１人」を「、１人」に改め、同条に次の２項を加える。

４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事

業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第48条中「第24条中「」の次に「家庭的保育事業を行う者（」を加え、「いう。」とあるのは「」を「いう。）」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（」に、「小規模型事業所内保育事業者」という。」を「小規模型事業所内保育事業者」という。）」に、「事業所（以下「小規模保育事業所Ａ型」という。）」を「小規模保育事業所Ａ型」に、「事業所」」を「小規模型事業所内保育事業所」」に、「当該事業所」を「当該小規模型事業所内保育事業所」に改める。

付則第２条第２項中「（第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）」を削る。

付則第３条中「家庭的保育事業者等」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「市長が」を削り、「必要かつ」を「必要な」に、「認める」を「市が認める」に、「５年」を「15年」に改める。

付則第４条中「小規模保育事業所Ｂ型及び小規模型事業所内保育事業所に対する」を削り、「家庭的保育者」を「第23条第２項に規定する家庭的保育者」に、「家庭的保育補助者」を「同条第３項に規定する家庭的保育補助者」に改める。

付則第４条の次に次の４条を加える。

（小規模保育事業所Ａ型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

第６条　保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第１項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。）が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第２項各号又は第44条第２項各号に定める数の合計数が１となるときは、第29条第２項又は第44条第２項に規定する保育士の数は１人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が１人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

第７条　前条の事情に鑑み、当分の間、第29条第２項又は第44条第２項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第４条第２項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

第８条　付則第６条の事情に鑑み、当分の間、１日につき８時間を超えて開所する小規模保育事業所Ａ型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この条において「小規模保育事業所Ａ型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所Ａ型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第２項又は第44条第２項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第９条　前２条の規定を適用するときは、保育士（第29条第３項若しくは第４項若しくは第44条第３項若しくは第４項又は前２条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、前２条の規定の適用がないものとした場合の第29条第２項又は第44条第２項の規定により算定される保育士の数の３分の２以上、置かなければならない。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、令和８年12月25日から施行する。

議案概要説明書

議案番号	第81号	担当課	子ども福祉部子育て支援課
件名	稲城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する認可基準を定める条例の一部を改正する条例		

【概　　要】

本案は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則（令和７年内閣府令第104号）の施行に伴う家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の改正等に伴い、稲城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する認可基準を定める条例（平成26年稲城市条例第26号）の一部を改正するものです。

【改正内容】

○　第２条（最低基準の目的）

稲城市における家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準の対象となる児童に、満３歳以上限定小規模保育事業（満３歳以上の児童の保育を行う小規模保育事業をいう。以下同じ。）を利用する児童を追加するほか、文言を整理します。

○　第６条（保育所等との連携）

家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）の連携施設（連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園をいう。以下同じ。）の確保に関し、満３歳以上限定小規模保育事業者が確保すべき連携施設から教育又は保育の継続的提供に係る連携施設を除外するほか、保育内容支援又は代替保育に係る連携協力を行う者を適切に確保すること、利用調整において優先的に取り扱う措置その他の教育若しくは保育が引き続き提供されるよう必要な措置を講じていること等の要件を満たすときは、保育内容支援若しくは代替保育の提供又は教育若しくは保育の継続的提供に係る連携施設の確保をしないことができる特例を設ける等の改正を行うほか、文言を整理します。

○　第７条の３（自動車を運行する場合の所在の確認）

第６条第１項の改正に伴い、文言を整理します。

○　第13条（児童対象性暴力等の防止）

家庭的保育事業者等は、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならない旨を規定します。

○　第16条（食事の提供の特例）

付則第２条第２項の改正に伴い、引用条項を整理するほか、文言を整理します。

○　第17条（利用乳幼児及び職員の健康診断）

母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査の内容が家庭的保育事業者等の健康診断の全部又は一部に相当すると認められ、かつ、家庭的保育事業者等がその結果を把握するときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができる旨を規定するほか、文言を整理します。

○　第18条（運営規程）

見出しを家庭的保育事業所等内部の規程に改めるとともに、満３歳以上限定小規模保育事業者が重要事項に関する規程で定める利用定員を満３歳以上の幼児の利用定員とする旨を規定するほか、文言を整理します。

○　第23条（職員）

付則第４条の改正に伴い、引用条項を整理するほか、文言を整理します。

○　第27条（小規模保育事業の区分）

小規模保育事業の区分について、満３歳以上限定小規模保育事業を実施できる類型を小規模保育事業Ａ型に限定する旨を規定します。

○　第29条（職員）、第31条（職員）、第44条（保育所型事業所内保育事業所の職員）及び第47条（小規模型事業所内保育事業所の職員）

小規模保育事業Ａ型、小規模保育事業Ｂ型、保育所型事業所内保育事業所及び小規模型事業所内保育事業所（以下「各事業所」という。）における保育士の配置基準等に関し、満３歳以上限定小規模保育事業の保育士の配置基準を規定するほか、各事業所における保育士の数の算定について、保健師、看護師若しくは准看護師又は理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員等の特定理学療法士等をそ

れぞれ１人に限り保育士とみなすことができる特例を設ける等の改正を行うほか、見出し及び文言を整理します。

○　第30条、第32条、第36条、第46条及び第48条（準用）

文言を整理します。

○　第35条（利用定員）

児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正に伴い、引用条項を整理するほか、文言を整理します。

○　第37条（居宅訪問型保育事業）

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の改正に伴う引用条項の整理を行い、保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上又は環境上の理由により家庭において養育することが困難な場合への対応として、居宅訪問型保育を提供することを明確化するほか、文言を整理します。

○　第45条（連携施設に関する特例）

保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、満３歳以上の児童の保育を行うものであって、市長が適当と認めるもの（以下「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、連携施設の確保をしないことができる特例を設けるほか、文言を整理します。

○　付則第２条（食事の提供の経過措置）

家庭的保育事業における食事の自園調理、調理設備及び調理員に係る経過措置の対象について、家庭的保育者の居宅において実施されるものに限定する規定を削除し、居宅以外の場所で実施する家庭的保育事業に拡大する旨を規定します。

○　付則第３条（連携施設に関する経過措置）

連携施設の確保が著しく困難な場合における経過措置の期間を、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間に延長するとともに、満３歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者を当該経過措置の対象外とします。

○　付則第４条（小規模保育事業Ｂ型等に関する経過措置）

第47条第１項の改正に伴い、文言を整理するほか、引用条項を整理します。

○　付則第６条（小規模保育事業所Ａ型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

小規模保育事業所Ａ型及び保育所型事業所内保育事業所における保育士の配置に関し、保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。）が不足していることに鑑み、当分の間、児童の数に応じて算定される保育士の数の合計数が１となるときは、保育士１人に加えて保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置くことにより、保育士の数を１人以上とすることができる特例を設けます。

○　付則第７条

小規模保育事業所Ａ型及び保育所型事業所内保育事業所における保育士の配置に関し、付則第６条の事情に鑑み、当分の間、保育士の数の算定について、幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者を保育士とみなすことができる特例を設けます。

○　付則第８条

小規模保育事業所Ａ型及び保育所型事業所内保育事業所における保育士の配置に関し、付則第６条の事情に鑑み、当分の間、１日につき８時間を超えて開所することにより必要となる保育士の数の算定について、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲内で、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を保育士とみなすことができる特例を設けます。

○　付則第９条

付則第７条及び付則第８条の特例を適用するときは、当該特例の適用がないものとした場合に算定される保育士の数の３分の２以上の保育士を置かなければならない旨を規定します。

【施行期日】

この条例は、公布の日（一部は令和８年12月25日）から施行します。

第81号議案関係資料

稲城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する認可基準を定める条例の新旧対照表

新	旧
（最低基準の目的） 第２条　最低基準は、市長の監督に属する家庭的保育事業等（法第24条第２項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。）を利用している乳児又は幼児（満３歳に満たない者に限り、法第６条の３第９項第２号、同条第10項第２号、同条第11項第２号又は同条第12項第２号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満３歳以上のものについて保育を行う場合若しくは同条第10項第３号の規定に基づき保育を必要とする児童であって満３歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、当該児童を含む。以下同じ。）（以下「利用乳幼児」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（家庭的保育事業等を行う事業所（以下「家庭的保育事業所等」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。	（最低基準の目的） 第２条　最低基準は、市長の監督に属する家庭的保育事業等（法第24条第２項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。）を利用している乳児又は幼児（満３歳に満たない者に限り、法第６条の３第９項第２号、同条第10項第２号、同条第11項第２号又は同条第12項第２号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満３歳以上の者について保育を行う場合にあっては、当該児童を含む。以下同じ。）（以下「利用乳幼児」という。）が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（家庭的保育事業等を行う事業所（以下「家庭的保育事業所等」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。
（保育所等との連携） 第６条　家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第１項、第14条第１項及び第２項、第15条第１項、第２項及び第５項、第16条並びに第17条第１項から第３項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満３歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第６条第１項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項（法第６条の３第10項第３号に掲げる事業（以下「満３歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満３歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあっては、第１号及び第２号に掲げる事項）に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 ⑴　利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。 ⑵　……（略）	（保育所等との連携） 第６条　家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第１項、第７条の３第２項、第14条第１項及び第２項、第15条第１項、第２項及び第５項、第16条並びに第17条第１項から第３項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満３歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第６条第１項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第３号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 ⑴　利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 ⑵　……（略）

⑶　当該家庭的保育事業者等（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。第６項及び第７項において同じ。）により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第６条の３第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第６項第１号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。	⑶　当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第６条の３第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。
２　市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第１号の規定を適用しないこととすることができる。	
⑴　家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。	
⑵　次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。	
ア　家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。	
イ　保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。	
３　前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業Ａ型若しくは小規模保育事業Ｂ型又は事業所内保育事業を行う者（第５項において「小規模保育事業Ａ型事業者等」という。）であって、第１項第１号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。	
４　市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第１項第２号の規定を適用しないこととすることができる。	２　市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第２号の規定を適用しないことができる。
⑴　家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。	⑴　家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
ア　家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。	
イ　代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。	
⑵　市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な	⑵　次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措

措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。	置が講じられていること。
5　前項各号の代替保育連携協力者とは、第１項第２号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。	3　前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第１項第２号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
⑴　家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合　小規模保育事業Ａ型事業者等	⑴　当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合　第27条に規定する小規模保育事業Ａ型若しくは小規模保育事業Ｂ型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業Ａ型事業者等」という。）
⑵　……（略）	⑵　……（略）
6　市長は、次のいずれかに該当するときは、第１項第３号の規定を適用しないこととすることができる。	
⑴　市長が、法第24条第３項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき	
⑵　家庭的保育事業者等による第１項第３号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）	
7　前項（第２号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第１項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）又は満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であって、市長が適当と認めるものを第１項第３号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。	
⑴　子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の２第１項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第６条の３第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）	
⑵　法第６条の３第12項及び第39条第１項に規定する業務を目的とする施設であって、法第６条の３第９項第１号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの	
（自動車を運行する場合の所在の確認）	（自動車を運行する場合の所在の確認）
第７条の３　……（略）	第７条の３　……（略）

2　家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。	2　家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。
（児童対象性暴力等の防止） 第13条　家庭的保育事業者等は、法第34条の16第４項において準用する法第21条の５の18第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。	第13条　削除
（食事の提供の特例） 第16条　次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第１項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。	（食事の提供の特例） 第16条　次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第１項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。
⑴　利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。	⑴　利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等において業務上必要な注意を果たし得る体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
⑵　当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又	⑵　当該家庭的保育事業所等又は他の施設、保健所、市等の栄養士又は管理栄養士により、献立等の栄養面について指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士

は管理栄養士による必要な配慮が行われること。	による必要な配慮が行われること。
⑶　調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とすること。	⑶　調理業務の受託者について、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等において、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とすること。
⑷　利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。	⑷　利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
⑸　……（略）	⑸　……（略）
2　搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。	2　搬入施設は、次のいずれかの施設とする。
⑴～⑶　……（略）	⑴～⑶　……（略）
⑷　保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第２項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）	⑷　保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第２項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。付則第２条第２項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）
（利用乳幼児及び職員の健康診断）	（利用乳幼児及び職員の健康診断）
第17条　家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも１年に２回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。	第17条　家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも１年に２回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第２章第３節に規定する健康診断に準じて行わなければならない。
2　家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。	2　家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

3　第１項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は法第24条第６項の規定による措置を解除又は停止する等必要な手続をとることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。

4　……（略）

（家庭的保育事業所等内部の規程）

第18条　家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

⑴～⑸　……（略）

⑹　乳児、幼児の区分ごとの利用定員（満３歳以上限定小規模保育事業者にあっては、満３歳以上の幼児の利用定員）

⑺～⑽　……（略）

⑾　前各号に掲げるもののほか、家庭的保育事業等の運営に関する重要事項

（職員）

第23条　家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

⑴・⑵　……（略）

2　家庭的保育者（法第６条の３第９項第１号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

⑴　保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者

⑵　法第18条の５各号及び法第34条の20第１項第３号のいずれにも該当しない者

3　第１項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録すべき書面に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は法第24条第６項の規定による措置を解除又は停止する等の必要な手続を執ることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。

4　……（略）

（運営規程）

第18条　家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

⑴～⑸　……（略）

⑹　乳幼児の区分ごとの利用定員

⑺～⑽　……（略）

⑾　前各号に掲げるもののほか、家庭的保育事業等の運営に関し重要と認められる事項

（職員）

第23条　家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、調理員を置かないことができる。

⑴・⑵　……（略）

2　家庭的保育者（法第６条の３第９項第１号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次に掲げる要件を満たす者とする。

⑴　保育を行っている乳幼児の保育に専念できること。

⑵　法第18条の５各号の規定に該当しないこと。

⑶　法第34条の20第１項第３号の規定に該当しないこと。	
３　家庭的保育者１人が保育することができる乳幼児の数は、３人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者（市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。第34条第２項において同じ。）とともに保育する場合には、５人以下とする。	３　家庭的保育者１人が保育することができる乳幼児の数は、３人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者（市長が行う研修（市長が指定する他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であって、家庭的保育者を補助する者をいう。第34条第２項及び付則第４条において同じ。）とともに保育する場合は、５人以下とする。
第３章　小規模保育事業	第３章　小規模保育事業
第１節　通則	第１節　通則
（小規模保育事業の区分）	（小規模保育事業の区分）
第27条　小規模保育事業は、小規模保育事業Ａ型、小規模保育事業Ｂ型（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。）及び小規模保育事業Ｃ型（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。）とする。	第27条　小規模保育事業は、小規模保育事業Ａ型、小規模保育事業Ｂ型及び小規模保育事業Ｃ型とする。
（職員）	（職員）
第29条　……（略）	第29条　……（略）
２　保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数の合計数に１を加えた数以上とする。	２　保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数を合計した数に１を加えた数以上とする。
⑴・⑵　……（略）	⑴・⑵　……（略）
⑶　満３歳以上満４歳に満たない児童　おおむね15人につき１人（法第６条の３第10項第２号又は第３号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）	⑶　満３歳以上満４歳に満たない児童　おおむね15人につき１人（法第６条の３第10項第２号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）
⑷　……（略）	⑷　……（略）
３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）を、１人に限り、保育士とみなすことができる。	３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型に勤務する保健師又は看護師をいずれか１人に限り、保育士とみなすことができる。
４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に５年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、１人	

に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型の保育士（付則第７条又は第８条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所Ａ型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（準用）

第30条　第24条から第26条までの規定は、小規模保育事業Ａ型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業Ａ型を行う者（第30条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者（Ａ型）」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（Ａ型）」とする。

第３節　小規模保育事業Ｂ型

（職員）

第31条　小規模保育事業Ｂ型を行う事業所（以下「小規模保育事業所Ｂ型」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所Ｂ型又は第16条第１項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所Ｂ型にあっては、調理員を置かないことができる。

２　保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数の合計数に１を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

⑴～⑷　……（略）

３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型に勤務する看護師等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。

４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型の保育士による

（準用）

第30条　第24条から第26条までの規定は、小規模保育事業Ａ型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業Ａ型を行う者（第30条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者Ａ型」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者Ａ型」とする。

第３節　小規模保育事業Ｂ型

（職員）

第31条　小規模保育事業Ｂ型を行う事業所（以下「小規模保育事業所Ｂ型」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所Ｂ型又は第16条第１項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所Ｂ型にあっては、調理員を置かないことができる。

２　保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数を合計した数に１を加えた数以上とし、その半数以上は保育士とする。

⑴～⑷　……（略）

３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型に勤務する保健師又は看護師を、いずれか１人に限り、保育士とみなすことができる。

支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	
5　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所Ｂ型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	
（準用）	（準用）
第32条　第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模保育事業Ｂ型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業Ｂ型を行う者（第32条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者（Ｂ型）」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（Ｂ型）」と、第28条中「小規模保育事業所Ａ型」とあるのは「小規模保育事業所Ｂ型」とする。	第32条　第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模保育事業Ｂ型について準用する。この場合において、第24条中「次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。」とあるのは「第32条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者Ｂ型」という。」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者Ｂ型」と、第28条中「事業所（以下「小規模保育事業所Ａ型」という。）」とあるのは「事業所」とする。
（利用定員）	（利用定員）
第35条　小規模保育事業所Ｃ型は、法第６条の３第10項第１号の規定にかかわらず、その利用定員を６人以上10人以下とする。	第35条　小規模保育事業所Ｃ型の利用定員は、法第６条の３第10項の規定にかかわらず、６人以上10人以下とする。
（準用）	（準用）
第36条　第24条から第26条までの規定は、小規模保育事業Ｃ型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業Ｃ型を行う者（第36条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者（Ｃ型）」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（Ｃ型）」とする。	第36条　第24条から第26条までの規定は、小規模保育事業Ｃ型について準用する。この場合において、第24条中「次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。」とあるのは「第36条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者Ｃ型」という。」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者Ｃ型」とする。
第４章　居宅訪問型保育事業	第４章　居宅訪問型保育事業
（居宅訪問型保育事業）	（居宅訪問型保育事業）
第37条　居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。	第37条　居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。
⑴　……（略）	⑴　……（略）
⑵　子ども・子育て支援法第34条第５項又は第46条第５項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育	⑵　子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第34条第５項又は第46条第５項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育
⑶　……（略）	⑶　……（略）
⑷　母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第６条第５	⑷　母子家庭等（母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第６条第４項に規定す

項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市長が認める乳幼児に対する保育	る母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市長が認める乳幼児に対する保育
（職員）	（保育所型事業所内保育事業所の職員）
第44条　……（略）	第44条　……（略）
2　保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき２人を下回ることはできない。	2　保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数を合計した数以上とする。ただし、一つの保育所型事業所内保育事業所につき２人を下回ることはできない。
⑴～⑷　……（略）	⑴～⑷　……（略）
3　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。	3　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師をいずれか１人に限り、保育士とみなすことができる。
4　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（付則第７条又は第８条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	
5　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	
（連携施設に関する特例）	（連携施設に関する特例）
第45条　保育所型事業所内保育事業を行う者にあっては、連携施設の確保に当たって、第６条第１項第１号及び第２号に係る連携協力を求めることを要しない。	第45条　保育所型事業所内保育事業を行う者については、連携施設の確保に当たって、第６条第１号及び第２号に掲げる事項に係る連携協力を求めることを要しない。
2　保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第６条の３第12項第２号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（付則第３条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第６条第１項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。	
（準用）	（準用）

第46条　第24条から第26条までの規定は、保育所型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「保育所型事業所内保育事業を行う者（第46条において準用する次条及び第26条において「保育所型事業所内保育事業者」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「保育所型事業所内保育事業者」とする。	第46条　第24条から第26条までの規定は、保育所型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。」とあるのは「第46条において準用する次条及び第26条において「保育所型事業所内保育事業者」という。」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「保育所型事業所内保育事業者」とする。
（職員）	（小規模型事業所内保育事業所の職員）
第47条　事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第１項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。	第47条　事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び付則第４条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第１項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。
２　保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数の合計数に１を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。	２　保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数を合計した数に１を加えた数以上とし、その半数以上は保育士とする。
⑴～⑷　……（略）	⑴～⑷　……（略）
３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。	３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師をいずれか１人に限り、保育士とみなすことができる。
４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	
５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	
（準用）	（準用）
第48条　第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について	第48条　第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について

準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業所Ａ型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第１号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第４号において同じ。）」とする。

付　則

（食事の提供の経過措置）

第２条　……（略）

２　前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第４号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第１項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第２条に規定する利用乳幼児への食事の提供を同条に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

（連携施設に関する経過措置）

第３条　家庭的保育事業者等（満３歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第４号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第６条第１項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

（小規模保育事業Ｂ型等に関する経過措置）

第４条　第31条及び第47条の規定の適用については、第23条第２項に規定する家庭的保育者又は同条第３項に規定する家庭的保育補助者は、この条例の施行の日から起算して５年を経過する日までの間、第31条第１項及び第47条第１項に規定する保育従事者とみな

準用する。この場合において、第24条中「次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。」とあるのは「第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「事業所（以下「小規模保育事業所Ａ型」という。）」とあるのは「事業所」と、同条第１号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第４号において同じ。）」とする。

付　則

（食事の提供の経過措置）

第２条　……（略）

２　前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日後に家庭的保育事業（第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第４号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第１項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第２条に規定する利用乳幼児への食事の提供を同条に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

（連携施設に関する経過措置）

第３条　家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、市長が子ども・子育て支援法第59条第４号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると認める場合は、第６条第１項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して５年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

（小規模保育事業Ｂ型等に関する経過措置）

第４条　小規模保育事業所Ｂ型及び小規模型事業所内保育事業所に対する第31条及び第47条の規定の適用については、家庭的保育者又は家庭的保育補助者は、この条例の施行の日から起算して５年を経過する日までの間、第31条第１項及び第47条第１項に規定する

す。 （小規模保育事業所Ａ型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例） 第６条　保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第１項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。）が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第２項各号又は第44条第２項各号に定める数の合計数が１となるときは、第29条第２項又は第44条第２項に規定する保育士の数は１人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が１人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。 第７条　前条の事情に鑑み、当分の間、第29条第２項又は第44条第２項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第４条第２項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。 第８条　付則第６条の事情に鑑み、当分の間、１日につき８時間を超えて開所する小規模保育事業所Ａ型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この条において「小規模保育事業所Ａ型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所Ａ型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第２項又は第44条第２項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。 第９条　前２条の規定を適用するときは、保育士（第29条第３項若しくは第４項若しくは第44条第３項若しくは第４項又は前２条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、前２条の規定の適用がないものとした場合の第29条第２項又は第44条第２項の規定により算定される保育士の数の３分の２以上、置かなければならない。	保育従事者とみなす。

第82号議案

稲城市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和８年11月26日

提出者　稲城市長　髙　橋　勝　浩

（提案理由）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則（令和７年内閣府令第104号）の施行に伴う乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和７年内閣府令第１号）の改正等に伴い、稲城市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

稲城市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（令和７年稲城市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第10条の見出し中「条件」を「要件」に改める。

第14条の見出し中「防止」を「禁止」に改める。

第14条の次に次の１条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第14条の２　乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第４項において準用する法第21条の５の18第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第17条第６号中「乳幼児の区分ごとの」を削る。

第28条中「その職員」を「その乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第14条の次に１条を加える改正規定は、令和８年12月25日から施行する。

議案概要説明書

議案番号	第82号	担当課	子ども福祉部子育て支援課
件名	稲城市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例		

【概　　要】

本案は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則（令和７年内閣府令第104号）の施行に伴う乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和７年内閣府令第１号）の改正等に伴い、稲城市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（令和７年稲城市条例第24号）の一部を改正するものです。

【改正内容】

○　第10条（乳児等通園支援事業所の職員の一般的条件）、第14条（虐待等の防止）、第17条（乳児等通園支援事業所内部の規程）及び第28条（電磁的記録）

文言を整理します。

○　第14条の２（児童対象性暴力等の防止）

乳児等通園支援事業者は、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならない旨を規定します。

【施行期日】

この条例は、公布の日（一部は令和８年12月25日）から施行します。

第82号議案関係資料

稲城市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の新旧対照表

新	旧
（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件）	（乳児等通園支援事業所の職員の一般的条件）
第10条　……（略）	第10条　……（略）
（虐待等の禁止）	（虐待等の防止）
第14条　……（略）	第14条　……（略）
（児童対象性暴力等の防止）	
第14条の２　乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第４項において準用する法第21条の５の18第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。	
（乳児等通園支援事業所内部の規程）	（乳児等通園支援事業所内部の規程）
第17条　乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	第17条　乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
⑴～⑸　……（略）	⑴～⑸　……（略）
⑹　利用定員	⑹　乳幼児の区分ごとの利用定員
⑺～⑾　……（略）	⑺～⑾　……（略）
（電磁的記録）	（電磁的記録）
第28条　乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で	第28条　乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であっ

作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。	て、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

第83号議案

稲城市健康プラザ条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和８年11月26日

提出者　稲城市長　髙　橋　勝　浩

（提案理由）

持続可能な行政運営及び利用者負担の適正化を図る観点から、稲城市健康プラザの利用料金を見直すため、稲城市健康プラザ条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市健康プラザ条例の一部を改正する条例

稲城市健康プラザ条例（平成23年稲城市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表備考中第４号を第５号とし、第３号の次に次の１号を加える。

⑷　市内在勤、在学又は在園を除く市外の者が利用する場合は、この表に定める利用料金の２倍を上限額とする。

付　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（適用区分）

第２条　この条例による改正後の稲城市健康プラザ条例の規定は、令和９年４月１日以後に施設の利用者が当該施設の料金設定に基づき納付する利用料金について適用し、同年３月31日までに当該利用者が当該施設の料金設定に基づき納付する利用料金については、なお従前の例による。

議案概要説明書

議案番号	第83号	担当課	福祉部健康課
件名	稲城市健康プラザ条例の一部を改正する条例		

【概　　要】

本案は、持続可能な行政運営及び利用者負担の適正化を図る観点から、稲城市健康プラザの利用料金を見直すため、稲城市健康プラザ条例（平成23年稲城市条例第13号）の一部を改正するものです。

【改正内容】

○　別表（第８条関係）

市内在勤、在学又は在園を除く市外の者が利用する場合の利用料金について、２倍を上限額とする旨を定めます。

【施行期日等】

この条例は、令和９年４月１日から施行します。また、付則において、適用区分について規定します。

第83号議案関係資料

稲城市健康プラザ条例の新旧対照表

新	旧
別表（第８条関係） プラザの利用料金の上限額 ……（略） 備考 ⑴～⑶　……（略） ⑷　市内在勤、在学又は在園を除く市外の者が利用する場合は、この表に定める利用料金の２倍を上限額とする。 ⑸　……（略）	別表（第８条関係） プラザの利用料金の上限額 ……（略） 備考 ⑴～⑶　……（略） ⑷　……（略）

第84号議案

稲城市公共施設駐車場の管理等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和８年11月26日

提出者　稲城市長　髙　橋　勝　浩

（提案理由）

持続可能な行政運営及び利用者負担の適正化を図る観点から、吉方公園駐車場及び稲城中央公園総合グラウンド東駐車場の駐車料金を定めるため、稲城市公共施設駐車場の管理等に関する条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市公共施設駐車場の管理等に関する条例の一部を改正する条例

稲城市公共施設駐車場の管理等に関する条例（平成24年稲城市条例第２号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項第１号中「第６条第３項及び第４項」を「第６条第３項から第５項まで」に改め、同項第２号中「第６条第５項」を「第６条第６項」に改める。

第６条第５項を第６項とし、同条第４項の次に次の１項を加える。

５　第３項及び第４項の規定にかかわらず、市長が指定する駐車場における大型自動車、中型自動車及び準中型自動車に係る駐車料金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

⑴　午前７時から午後10時までの時間帯のみにおいて駐車する場合　１回につき1,800円

⑵　午後10時から翌日の午前７時までの時間帯において駐車する場合又は前号の時間帯から当該時間帯にわたって駐車する場合　１回につき3,600円

第７条中「駐車させた者」を「駐車させる者」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、市長が指定する駐車場にあっては、あらかじめ納付しなければならない。

別表第１上谷戸親水公園第二駐車場の項の次に次のように加える。

吉方公園駐車場	稲城市東長沼1728番地
稲城中央公園総合グラウンド東駐車場	稲城市長峰一丁目１番地

別表第２上谷戸親水公園第二駐車場の項の次に次のように加える。

吉方公園駐車場	午前０時から午後12時まで
稲城中央公園総合グラウンド東駐車場	午前０時から午後12時まで

付　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

議案概要説明書

議案番号	第84号	担当課	都市環境整備部緑と環境課
件名	稲城市公共施設駐車場の管理等に関する条例の一部を改正する条例		

【概　要】

本案は、持続可能な行政運営及び利用者負担の適正化を図る観点から、吉方公園駐車場及び稲城中央公園総合グラウンド東駐車場の駐車料金を定めるため、稲城市公共施設駐車場の管理等に関する条例（平成24年稲城市条例第２号）の一部を改正するものです。

【改正内容】

○　第３条（駐車できる自動車）

市長が指定する駐車場における駐車料金の新設に伴い、引用条項を整理します。

○　第６条（駐車料金の額）

市長が指定する駐車場における大型自動車、中型自動車及び準中型自動車の駐車料金について、午前７時から午後10時までの時間帯のみにおいて駐車する場合は1,800円、午後10時から翌日の午前７時までの時間帯において駐車する場合又はこれらの時間帯にわたって駐車する場合は3,600円とする旨を定めます。

○　第７条（駐車料金の納付）

市長が指定する駐車場にあっては、駐車料金をあらかじめ納付しなければならない旨を定めます。

○　別表第１（第２条関係）及び別表第２（第４条関係）

吉方公園駐車場及び稲城中央公園総合グラウンド東駐車場を追加し、位置及び開場時間を規定します。

【施行期日】

この条例は、令和９年４月１日から施行します。

第84号議案関係資料

稲城市公共施設駐車場の管理等に関する条例の新旧対照表

新	旧
（駐車できる自動車） 第３条　……（略） ２　前項の規定にかかわらず、市長が別に定める駐車場の区画においては、次の各号に掲げる区画の区分に応じ、当該各号に定める自動車を駐車できるものとする。 ⑴　大型車専用区画　大型自動車、中型自動車及び準中型自動車（道路交通法第３条の大型自動車、中型自動車及び準中型自動車のうち、車体の長さが12メートル以下であり、幅が2.5メートル以下であり、かつ、高さが3.8メートル以下であるものをいう。第６条第３項から第５項までにおいて同じ。） ⑵　二輪車専用区画　大型自動二輪車及び普通自動二輪車（道路交通法第３条の大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。第６条第６項において同じ。） （駐車料金の額） 第６条　……（略） ２～４　……（略） ５　第３項及び第４項の規定にかかわらず、市長が指定する駐車場における大型自動車、中型自動車及び準中型自動車に係る駐車料金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。 ⑴　午前７時から午後10時までの時間帯のみにおいて駐車する場合　１回につき1,800円 ⑵　午後10時から翌日の午前７時までの時間帯において駐車する場合又は前号の時間帯から当該時間帯にわたって駐車する場合　１回につき3,600円 ６　……（略） （駐車料金の納付） 第７条　駐車料金は、駐車場に自動車を駐車させる者（以下「利用者」という。）が、当該自動車を出庫させるときに納付するものとする。ただし、市長が指定する駐車場にあっては、あらかじめ納付しなければならない。	（駐車できる自動車） 第３条　……（略） ２　前項の規定にかかわらず、市長が別に定める駐車場の区画においては、次の各号に掲げる区画の区分に応じ、当該各号に定める自動車を駐車できるものとする。 ⑴　大型車専用区画　大型自動車、中型自動車及び準中型自動車（道路交通法第３条の大型自動車、中型自動車及び準中型自動車のうち、車体の長さが12メートル以下であり、幅が2.5メートル以下であり、かつ、高さが3.8メートル以下であるものをいう。第６条第３項及び第４項において同じ。） ⑵　二輪車専用区画　大型自動二輪車及び普通自動二輪車（道路交通法第３条の大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。第６条第５項において同じ。） （駐車料金の額） 第６条　……（略） ２～４　……（略） ５　……（略） （駐車料金の納付） 第７条　駐車料金は、駐車場に自動車を駐車させた者（以下「利用者」という。）が、当該自動車を出庫させるときに納付するものとする。
別表第１（第２条関係） 駐車場の名称 ｜ 位置	別表第１（第２条関係） 駐車場の名称 ｜ 位置

……（略）	
上谷戸親水公園第二駐車場	稲城市若葉台一丁目２番地の21
吉方公園駐車場	稲城市東長沼1728番地
稲城中央公園総合グラウンド東駐車場	稲城市長峰一丁目１番地
……（略）	

別表第２（第４条関係）

駐車場の名称	開場時間
……（略）	
上谷戸親水公園第二駐車場	午前５時から午後10時30分まで
吉方公園駐車場	午前０時から午後12時まで
稲城中央公園総合グラウンド東駐車場	午前０時から午後12時まで
……（略）	

……（略）	
上谷戸親水公園第二駐車場	稲城市若葉台一丁目２番地の21
……（略）	

別表第２（第４条関係）

駐車場の名称	開場時間
……（略）	
上谷戸親水公園第二駐車場	午前５時から午後10時30分まで
……（略）	

第85号議案

稲城市下水道条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和８年11月26日

提出者　稲城市長　髙　橋　勝　浩

（提案理由）

下水道法等の一部を改正する法律（令和８年法律第65号）による下水道法（昭和33年法律第79号）の改正に伴い、稲城市下水道条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市下水道条例の一部を改正する条例

稲城市下水道条例（昭和60年稲城市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第２条の２中「法第７条第２項」を「法第７条第３項」に改める。

付　則

この条例は、下水道法等の一部を改正する法律（令和８年法律第65号）附則第１条本文に規定する日から施行する。

議案概要説明書

議案番号	第85号	担当課	都市環境整備部下水道課
件名	稲城市下水道条例の一部を改正する条例		

【概　　要】

本案は、下水道法等の一部を改正する法律（令和８年法律第65号）による下水道法（昭和33年法律第79号）の改正に伴い、稲城市下水道条例（昭和60年稲城市条例第16号）の一部を改正するものです。

【改正内容】

○　第２条の２（公共下水道の構造の技術上の基準）

下水道法の改正に伴い、引用条項を整理します。

【施行期日】

この条例は、下水道法等の一部を改正する法律附則第１条本文に規定する日から施行します。

第85号議案関係資料

稲城市下水道条例の新旧対照表

新	旧
（公共下水道の構造の技術上の基準） 第２条の２　法第７条第３項に規定する条例で定める公共下水道の構造の技術上の基準については、次に掲げるとおりとする。 ⑴～⑸　……（略） ２・３　……（略）	（公共下水道の構造の技術上の基準） 第２条の２　法第７条第２項に規定する条例で定める公共下水道の構造の技術上の基準については、次に掲げるとおりとする。 ⑴～⑸　……（略） ２・３　……（略）

第86号議案

稲城市火災予防条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和８年11月26日

提出者　稲城市長　髙　橋　勝　浩

（提案理由）

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）の改正等により、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準を新設するとともに、調理に用いる器具の周囲で使用する排気ダクト等の適切な管理に係る基準を追加すること等に伴い、稲城市火災予防条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市火災予防条例の一部を改正する条例

稲城市火災予防条例（昭和45年稲城市条例第８号）の一部を次のように改正する。

第７条の２の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第１項各号列記以外の部分中「サウナ設備」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第３号及び同条第２項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条第３項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に、「前条第１項第１号」を「第７条第１項第１号」に改め、同条を第７条の３とし、第７条の次に次の１条を加える。

（簡易サウナ設備）

第７条の２　簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力６キロワット以下のものであり、かつ、まき又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）は、温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けなければならない。ただし、まきを熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

２　前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第３条第１項第１号から第７号まで、第12号、第15号及び第17号並びに同条第３項第１号から第５号まで並びに第５条第１項の規定を準用する。

第18条に次の１項を加える。

３　液体燃料を使用する器具のうち、調理に用いるものについては、その周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理を行わなければならない。

第19条に次の１項を加える。

３　固体燃料を使用する器具のうち、調理に用いるものについては、前条第３項の規定を準用する。

第20条に次の１項を加える。

２　気体燃料を使用する器具のうち、調理に用いるものについては、第18条第３項の規定を準用する。

第21条に次の１項を加える。

３　電気を熱源とする器具のうち、調理に用いるものについては、第18条第３項の規定を準用する。

第36条第２項第３号中「、サウナ室」を削る。

第57条第１項第８号を次のように改める。

⑻　簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第57条第１項第８号の次に次の１号を加える。

⑻の２　一般サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）

第64条の２第１項第１号中「第７条の２第３項」を「第７条の２第２項、第７条の３第３項」に改める。

付　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

議案概要説明書

議案番号	第86号	担当課	消防本部予防課
件名	稲城市火災予防条例の一部を改正する条例		

【概　要】

本案は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）の改正等により、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準を新設するとともに、調理に用いる器具の周囲で使用する排気ダクト等の適切な管理に係る基準を追加すること等に伴い、稲城市火災予防条例（昭和45年稲城市条例第８号）の一部を改正するものです。

【改正内容】

○　第７条の２（簡易サウナ設備）

簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準を規定します。

○　第７条の３（一般サウナ設備）

第７条の２の追加に伴い、サウナ設備を一般サウナ設備に改めるとともに、規定を整備します。

○　第18条（液体燃料を使用する器具）、第19条（固体燃料を使用する器具）、第20条（気体燃料を使用する器具）及び第21条（電気を熱源とする器具）

調理に用いる器具（液体燃料、固体燃料、気体燃料及び電気を熱源とするもの）の周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないよう適切に管理することを規定します。

○　第36条（消火器具に関する基準）

消火器具に関する基準からサウナ室を削除します。

○　第57条（火気使用設備等の設置の届出等）

個人が設ける簡易サウナ設備及び個人の住居に設ける一般サウナ設備を除き、これらの設備を設置しようとする場合の届出について規定を整備します。

○　第64条の２（基準の特例等に関する規定の適用申請等）

第７条の２の追加等に伴い規定を整備します。

【施行期日】

この条例は、令和９年４月１日から施行します。

第86号議案関係資料

稲城市火災予防条例の新旧対照表

新	旧
（乾燥設備） 第７条　……（略） ２・３　……（略） （簡易サウナ設備） 第７条の２　簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力６キロワット以下のものであり、かつ、まき又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）は、温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けなければならない。ただし、まきを熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。 ２　前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第３条第１項第１号から第７号まで、第12号、第15号及び第17号並びに同条第３項第１号から第５号まで並びに第５条第１項の規定を準用する。 （一般サウナ設備） 第７条の３　一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。 ⑴・⑵　……（略） ⑶　一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。 ２　一般サウナ設備を設ける室の出入口等の見やすい位置には、規則で定める標識を掲示すること。 ３　前２項に規定するもののほか、一般サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第３条第１項第１号から第７号まで、第10号、第11号、第12号の２、第14号から第15号まで及び第17号から第20号まで並びに同条第３項並びに第７条第１項第１号の規定	（乾燥設備） 第７条　……（略） ２・３　……（略） （サウナ設備） 第７条の２　サウナ設備の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。 ⑴・⑵　……（略） ⑶　サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。 ２　サウナ設備を設ける室の出入口等の見やすい位置には、規則で定める標識を掲示すること。 ３　前２項に規定するもののほか、サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第３条第１項第１号から第７号まで、第10号、第11号、第12号の２、第14号から第15号まで及び第17号から第20号まで並びに同条第３項並びに前条第１項第１号の規定を準用

を準用する。	する。
（液体燃料を使用する器具）	（液体燃料を使用する器具）
第18条　……（略）	第18条　……（略）
２　……（略）	２　……（略）
３　液体燃料を使用する器具のうち、調理に用いるものについては、その周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理を行わなければならない。	
（固体燃料を使用する器具）	（固体燃料を使用する器具）
第19条　……（略）	第19条　……（略）
２　……（略）	２　……（略）
３　固体燃料を使用する器具のうち、調理に用いるものについては、前条第３項の規定を準用する。	
（気体燃料を使用する器具）	（気体燃料を使用する器具）
第20条　……（略）	第20条　……（略）
２　気体燃料を使用する器具のうち、調理に用いるものについては、第18条第３項の規定を準用する。	
（電気を熱源とする器具）	（電気を熱源とする器具）
第21条　……（略）	第21条　……（略）
２　……（略）	２　……（略）
３　電気を熱源とする器具のうち、調理に用いるものについては、第18条第３項の規定を準用する。	
（消火器具に関する基準）	（消火器具に関する基準）
第36条　……（略）	第36条　……（略）
２　令別表第１に掲げる防火対象物に存する場所のうち、次に掲げる場所には、消火器具を設けなければならない。ただし、令第10条第１項各号（第１号ロに掲げるもので、延べ面積が150平方メートル未満のものを除く。）に掲げる防火対象物又はその部分に存する場所については、この限りでない。	２　令別表第１に掲げる防火対象物に存する場所のうち、次に掲げる場所には、消火器具を設けなければならない。ただし、令第10条第１項各号（第１号ロに掲げるもので、延べ面積が150平方メートル未満のものを除く。）に掲げる防火対象物又はその部分に存する場所については、この限りでない。
⑴・⑵　……（略）	⑴・⑵　……（略）
⑶　鍛冶場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所	⑶　鍛冶場、ボイラー室、乾燥室、サウナ室その他多量の火気を使用する場所
⑷～⑹　……（略）	⑷～⑹　……（略）

３～７　……（略）	３～７　……（略）
（火気使用設備等の設置の届出等）	（火気使用設備等の設置の届出等）
第57条　火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備（以下「火気使用設備等」という。）のうち次に掲げるものを設置しようとする者（内容を変更しようとする者を含む。）は、当該工事に着手する日の７日前までに、規則で定めるところによりその旨を消防署長に届け出なければならない。	第57条　火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備（以下「火気使用設備等」という。）のうち次に掲げるものを設置しようとする者（内容を変更しようとする者を含む。）は、当該工事に着手する日の７日前までに、規則で定めるところによりその旨を消防署長に届け出なければならない。
⑴～⑺　……（略）	⑴～⑺　……（略）
⑻　簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）	⑻　サウナ設備
⑻の２　一般サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）	
⑼～⑱　……（略）	⑼～⑱　……（略）
２～４　……（略）	２～４　……（略）
（基準の特例等に関する規定の適用申請等）	（基準の特例等に関する規定の適用申請等）
第64条の２　次の各号に掲げる規定の適用を受けようとする者は、規則で定めるところにより、消防署長に申請しなければならない。ただし、軽微なものはこの限りでない。	第64条の２　次の各号に掲げる規定の適用を受けようとする者は、規則で定めるところにより、消防署長に申請しなければならない。ただし、軽微なものはこの限りでない。
⑴　第３条第１項第１号ウ（第３条の２第３項、第４条第３項、第５条第３項、第６条の２第３項、第６条の３第２項、第７条第３項、第７条の２第２項、第７条の３第３項、第８条第１項、第８条の２第１項、第８条の３第１項及び第３項並びに第９条第３項の規定において準用する場合を含む。）又は第22条の２	⑴　第３条第１項第１号ウ（第３条の２第３項、第４条第３項、第５条第３項、第６条の２第３項、第６条の３第２項、第７条第３項、第７条の２第３項、第８条第１項、第８条の２第１項、第８条の３第１項及び第３項並びに第９条第３項の規定において準用する場合を含む。）又は第22条の２
⑵・⑶　……（略）	⑵・⑶　……（略）
２・３　……（略）	２・３　……（略）

第87号議案

令　和　８　年　度
東京都稲城市一般会計補正予算（第３号）

令　和　８　年　度

東京都稲城市一般会計補正予算（第３号）

令和８年度東京都稲城市一般会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 465,208千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 49,481,260千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条　債務負担行為の追加及び変更は、「第２表　債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第３条　地方債の変更は、「第３表　地方債補正」による。

令和８年11月26日

提出者　稲城市長　髙　橋　勝　浩

第１表　歳入歳出予算補正

歳　　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		8,179,892	86,117	8,266,009
	1 国庫負担金	7,167,400	79,253	7,246,653
	2 国庫補助金	989,255	6,864	996,119
17 都支出金		9,418,170	39,723	9,457,893
	1 都負担金	2,606,710	39,626	2,646,336
	3 委託金	222,005	97	222,102
20 繰入金		1,737,862	252,361	1,990,223
	1 基金繰入金	1,703,745	252,361	1,956,106
22 諸収入		2,090,283	46,307	2,136,590
	4 雑入	887,930	46,307	934,237
23 市債		2,145,100	40,700	2,185,800
	1 市債	2,145,100	40,700	2,185,800
歳入合計		49,016,052	465,208	49,481,260

歳　　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		300,750	1,165	301,915
	1 議会費	300,750	1,165	301,915
2 総務費		4,940,388	104,046	5,044,434
	1 総務管理費	4,066,185	58,085	4,124,270
	2 徴税費	475,238	△2,533	472,705
	3 戸籍住民基本台帳費	311,743	42,487	354,230
	4 選挙費	49,461	4,468	53,929
	6 監査委員費	33,313	1,539	34,852
3 民生費		22,184,792	267,289	22,452,081
	1 社会福祉費	6,724,358	197,071	6,921,429
	2 児童福祉費	12,738,743	61,299	12,800,042
	3 生活保護費	2,685,348	8,244	2,693,592
	4 国民年金費	36,173	675	36,848
4 衛生費		4,543,291	1,796	4,545,087
	1 保健衛生費	2,052,709	△465	2,052,244
	2 清掃費	2,490,582	2,261	2,492,843
6 農林費		107,412	△624	106,788
	1 農業費	107,412	△624	106,788
7 商工費		269,098	△2,119	266,979

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 商工費	269,098	△2,119	266,979
8 土木費		6,461,544	57,425	6,518,969
	1 土木管理費	638,353	31,309	669,662
	2 道路橋梁費	2,430,621	45,300	2,475,921
	4 都市計画費	3,284,468	△19,184	3,265,284
9 消防費		1,584,657	18,972	1,603,629
	1 消防費	1,584,657	18,972	1,603,629
10 教育費		6,686,927	17,258	6,704,185
	1 教育総務費	598,774	16,931	615,705
	5 社会教育費	1,432,150	△1,612	1,430,538
	6 保健体育費	1,848,952	1,939	1,850,891
歳出合計		49,016,052	465,208	49,481,260

第２表　債務負担行為補正

（追加）　　（単位　千円）

事　項	期　間	限　度　額
稲城駅南口駅前広場改良工事	令和９年度	67,966
稲城駅南口駅前広場上屋設置工事監理委託	令和８年度から 令和９年度まで	1,418
稲城第一中学校校舎増築工事	令和８年度から 令和９年度まで	399,365
稲城第一中学校校舎増築工事監理委託	令和８年度から 令和９年度まで	16,067
発達支援センター分室管理運営事業	令和８年度から 令和13年度まで	334,939
重症心身障害児（者）等通所施設管理運営事業	令和８年度から 令和13年度まで	10,124
稲城市健康プラザ管理運営事業	令和８年度から 令和13年度まで	565,359
いなぎ発信基地ペアテラス管理運営事業	令和８年度から 令和13年度まで	80,391

（変更）　　（単位　千円）

事　項	補　正　前		補　正　後	
	期　間	限度額	期　間	限度額
ポスター掲示場設置等委託	令和９年度	6,002	令和９年度	6,548

第３表　地方債補正

（変更）　　（単位　千円）

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市道整備等事業債	445,500	証書借入又は証券発行	４．５％以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	借入れのときから据置期間を含め25年以内に償還する。ただし、財政その他の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借り換えることができる。	486,200	証書借入又は証券発行	４．５％以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	借入れのときから据置期間を含め25年以内に償還する。ただし、財政その他の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借り換えることができる。

歳入歳出予算事項別明細書

歳　　入

第 16 款　国 庫 支 出 金　（補正額 86,117 千円）

（単位：千円）

科目		補正前の額	補正額	計	節		説明
項	目				区分	金額	
1 国庫負担金		7,167,400	79,253	7,246,653			
	1 民生費国庫負担金	7,117,371	79,253	7,196,624			
					1 社会福祉費負担金	66,995	**（障害福祉課）** **66,995** 障害者自立支援給付費等負担金（１／２） 66,995
					2 児童福祉費負担金	12,258	**（障害福祉課）** **12,258** 児童保護費等負担金（１／２） 12,258
2 国庫補助金		989,255	6,864	996,119			
	6 総務費国庫補助金	155,276	6,864	162,140			
					1 総務管理費補助金	6,864	**（マイナンバーカードセンター）** **6,864** マイナンバーカード交付事務費補助金（１０／１０） 6,864
計		8,179,892	86,117	8,266,009			

第16款　国　庫　支　出　金

第 17 款　都 支 出 金　（補正額 39,723 千円）

（単位：千円）

科目		補正前の額	補正額	計	節		説明
項	目				区分	金額	
1 都負担金		2,606,710	39,626	2,646,336			
	1 民生費都負担金	2,605,515	39,626	2,645,141			
					1 社会福祉費負担金	33,497	**（障害福祉課）** **33,497** 障害者自立支援給付費等負担金（１／４） 33,497
					2 児童福祉費負担金	6,129	**（障害福祉課）** **6,129** 児童保護費等負担金（１／４） 6,129
3 委託金		222,005	97	222,102			
	5 教育費委託金	7,286	97	7,383			
					1 教育総務費委託金	97	**（教育企画課）** **97** 社会性を育む教育推進校事業委託金（１０／１０） 97
計		9,418,170	39,723	9,457,893			

第17款　都　支　出　金

第 20 款　繰　入　金　（補正額 252,361 千円）

（単位：千円）

科目 項	目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額
1	基金繰入金	1,703,745	252,361	1,956,106		
	1 財政調整基金繰入金	982,887	252,361	1,235,248		
					1 財政調整基金繰入金	252,361
計		1,737,862	252,361	1,990,223		

説明	
（財政課）	**252,361**
財政調整基金繰入金	252,361

第20款　繰　入　金

第 22 款　諸　収　入　（補正額 46,307 千円）

（単位：千円）

科目 項	目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額
4	雑入	887,930	46,307	934,237		
	3 雑入	887,032	46,307	933,339		
					1 雑入	46,307
計		2,090,283	46,307	2,136,590		

説明	
（市民課）	**5,439**
稲城・府中墓苑組合負担金精算金	5,439
（生活環境課）	**40,868**
多摩川衛生組合負担金精算金	40,868

第22款　諸　収　入

第 23 款　市　債　（補正額 40,700 千円）

（単位：千円）

科目 項	目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額
1	市債	2,145,100	40,700	2,185,800		
	3 土木債	990,500	40,700	1,031,200		
					1 土木事業債	40,700
計		2,145,100	40,700	2,185,800		

説明	
（財政課）	**40,700**
市道整備等事業債	40,700

第23款　市　債

歳　　出

第 1 款　議　　会　　費　（補正額 1,165 千円）

（単位：千円）

科目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
					特定財源				一般財源
項	目				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1 議会費		300,750	1,165	301,915	0	0	0	0	1,165
	1 議会費	300,750	1,165	301,915	0	0	0	0	1,165
					0	0	0	0	1,165
計		300,750	1,165	301,915	0	0	0	0	1,165

節		説明	
区分	金額		
2 給料	1,048	**1　人件費（人事課）**	**1,165**
3 職員手当	20	**2 給料**	**1,048**
4 共済費	97	人事異動等	1,048
		3 職員手当	**20**
		人事異動等	20
		4 共済費	**97**
		人事異動等	97

第２款　総　務　費　（補正額 104,046 千円）

科目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
項 目				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1 総務管理費	4,066,185	58,085	4,124,270	0	0	0	0	58,085
1 一般管理費	2,603,229	58,085	2,661,314	0	0	0	0	58,085
				0	0	0	0	36,295
				0	0	0	0	16,409
				0	0	0	0	5,381
2 徴税費	475,238	△2,533	472,705	0	0	0	0	△2,533
1 税務総務費	328,986	△2,533	326,453	0	0	0	0	△2,533
				0	0	0	0	△2,533
3 戸籍住民基本台帳費	311,743	42,487	354,230	6,864	0	0	0	35,623
1 戸籍住民基本台帳費	311,743	42,487	354,230	6,864	0	0	0	35,623
				0	0	0	0	35,623

（単位：千円）

節 区分	金額	説明	
1 報酬	7,465	**1　人件費（人事課）**	**36,295**
2 給料	18,456	**2給料**	**15,113**
		人事異動等	15,113
		3職員手当	**25,989**
3 職員手当	37,451	人事異動等	25,989
		4共済費	**△4,807**
4 共済費	△5,287	人事異動等	△4,807
		9　会計年度任用職員関係費（人事課）	**16,409**
		1報酬	**7,465**
		人事異動等	7,465
		3職員手当	**8,944**
		人事異動等	8,944
		13　再任用職員関係費（人事課）	**5,381**
		2給料	**3,343**
		人事異動等	3,343
		3職員手当	**2,518**
		人事異動等	2,518
		4共済費	**△480**
		人事異動等	△480
2 給料	△4,850	**1　人件費（人事課）**	**△2,533**
		2給料	**△4,850**
3 職員手当	4,013	人事異動等	△4,850
		3職員手当	**4,013**
4 共済費	△1,696	人事異動等	4,013
		4共済費	**△1,696**
		人事異動等	△1,696
2 給料	15,384	**1　人件費（人事課）**	**35,623**

（単位：千円）

科目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
項 目				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
3 （1戸籍住民基本台帳費）				6,864	0	0	0	0
4 選挙費	49,461	4,468	53,929	0	0	0	0	4,468
1 選挙管理委員会費	35,162	2,034	37,196	0	0	0	0	2,034
				0	0	0	0	2,034
3 稲城市議会議員・稲城市長選挙費	13,916	2,428	16,344	0	0	0	0	2,428
				0	0	0	0	2,428
4 衆議院議員選挙費	0	6	6	0	0	0	0	6
				0	0	0	0	6

節 区分	金額	説明	
3 職員手当	15,252	**2給料**	**15,384**
		人事異動等	15,384
4 共済費	4,987	**3職員手当**	**15,252**
		人事異動等	15,252
12 委託料	6,299	**4共済費**	**4,987**
		人事異動等	4,987
13 使用料及び賃借料	565		
		3 マイナンバーカード関係事業（マイナンバーカードセンター）	**6,864**
		12委託料	**6,299**
		窓口予約システム導入設定委託	1,529
		マイナンバーカードに係る申請受付効率化のための環境整備業務委託	4,770
		13使用料及び賃借料	**565**
		システム機器等賃借料	565
2 給料	1,027	**1 人件費（人事課）**	**2,034**
		2給料	**1,027**
		人事異動等	1,027
3 職員手当	930	**3職員手当**	**930**
		人事異動等	930
4 共済費	77	**4共済費**	**77**
		人事異動等	77
10 需用費	245	**1 稲城市議会議員・稲城市長選挙費（選挙管理委員会事務局）**	**2,428**
		10需用費	**245**
1 消耗品費	245	①消耗品費	245
		選挙用	245
12 委託料	2,183	**12委託料**	**2,183**
		ポスター掲示場設置等委託	2,183
22 償還金利子及び割引料	6	**1 衆議院議員選挙費（選挙管理委員会事務局）**	**6**
		22償還金利子及び割引料	**6**

（単位：千円）

科目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
					特定財源				一般財源
項	目				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
4	（4 衆議院議員選挙費）								
6 監査委員費		33,313	1,539	34,852	0	0	0	0	1,539
	1 監査委員費	33,313	1,539	34,852	0	0	0	0	1,539
					0	0	0	0	1,539
計		4,940,388	104,046	5,044,434	6,864	0	0	0	97,182

節		説明	
区分	金額		
		令和７年度衆議院議員選挙費委託金返還金	6
2 給料	752	**１　人件費（人事課）**	**1,539**
		２給料	**752**
3 職員手当	685	人事異動等	752
		３職員手当	**685**
4 共済費	102	人事異動等	685
		４共済費	**102**
		人事異動等	102

第３款　民　生　費　（補正額 267,289 千円）

（単位：千円）

科目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
項　目				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1 社会福祉費	6,724,358	197,071	6,921,429	66,995	33,497	0	0	96,579
1 社会福祉総務費	529,671	△20,514	509,157	0	0	0	0	△20,514
				0	0	0	0	△20,514
2 心身障害者福祉費	2,540,962	138,690	2,679,652	66,995	33,497	0	0	38,198
				66,995	33,497	0	0	33,498
				0	0	0	0	4,700
3 老人福祉費	547,036	6,212	553,248	0	0	0	0	6,212
				0	0	0	0	6,212
5 国民健康保険事業費	844,997	67,525	912,522	0	0	0	0	67,525
				0	0	0	0	△2,270

節 区分	金額	説明	
2 給料	△8,511	**1　人件費（人事課）**	**△20,514**
		2給料	**△8,511**
3 職員手当	△7,762	人事異動等	△8,511
		3職員手当	**△7,762**
4 共済費	△4,241	人事異動等	△7,762
		4共済費	**△4,241**
		人事異動等	△4,241
12 委託料	4,700	**5　自立支援給付等事業（障害福祉課）**	**133,990**
		19扶助費	**133,990**
19 扶助費	133,990	障害介護給付費	133,990
		7　発達支援センター事業	**4,700**
		（障害福祉課）	**3,868**
		12委託料	**3,868**
		発達支援センター分室指定管理料	3,868
		（建築保全課）	**832**
		12委託料	**832**
		訴訟等業務委託	832
2 給料	3,080	**1　人件費（人事課）**	**6,212**
		2給料	**3,080**
3 職員手当	2,722	人事異動等	3,080
		3職員手当	**2,722**
4 共済費	410	人事異動等	2,722
		4共済費	**410**
		人事異動等	410
2 給料	△1,851	**1　人件費（人事課）**	**△2,270**
		2給料	**△1,851**
3 職員手当	292	人事異動等	△1,851
		3職員手当	**292**

（単位：千円）

科目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
					特定財源				一般財源
項	目				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1	（5国民健康保険事業費）								
					0	0	0	0	69,795
	6介護保険事業費	1,053,847	7,297	1,061,144	0	0	0	0	7,297
					0	0	0	0	7,297
	7後期高齢者事業費	1,179,249	△2,139	1,177,110	0	0	0	0	△2,139
					0	0	0	0	△2,139
2	児童福祉費	12,738,743	61,299	12,800,042	12,258	6,129	0	0	42,912
	1児童福祉総務費	513,653	31,789	545,442	0	0	0	0	31,789
					0	0	0	0	31,789
	2児童処遇費	11,447,541	24,517	11,472,058	12,258	6,129	0	0	6,130
					12,258	6,129	0	0	6,130

節		説明	
区分	金額		
4共済費	△711	人事異動等	292
		4共済費	**△711**
27繰出金	69,795	人事異動等	△711
		2 国民健康保険事業特別会計繰出金（保険年金課）	**69,795**
		27繰出金	**69,795**
		国民健康保険事業特別会計一般繰出金	69,795
2給料	1,484	**1 人件費（人事課）**	**7,297**
		2給料	**1,484**
3職員手当	5,163	人事異動等	1,484
		3職員手当	**5,163**
4共済費	650	人事異動等	5,163
		4共済費	**650**
		人事異動等	650
2給料	△630	**1 人件費（人事課）**	**△2,139**
		2給料	**△630**
3職員手当	△963	人事異動等	△630
		3職員手当	**△963**
4共済費	△546	人事異動等	△963
		4共済費	**△546**
		人事異動等	△546
2給料	16,861	**1 人件費（人事課）**	**31,789**
		2給料	**16,861**
3職員手当	12,317	人事異動等	16,861
		3職員手当	**12,317**
4共済費	2,611	人事異動等	12,317
		4共済費	**2,611**
		人事異動等	2,611
19扶助費	24,517	**5 障害児支援事業（障害福祉課）**	**24,517**

（単位：千円）

科目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
項 目				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
2（2児童処遇費）								
4児童館費	131,554	4,993	136,547	0	0	0	0	4,993
				0	0	0	0	4,993
3生活保護費	2,685,348	8,244	2,693,592	0	0	0	0	8,244
1生活保護総務費	273,509	8,244	281,753	0	0	0	0	8,244
				0	0	0	0	8,244
4国民年金費	36,173	675	36,848	0	0	0	0	675
1年金総務費	36,173	675	36,848	0	0	0	0	675
				0	0	0	0	675
計	22,184,792	267,289	22,452,081	79,253	39,626	0	0	148,410

節 区分	金額	説明	
		19扶助費	**24,517**
		障害児通所給付費	24,517
2給料	2,226	**1 人件費（人事課）**	**4,993**
		2給料	**2,226**
3職員手当	2,358	人事異動等	2,226
		3職員手当	**2,358**
4共済費	409	人事異動等	2,358
		4共済費	**409**
		人事異動等	409
2給料	1,999	**1 人件費（人事課）**	**8,244**
		2給料	**1,999**
3職員手当	5,711	人事異動等	1,999
		3職員手当	**5,711**
4共済費	534	人事異動等	5,711
		4共済費	**534**
		人事異動等	534
2給料	△38	**1 人件費（人事課）**	**675**
		2給料	**△38**
3職員手当	899	人事異動等	△38
		3職員手当	**899**
4共済費	△186	人事異動等	899
		4共済費	**△186**
		人事異動等	△186

第４款　衛　　生　　費　（補正額 1,796 千円）

（単位：千円）

科目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
項 目				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1 保健衛生費	2,052,709	△465	2,052,244	0	0	0	0	△465
1 保健衛生総務費	575,081	△465	574,616	0	0	0	0	△465
				0	0	0	0	△465
2 清掃費	2,490,582	2,261	2,492,843	0	0	0	0	2,261
2 美化推進費	1,098,225	2,261	1,100,486	0	0	0	0	2,261
				0	0	0	0	2,261
計	4,543,291	1,796	4,545,087	0	0	0	0	1,796

節 区分	金額	説明	
2 給料	△503	**1　人件費（人事課）**	**△465**
		2給料	**△503**
3 職員手当	1,617	人事異動等	△503
		3職員手当	**1,617**
4 共済費	△1,579	人事異動等	1,617
		4共済費	**△1,579**
		人事異動等	△1,579
12委託料	2,261	**2　ごみ減量再資源化推進事業（生活環境課）**	**2,261**
		12委託料	**2,261**
		容器包装製品処理委託	2,261

第６款　農　林　費　（補正額 △624 千円）

（単位：千円）

科目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
項 目				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1 農業費	107,412	△624	106,788	0	0	0	0	△624
2 農業総務費	57,174	△624	56,550	0	0	0	0	△624
				0	0	0	0	△624
計	107,412	△624	106,788	0	0	0	0	△624

節		説明	
区分	金額		
2 給料	177	**1 人件費（人事課）**	**△624**
		2給料	**177**
3 職員手当	△293	人事異動等	177
		3職員手当	**△293**
4 共済費	△508	人事異動等	△293
		4共済費	**△508**
		人事異動等	△508

第７款　商　　工　　費　（補正額 △2,119 千円）

（単位：千円）

科目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
項 目				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1 商工費	269,098	△2,119	266,979	0	0	0	0	△2,119
1 商工総務費	81,014	△2,269	78,745	0	0	0	0	△2,269
				0	0	0	0	△2,269
2 商工業振興費	176,794	150	176,944	0	0	0	0	150
				0	0	0	0	150
計	269,098	△2,119	266,979	0	0	0	0	△2,119

節		説明	
区分	金額		
2 給料	△596	**1　人件費（人事課）**	**△2,269**
		2給料	**△596**
3 職員手当	△970	人事異動等	△596
		3職員手当	**△970**
4 共済費	△703	人事異動等	△970
		4共済費	**△703**
		人事異動等	△703
18負担金補助及び交付金	150	**12　企業誘致経費（経済課）**	**150**
		18負担金補助及び交付金	**150**
		企業誘致奨励金等	150

第８款　土　木　費　（補正額 57,425 千円）

（単位：千円）

科目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
項　目				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1 土木管理費	638,353	31,309	669,662	0	0	0	0	31,309
1 土木総務費	372,889	31,309	404,198	0	0	0	0	31,309
				0	0	0	0	31,309
2 道路橋梁費	2,430,621	45,300	2,475,921	0	0	40,700	0	4,600
1 道路新設改良費	1,873,930	45,300	1,919,230	0	0	40,700	0	4,600
				0	0	40,700	0	4,600
4 都市計画費	3,284,468	△19,184	3,265,284	0	0	0	0	△19,184
1 都市計画総務費	180,558	△150	180,408	0	0	0	0	△150
				0	0	0	0	△150
2 土地区画整理費	1,716,085	2,536	1,718,621	0	0	0	0	2,536
				0	0	0	0	2,536
4 公共下水道費	275,463	△21,570	253,893	0	0	0	0	△21,570
				0	0	0	0	△21,570
計	6,461,544	57,425	6,518,969	0	0	40,700	0	16,725

節		説明	
区分	金額		
2 給料	12,612	**1 人件費（人事課）**	**31,309**
3 職員手当	16,174	**2給料**	**12,612**
4 共済費	2,523	人事異動等	12,612
		3職員手当	**16,174**
		人事異動等	16,174
		4共済費	**2,523**
		人事異動等	2,523
14工事請負費	45,300	**1 道路改修整備事業（土木課）**	**45,300**
		14工事請負費	**45,300**
		稲城駅南口駅前広場改良工事	
2 給料	225	**1 人件費（人事課）**	**△150**
3 職員手当	315	**2給料**	**225**
4 共済費	△690	人事異動等	225
		3職員手当	**315**
		人事異動等	315
		4共済費	**△690**
		人事異動等	△690
27繰出金	2,536	**1 土地区画整理事業特別会計繰出金（区画整理課）**	**2,536**
		27繰出金	**2,536**
		土地区画整理事業特別会計繰出金	2,536
18負担金補助及び交付金	△21,570	**1 下水道事業会計負担金及び補助金（緑と環境課）**	**△21,570**
		18負担金補助及び交付金	**△21,570**
		下水道事業会計負担金及び補助金	△21,570

第 9 款　消　防　費　（補正額 18,972 千円）

科目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
項 目				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1 消防費	1,584,657	18,972	1,603,629	0	0	0	0	18,972
1 常備消防費	1,124,446	18,972	1,143,418	0	0	0	0	18,972
				0	0	0	0	18,972
計	1,584,657	18,972	1,603,629	0	0	0	0	18,972

（単位：千円）

節		説明	
区分	金額		
2 給料	10,034	1　人件費（人事課）	18,972
		2 給料	**10,034**
3 職員手当	10,615	人事異動等	10,034
		3 職員手当	**10,615**
4 共済費	△1,677	人事異動等	10,615
		4 共済費	**△1,677**
		人事異動等	△1,677

第 10 款　教　育　費　（補正額 17,258 千円）

（単位：千円）

科目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
項 目				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1 教育総務費	598,774	16,931	615,705	0	97	0	0	16,834
2 事務局費	308,815	16,834	325,649	0	0	0	0	16,834
				0	0	0	0	16,834
3 教育指導費	285,379	97	285,476	0	97	0	0	0
				0	97	0	0	0
5 社会教育費	1,432,150	△1,612	1,430,538	0	0	0	0	△1,612
1 社会教育総務費	330,501	△1,612	328,889	0	0	0	0	△1,612
				0	0	0	0	△1,612
6 保健体育費	1,848,952	1,939	1,850,891	0	0	0	0	1,939
3 学校給食費	1,564,337	1,939	1,566,276	0	0	0	0	1,939
				0	0	0	0	1,939
計	6,686,927	17,258	6,704,185	0	97	0	0	17,161

節 区分	金額	説明	
2 給料	11,050	1　人件費（人事課）	16,834
		2 給料	11,050
		人事異動等	11,050
3 職員手当	5,115	3 職員手当	5,115
		人事異動等	5,115
4 共済費	669	4 共済費	669
		人事異動等	669
7 報償費	97	4　教育指導行事に関する経費（教育企画課）	97
		7 報償費	97
		夢の教室講師謝礼	97
2 給料	△3,003	1　人件費（人事課）	△1,612
		2 給料	△3,003
		人事異動等	△3,003
3 職員手当	2,481	3 職員手当	2,481
		人事異動等	2,481
4 共済費	△1,090	4 共済費	△1,090
		人事異動等	△1,090
2 給料	879	1　人件費（人事課）	1,939
		2 給料	879
		人事異動等	879
3 職員手当	960	3 職員手当	960
		人事異動等	960
4 共済費	100	4 共済費	100
		人事異動等	100

給　与　費　明　細　書

1　特別職　　（単位　千円）

区　分		職員数（人）	給与費					共済費	合　計	備　考
			報酬	給料	期末手当 年間支給率（月分）	その他の手当	計			
補正後	長　等	4	－	39,504	16,593 (4.20月分)	0	56,097	8,843	64,940	
補正前	長　等	4	－	39,504	16,593 (4.20月分)	0	56,097	9,213	65,310	
比較	長　等	0	－	0	0	0	0	△ 370	△ 370	

給　　与　　費　　明　　細　　書

2　一般職

(1)　総括　　（単位　千円）

区　分	職員数（人）	給与費 報酬	給与費 給料	給与費 職員手当	給与費 計	共済費	合計	備考
補正後	[199] (12) 546	518,846	2,317,043	2,203,771	5,039,660	943,951	5,983,611	
補正前	[201] (12) 534	511,381	2,239,731	2,091,174	4,842,286	949,326	5,791,612	
比較	[▲2] (0) 12	7,465	77,312	112,597	197,374	△5,375	191,999	

職員手当の内訳

区　分	扶養手当	地域手当	管理職手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	夜間勤務手当	宿日直手当	期末・勤勉手当	住居手当	児童手当	管理職員特別勤務手当	休日勤務手当	義務教育等教員特別手当
補正後	58,230	398,277	74,189	47,375	6,584	181,121	3,961	0	1,317,976	14,599	50,275	0	51,000	184
補正前	58,498	380,241	74,413	48,910	6,584	155,293	3,900	0	1,250,081	12,600	49,470	0	51,000	184
比較	△268	18,036	△224	△1,535	0	25,828	61	0	67,895	1,999	805	0	0	0

備考　職員数について、()内は再任用職員数、[]内は第１種会計年度任用職員数です。
　　なお、再任用職員数、第１種会計年度任用職員数は外数であり、本表の職員数には含まれません。

(2)　報酬、給料及び職員手当の増減額の明細　　（単位　千円）

区　分	増減額	増減事由別内訳		説明		備考
報　酬	7,465	報酬額改定に伴う増分	7,465	報酬額改定に伴う増分	7,465	
給　料	77,312	給与改定に伴う増分	101,791	給与改定に伴う増分	101,791	
				職員配置等による増分	43,452	
		その他の減分	△ 24,479	育休取得等による減分	△ 31,550	
				新陳代謝等による減分	△ 36,381	
職員手当	112,597	給与改定に伴う増分	116,652	給与改定に伴う増分	116,652	期末・勤勉手当　　支給率の増　0.1月（再任用職員は0.05月）
				職員配置等による増分	27,787	
		その他の減分	△ 4,055	育休取得等による減分	△ 19,992	
				新陳代謝等による減分	△ 11,850	

⑶　給料及び職員手当の状況

ア　職員１人当たり給与

区　　分		行　政　職　㈠	行　政　職　㈡
令和８年 11 月１日現在	平均給料月額（円）	332,959	338,300
	平均給与月額（円）	456,513	410,092
	平均年齢	42 歳１月	55 歳１月
令和７年 11 月１日現在	平均給料月額（円）	318,862	329,925
	平均給与月額（円）	428,900	403,110
	平均年齢	42 歳０月	54 歳１月

イ　初任給　　（単位　円）

区　　分		行 政 職 ㈠	行 政 職 ㈡	国の制度	
				一般行政職	技能労務職
Ⅰ類	改正後	251,500	－	251,500	－
	改正前	242,000	－	242,000	－
Ⅱ類	改正後	223,300	－	－	－
	改正前	213,800	－	－	－
Ⅲ類	改正後	209,800	207,200	209,800	207,900
	改正前	200,300	197,700	200,300	198,200

ウ　級別職員数

区　　分	行　政　職　㈠			行　政　職　㈡		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
令和８年 11 月１日現在	５級	11	2.7	－	－	－
	４級	44	10.8	４級	0	0.0
	３級	96	23.5	３級	1	25.0
	２級	87	21.3	２級	2	50.0
	１級	170	41.7	１級	1	25.0
	計	408	100.0	計	4	100.0
令和７年 11 月１日現在	５級	11	2.8	－	－	－
	４級	39	9.9	４級	0	0.0
	３級	89	22.7	３級	1	25.0
	２級	85	21.6	２級	2	50.0
	１級	169	43.0	１級	1	25.0
	計	393	100.0	計	4	100.0

（級別の基準となる職務）

区分	５級	４級	３級	２級	１級
行政職㈠	部長	統括課長 課長 主幹	係長	副係長	主事

エ　昇給

区分		合計	備考
昇給日		７月１日	
昇給号給数	昇給区分「A」	６号給　（高齢層（５５歳以上）２号給） （管理職層（４級以上）６号給）	５級職員については ２号昇給
	昇給区分「B」	５号給　（高齢層（５５歳以上）１号給） （管理職層（４級以上）５号給）	５級職員については １号昇給
	昇給区分「C」	４号給　（高齢層（５５歳以上）０号給） （管理職層（４級以上）４号給）	５級職員については ０号昇給
	昇給区分「D」	３号給　（高齢層（５５歳以上）０号給） （管理職層（４級以上）３号給）	５級職員については ０号昇給
	昇給区分「E」	２号給　（高齢層（５５歳以上）０号給） （管理職層（４級以上）２号給）	５級職員については ０号昇給
	昇給区分「F」	１号給　（高齢層（５５歳以上）０号給） （管理職層（４級以上）１号給）	５級職員については ０号昇給
人事評価結果の活用		有	
定期昇給以外の昇給制度		無	

オ　期末手当・勤勉手当

区　　分		支給期別支給率		支給率計（月分）	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備　考
		６月（月分）	12月（月分）			
市	改正後	(1.3) 2.45	(1.35) 2.55	(2.65) 5.00	有	－
	改正前	(1.3) 2.45	(1.3) 2.45	(2.60) 4.90		
国	改正後	(1.225) 2.325	(1.275) 2.375	(2.50) 4.70	有	－
	改正前	(1.225) 2.325	(1.225) 2.325	(2.45) 4.65		

（　）内は再任用支給率

カ　定年退職及び応募認定退職に係る退職手当（令和８年11月１日現在）

区分	20年勤続の者（月分）	25年勤続の者（月分）	35年勤続の者（月分）	最高限度（月分）	その他の加算措置等	備考
市の制度	23.00	30.50	43.00	43.00	定年前早期退職特例（２％～10％加算）	―
国の制度	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例（２％～45％加算）	―

キ　地域手当（令和８年11月１日現在）

支給対象地域	稲城市
支給率（%）	16.0
支給対象職員数（人）	572
国の指定基準に基づく支給率（%）	16.0

ク　特殊勤務手当

区分	全職種	代表的な職種	
		消防職	行政職㈠
給料総額に対する比率（％）	0.28	0.27	0.01
支給対象職員の比率(%)（令和８年11月１日現在）	22.03	19.76	2.27
代表的な特殊勤務手当の名称	支給額の多い手当	救急手当、出場手当、機関手当	
	多くの職員に支給される手当	救急手当、出場手当、機関手当	

ケ　その他の手当（令和８年11月１日現在）　　（単位　円）

<table>
<tr><th>区　　分</th><th>国の制度との異同</th><th>差　　異　　の　　内　　容</th></tr>
<tr><td>扶養手当</td><td>異なる</td><td>改定あり
<table>
<tr><th>扶養等による区分</th><th>市の場合
（部長職を除く。）</th><th>国の場合</th></tr>
<tr><td>子</td><td>13,000</td><td>13,000</td></tr>
<tr><td>父　母　等</td><td>6,000
（課長職 3,000）</td><td>6,500</td></tr>
<tr><td>満 16 歳の年度初めから満 22 歳の年度末までの子１人当たりの加算額</td><td>4,000</td><td>5,000</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>住居手当</td><td>異なる</td><td>改定あり
<table>
<tr><th colspan="2">市の場合</th><th>国の場合</th></tr>
<tr><td>当該年度末に 28 歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額 30,000 円以上の家賃を支払っている世帯主等（管理職を除く。）</td><td>30,000</td><td rowspan="2">借家又は借間に居住する職員に対する支給限度額　28,000</td></tr>
<tr><td>当該年度末に 28 歳以上 35 歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額 15,000 円以上の家賃を支払っている世帯主等（管理職を除く。）</td><td>15,000</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>通勤手当</td><td>異なる</td><td>改定なし
<table>
<tr><th>市の場合</th><th>国の場合</th></tr>
<tr><td>交通機関利用者 運賃相当額（６か月定期券等）を支給
月額支給限度額　150,000
交通用具利用者 距離に応じて支給　1,000～13,000</td><td>交通機関利用者 運賃相当額（６か月定期券等）を支給
月額支給限度額　150,000
交通用具利用者 距離に応じて支給　2,000～66,400</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書の追加

（追加）　　（単位　千円）

事項	主管課	限度額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
			期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源
							国・都支出金	地方債	その他	
稲城駅南口駅前広場改良工事	土木課	67,966			令和９年度	67,966	56,633	10,100		1,233
稲城駅南口駅前広場上屋設置工事監理委託	土木課	1,418			令和８年度から令和９年度まで	1,418				1,418
稲城第一中学校校舎増築工事	建築保全課	399,365			令和８年度から令和９年度まで	399,365	83,888	249,000		66,477
稲城第一中学校校舎増築工事監理委託	建築保全課	16,067			令和８年度から令和９年度まで	16,067		12,000		4,067
発達支援センター分室管理運営事業	障害福祉課	334,939 施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。			令和８年度から令和13年度まで	334,939 施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。	75,205			259,734 施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。
重症心身障害児（者）等通所施設管理運営事業	障害福祉課	10,124 施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。			令和８年度から令和13年度まで	10,124 施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。				10,124 施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。
稲城市健康プラザ管理運営事業	健康課	565,359 施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。			令和８年度から令和13年度まで	565,359 施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。				565,359 施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。
いなぎ発信基地ペアテラス管理運営事業	観光課	80,391 施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。			令和８年度から令和13年度まで	80,391 施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。				80,391 施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書の変更

（変更）

（単位　千円）

事項	主管課	限度額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
			期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源
							国・都支出金	地方債	その他	
ポスター掲示場設置等委託										
補正前	選挙管理委員会事務局	6,002			令和９年度	6,002				6,002
補正後	選挙管理委員会事務局	6,548			令和９年度	6,548				6,548

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書の変更

（単位　千円）

区分		前々年度末現在高	前年度末現在高	当該年度中増減見込額		当該年度末現在高見込額
				当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
1 普通債						
	補正前	11,950,573	12,434,873	2,145,100	936,314	13,643,659
	補正額			40,700		40,700
	計	11,950,573	12,434,873	2,185,800	936,314	13,684,359
(6) 土木債						
	補正前	2,763,574	3,070,720	990,500	203,031	3,858,189
	補正額			40,700		40,700
	計	2,763,574	3,070,720	1,031,200	203,031	3,898,889
合計						
	補正前	18,519,939	18,220,640	2,145,100	1,664,858	18,700,882
	補正額			40,700		40,700
	計	18,519,939	18,220,640	2,185,800	1,664,858	18,741,582

議案概要説明書

議案番号	第87号	担当課	企画部財政課
件名	令和８年度東京都稲城市一般会計補正予算（第３号）		

【概　　要】

（特に表示がないときは単位　千円）

補正前の予算総額	49,016,052
補正額	465,208
補正後の予算総額	49,481,260

（補正の概要）

今回の補正の主なものは、令和７年度の稲城・府中墓苑組合負担金及び多摩川衛生組合負担金の精算金の計上、給与改定、人事異動等に伴う人件費の増額又は減額、稲城マイナンバーカードセンターにおいて、市民の利便性の向上及び業務の効率化を図るために窓口予約システム及び本人確認業務サポートシステムを導入することに伴う経費の計上、原材料価格、人件費等の高騰に伴う稲城市議会議員・稲城市長選挙の執行に係る経費の増額、令和７年度の衆議院議員選挙費委託金の額の確定に伴う返還金の計上、サービス利用者数及び利用日数の増等に伴う障害介護給付費及び障害児通所給付費の増額、稲城市発達支援センター分室において、床の反り上がりやカビの発生等の不具合が生じたことにより、原状回復のために指定管理者が負担した費用及び被った損害について損害費として負担することに伴う発達支援センター分室指定管理料の増額、稲城市発達支援センター分室整備工事において発生した不具合について、裁判所に損害賠償請求の訴えを提起することに伴う訴訟等業務委託料の計上、令和７年度東京都国民健康保険保険給付費等交付金の額の確定による返還に伴う国民健康保険事業特別会計繰出金の増額、プラスチック再商品化事業の処理量及び単価の増加に伴う容器包装製品処理委託料の増額、企業誘致条例における飲食店舗賃貸奨励金の交付要件を満たす飲食店の出店に伴う企業誘致奨励金の計上、稲城駅南口駅前広場整備事業における工期の延長及び事業費の増加に伴う稲城駅南口駅前広場改良工事請負費の増額、緊急点検に伴う雨水幹線修繕にかかる経費の財源として企業債を借り入れること等に伴う下水道事業会計負担金及び補助金の減額、東京都の社会性を育む教育推進校事業委託金を活用し、城山小学校において、日本サッカー協会が推進する心のプロジェクトである「夢の教室」を実施することに伴う報償費の計上等を行うものです。

また、債務負担行為の補正として、稲城市議会議員・稲城市長選挙に係るポスター掲示場設置等委託並びに稲城駅南口駅前広場改良工事、稲城第一中学校校舎増築工事及び発達支援センター分室ほか３件の指定管理者の指定に伴う管理運営事業に係る経費について、債務負担行為を追加及び変更するものです。

さらに、地方債の補正として、市道整備等事業債を増額するものです。

第88号議案

令　和　８　年　度
東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

令　和　８　年　度

東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

令和８年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 69,795千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,939,671千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年11月26日

提出者　稲城市長　髙　橋　勝　浩

第１表　歳入歳出予算補正

歳　　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
６　繰　　入　　金		779,458	69,795	849,253
	１　他会計繰入金	779,458	69,795	849,253
歳　　入　　合　　計		7,869,876	69,795	7,939,671

歳　　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
６　諸　　支　　出　　金		16,001	69,795	85,796
	１　償還金及び還付加算金	16,001	69,795	85,796
歳　　出　　合　　計		7,869,876	69,795	7,939,671

歳入歳出予算事項別明細書

歳　　入

第 6 款　繰　入　金　（補正額 69,795 千円）

（単位：千円）

科目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区分	金額
1 他会計繰入金		779,458	69,795	849,253		
	1 一般会計繰入金	779,458	69,795	849,253		
					1 一般繰入金	69,795
計		779,458	69,795	849,253		

説明	
（保険年金課）	**69,795**
一般繰入金	69,795

第6款　繰　入　金

第 6 款　諸 支 出 金　（補正額 69,795 千円）

（単位：千円）

科目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
					特定財源				一般財源
項	目				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1 償還金及び還付加算金		16,001	69,795	85,796	0	0	0	0	69,795
	2 償還金	1	69,795	69,796	0	0	0	0	69,795
					0	0	0	0	69,795
計		16,001	69,795	85,796	0	0	0	0	69,795

節		説明	
区分	金額		
22 償還金利子及び割引料	69,795	1　償還金（保険年金課）	69,795
		22償還金利子及び割引料	69,795
		償還金	69,795

議案概要説明書

議案番号	第88号	担当課	市民部保険年金課
件名	令和８年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）		

【概　　要】

（特に表示がないときは単位　千円）

補正前の予算総額	7,869,876
補正額	69,795
補正後の予算総額	7,939,671

（補正の概要）

今回の補正は、令和７年度の東京都国民健康保険保険給付費等交付金の額の確定等に伴う償還金の増額等を行うものです。

歳入では繰入金を増額し、歳出では諸支出金を増額するものです。

第89号議案

令　和　８　年　度
東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）

令　和　８　年　度

東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）

令和８年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,536千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,602,020千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年11月26日

提出者　稲城市長　髙　橋　勝　浩

第１表　歳入歳出予算補正

歳　　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
４　繰　　入　　金		1,716,085	2,536	1,718,621
	１　他会計繰入金	1,716,085	2,536	1,718,621
歳　　入　　合　　計		2,599,484	2,536	2,602,020

歳　　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
１　総　　務　　費		104,590	2,536	107,126
	１　総務管理費	104,590	2,536	107,126
歳　　出　　合　　計		2,599,484	2,536	2,602,020

歳入歳出予算事項別明細書

歳　　入

第 4 款　繰　入　金　（補正額 2,536 千円）

（単位：千円）

科目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区分	金額
1 他会計繰入金		1,716,085	2,536	1,718,621		
	1 一般会計繰入金	1,716,085	2,536	1,718,621		
					1 一般会計繰入金	2,536
計		1,716,085	2,536	1,718,621		

説明	
（区画整理課）	**2,536**
一般会計繰入金	2,536

第４款　繰　　入　　金

歳　　出

第１款　総　務　費　（補正額 2,536 千円）

（単位：千円）

科目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
項 目				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1 総務管理費	104,590	2,536	107,126	0	0	0	0	2,536
1 一般管理費	104,590	2,536	107,126	0	0	0	0	2,536
				0	0	0	0	2,536
計	104,590	2,536	107,126	0	0	0	0	2,536

節		説明	
区分	金額		
2 給料	1,218	**1　人件費（区画整理課）**	**2,536**
		2 給料	**1,218**
3 職員手当	1,626	人事異動等	1,218
		3 職員手当	**1,626**
4 共済費	△308	人事異動等	1,626
		4 共済費	**△308**
		人事異動等	△308

給　　与　　費　　明　　細　　書

一般職

(1)　総括

（単位　千円）

区　　分	職員数（人）	給与費		
		給　　料	職　員　手　当	計
補　正　後	11	46,033	38,841	84,874
補　正　前	11	44,815	37,215	82,030
比　　較	0	1,218	1,626	2,844

共　済　費	合　　計	備　　考
15,866	100,740	
16,174	98,204	
△308	2,536	

職員手当の内訳

区　　分	扶養手当	地域手当	管理職手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
補　正　後	1,344	7,745	1,018	584	0	2,968
補　正　前	1,188	7,503	881	791	0	2,968
比　　較	156	242	137	△207	0	0

夜間勤務手当	宿日直手当	期末・勤勉手当	住居手当	児童手当	管理職特別勤務手当	休日勤務手当
0	0	23,517	585	1,080	0	0
0	0	22,204	360	1,320	0	0
0	0	1,313	225	△240	0	0

(2)　給料及び職員手当の増減額の明細

（単位　千円）

区　　分	増　減　額	増減事由別内訳		説　　明		備　　考
給　　料	1,218	給与改定に伴う増分	2,017	給与改定に伴う増分	2,017	
		その他の減分	△ 799	新陳代謝等による減分	△ 799	
職員手当	1,626	給与改定に伴う増分	2,266	給与改定に伴う増分	2,266	期末・勤勉手当　　支給率の増　0.1月
		その他の減分	△ 640	新陳代謝等による減分	△ 640	

⑶　給料及び職員手当の状況

ア　職員１人当たり給与

区　　分		行　政　職　㈠
令和８年 11 月１日現在	平均給料月額（円）	334,436
	平均給与月額（円）	422,770
	平均年齢	40 歳 4 月
令和７年 11 月１日現在	平均給料月額（円）	330,320
	平均給与月額（円）	409,165
	平均年齢	41 歳 10 月

イ　初任給　　（単位　円）

区　　分		行 政 職 ㈠	国の制度
			一般行政職
Ⅰ類	改正後	251,500	251,500
	改正前	242,000	242,000
Ⅱ類	改正後	223,300	－
	改正前	213,800	－
Ⅲ類	改正後	209,800	209,800
	改正前	200,300	200,300

ウ　級別職員数

区　　分	行　政　職　㈠		
	級	職員数(人)	構成比(%)
令和８年 11 月１日現在	５級	0	0.0
	４級	1	9.1
	３級	2	18.2
	２級	5	45.4
	１級	3	27.3
	計	11	100.0
令和７年 11 月１日現在	５級	0	0.0
	４級	1	10.0
	３級	2	20.0
	２級	4	40.0
	１級	3	30.0
	計	10	100.0

（級別の基準となる職務）

区分	５級	４級	３級	２級	１級
行政職㈠	部長	統括課長 課長	係長	副係長	主事

エ　昇給

区分		合計	備考
昇給日		７月１日	
昇給号給数	昇給区分「A」	６号給　（高齢層（５５歳以上）２号給） （管理職層（４級以上）６号給）	５級職員については ２号昇給
	昇給区分「B」	５号給　（高齢層（５５歳以上）１号給） （管理職層（４級以上）５号給）	５級職員については １号昇給
	昇給区分「C」	４号給　（高齢層（５５歳以上）０号給） （管理職層（４級以上）４号給）	５級職員については ０号昇給
	昇給区分「D」	３号給　（高齢層（５５歳以上）０号給） （管理職層（４級以上）３号給）	５級職員については ０号昇給
	昇給区分「E」	２号給　（高齢層（５５歳以上）０号給） （管理職層（４級以上）２号給）	５級職員については ０号昇給
	昇給区分「F」	１号給　（高齢層（５５歳以上）０号給） （管理職層（４級以上）１号給）	５級職員については ０号昇給
人事評価結果の活用		有	
定期昇給以外の昇給制度		無	

オ　期末手当・勤勉手当

区分		支給期別支給率		支給率計（月分）	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備考
		６月（月分）	12月（月分）			
市	改正後	2.45	2.55	5.00	有	－
	改正前	2.45	2.45	4.90		
国	改正後	2.325	2.375	4.70	有	－
	改正前	2.325	2.325	4.65		

カ　定年退職及び応募認定退職に係る退職手当（令和８年11月１日現在）

区分	20年勤続の者（月分）	25年勤続の者（月分）	35年勤続の者（月分）	最高限度（月分）	その他の加算措置等	備考
市の制度	23.00	30.50	43.00	43.00	定年前早期退職特例（２％～10％加算）	—
国の制度	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例（２％～45％加算）	—

キ　地域手当（令和８年11月１日現在）

支給対象地域	稲城市
支給率（%）	16.0
支給対象職員数（人）	11
国の指定基準に基づく支給率（%）	16.0

ク　その他の手当（令和８年11月１日現在）　（単位　円）

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	異なる	改定あり

扶養等による区分	市の場合（部長職を除く。）	国の場合
子	13,000	13,000
父母等	6,000（課長職3,000）	6,500
満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子１人当たりの加算額	4,000	5,000

<table>
<tr>
<td>住居手当</td>
<td>異なる</td>
<td>改定あり
<table>
<tr><th colspan="2">市の場合</th><th>国の場合</th></tr>
<tr><td>当該年度末に28歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額30,000円以上の家賃を支払っている世帯主等
（管理職を除く。）</td><td>30,000</td><td rowspan="2">借家又は借間に居住する職員に対する支給限度額　28,000</td></tr>
<tr><td>当該年度末に28歳以上35歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額15,000円以上の家賃を支払っている世帯主等
（管理職を除く。）</td><td>15,000</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
<tr>
<td>通勤手当</td>
<td>異なる</td>
<td>改定なし
<table>
<tr><th>市の場合</th><th>国の場合</th></tr>
<tr><td>交通機関利用者　運賃相当額（６か月定期券等）を支給
月額支給限度額　　150,000
交通用具利用者 距離に応じて支給　1,000～13,000</td><td>交通機関利用者　運賃相当額（６か月定期券等）を支給
月額支給限度額　　150,000
交通用具利用者 距離に応じて支給　2,000～66,400</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

議案概要説明書

議案番号	第89号	担当課	都市環境整備部区画整理課
件名	令和８年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）		

【概　　要】

（特に表示がないときは単位　千円）

補正前の予算総額	2,599,484
補正額	2,536
補正後の予算総額	2,602,020

（補正の概要）

今回の補正は、人事異動等に伴う増額補正です。歳入では一般会計繰入金を増額し、歳出では人件費を増額するものです。

第90号議案

令　和　8　年　度
東京都稲城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

令　和　8　年　度

東京都稲城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

令和８年度東京都稲城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,687,393千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年11月26日

提出者　稲城市長　髙　橋　勝　浩

第１表　歳入歳出予算補正

歳　　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
６　諸収入		839	1,600	2,439
	４　雑入	1	1,600	1,601
歳入合計		2,685,793	1,600	2,687,393

歳　　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
４　諸支出金		33,125	1,600	34,725
	１　償還金及び還付加算金	2,025	1,600	3,625
歳出合計		2,685,793	1,600	2,687,393

歳入歳出予算事項別明細書

歳　　入

第 6 款　諸　　収　　入　（補正額 1,600 千円）

（単位：千円）

科目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区分	金額
4 雑入		1	1,600	1,601		
	1 雑入	1	1,600	1,601		
					1 雑入	1,600
計		839	1,600	2,439		

説明	
（保険年金課）	1,600
令和７年度葬祭費負担金精算分	1,600

第４款　諸 支 出 金 （補正額 1,600 千円）

（単位：千円）

科目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
					特定財源				一般財源
項	目				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1	償還金及び還付加算金	2,025	1,600	3,625	0	0	0	1,600	0
	2 償還金	0	1,600	1,600	0	0	0	1,600	0
					0	0	0	1,600	0
計		33,125	1,600	34,725	0	0	0	1,600	0

節		説明	
区分	金額		
22 償還金利子及び割引料	1,600	1　償還金（保険年金課）	1,600
		22償還金利子及び割引料	1,600
		令和７年度葬祭費交付金精算分	1,600

議案概要説明書

議案番号	第90号	担当課	市民部保険年金課
件名	令和８年度東京都稲城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）		

【概　　要】

（特に表示がないときは単位　千円）

補正前の予算総額	2,685,793
補正額	1,600
補正後の予算総額	2,687,393

（補正の概要）

今回の補正は、令和７年度の葬祭費の額の確定に伴い、東京都後期高齢者医療広域連合からの葬祭費交付金を精算し、超過分を返還するための増額等を行うものです。

歳入では諸収入を増額し、歳出では諸支出金を増額するものです。

第91号議案

令　和　８　年　度
東京都稲城市下水道事業会計補正予算（第１号）

令　和　８　年　度

東京都稲城市下水道事業会計補正予算（第１号）

（総則）

第１条　令和８年度東京都稲城市下水道事業会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第２条　令和８年度東京都稲城市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条本文に次のように加え、同条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

なお、営業費用のうち、大規模下水道管路修繕に充てるため、企業債67,100千円を借り入れる。

（科　　目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収入				
第１款	下水道事業収益	2,217,941千円	△22,945千円	2,194,996千円
第１項	営業収益	1,292,592千円	△23,827千円	1,268,765千円
第２項	営業外収益	908,554千円	882千円	909,436千円
支出				
第１款	下水道事業費用	2,216,304千円	44,155千円	2,260,459千円
第１項	営業費用	2,099,710千円	44,155千円	2,143,865千円

（資本的収入及び支出の補正）

第３条　予算第４条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収入				
第１款	資本的収入	722,077千円	1,375千円	723,452千円
第２項	他会計負担金	23,188千円	△20千円	23,168千円
第３項	他会計補助金	23,672千円	1,395千円	25,067千円
支出				
第１款	資本的支出	1,092,035千円	1,375千円	1,093,410千円
第１項	建設改良費	820,801千円	1,375千円	822,176千円

（企業債の補正）

第４条　予算第６条に定めた起債に次のように加える。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
大　規　模 下水道管路 修　繕　分	67,100 千円	証書借入 又　は 証券発行	5％以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	借入れのときから据置期間を含め 10 年以内に償還する。ただし、財政その他の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは、繰上償還し、又は低利に借り換えることができる。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第５条　予算第９条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり補正する。

	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
職員給与費	94,263千円	2,257千円	96,520千円

（他会計からの補助金の補正）

第６条　予算第10条中「138,723千円」を「140,880千円」に補正する。

令和８年11月26日

提出者　稲城市長　髙　橋　勝　浩

東京都稲城市下水道事業会計補正予算（第1号）
に関する説明書

令和8年度　東京都稲城市下水道事業会計補正予算(第1号)実施計画

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収　入　　(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 下 水 道 事業収益			2,217,941	△ 22,945	2,194,996
	1 営 業 収 益		1,292,592	△ 23,827	1,268,765
		2 雨水処理負担金	103,096	△ 23,827	79,269
	2 営業外収益		908,554	882	909,436
		2 他 会 計 負 担 金	10,456	120	10,576
		3 他 会 計 補 助 金	115,051	762	115,813

支　出　　(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 下 水 道 事業費用			2,216,304	44,155	2,260,459
	1 営 業 費 用		2,099,710	44,155	2,143,865
		2 雨 水 管 渠 費	96,166	43,273	139,439
		3 総　　係　　費	229,222	882	230,104

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収　入　　（単位:千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資 本 的 収 入			722,077	1,375	723,452
	2 他会計負担金		23,188	△ 20	23,168
		1 他 会 計 負 担 金	23,188	△ 20	23,168
	3 他会計補助金		23,672	1,395	25,067
		1 他 会 計 補 助 金	23,672	1,395	25,067

支　出　　（単位:千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資 本 的 支 出			1,092,035	1,375	1,093,410
	1 建 設 改 良 費		820,801	1,375	822,176
		4 建 設 総 係 費	41,098	1,375	42,473

収益的収入

収　入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 下水道事業収益			2,217,941	△ 22,945	2,194,996
	1 営業収益		1,292,592	△ 23,827	1,268,765
		2 雨水処理負担金	103,096	△ 23,827	79,269
	2 営業外収益		908,554	882	909,436
		2 他会計負担金	10,456	120	10,576
		3 他会計補助金	115,051	762	115,813

支　出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 下水道事業費用			2,216,304	44,155	2,260,459
	1 営業費用		2,099,710	44,155	2,143,865
		2 雨水管渠費	96,166	43,273	139,439
		3 総係費	229,222	882	230,104

事業会計補正予算（第１号）実施計画説明書

及び支出

（単位:千円）

節 区分	金額	説明	
1 一般会計負担金	△ 23,827	一般会計負担金(雨水)	△ 23,827
1 一般会計負担金	120	一般会計負担金	120
1 一般会計補助金	762	一般会計補助金	762

（単位:千円）

節 区分	金額	説明	
2 修繕費	43,273	都道等補修工事に伴う人孔嵩高調整	11,492
		緊急点検に伴う雨水幹線修繕	31,781
1 給料	340	職員7人	340
2 手当	883	手当	883
3 賞与引当金繰入額	124	賞与引当金繰入額	124
4 法定福利費	△ 444	東京都市町村職員共済組合負担金	△ 444
5 法定福利費引当金繰入額	△ 21	法定福利費引当金繰入額	△ 21

資　本　的　収　入

収　入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的収入			722,077	1,375	723,452
	2 他会計負担金		23,188	△ 20	23,168
		1 他会計負担金	23,188	△ 20	23,168
	3 他会計補助金		23,672	1,395	25,067
		1 他会計補助金	23,672	1,395	25,067

支　出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的支出			1,092,035	1,375	1,093,410
	1 建設改良費		820,801	1,375	822,176
		4 建設総係費	41,098	1,375	42,473

及　び　支　出

（単位:千円）

節		説明	
区　　分	金　　額		
1 一 般 会 計 負 担 金	△ 20	一般会計負担金	△ 20
1 一 般 会 計 補 助 金	1,395	一般会計補助金	1,395

（単位:千円）

節		説明	
区　　分	金　　額		
1 給　　料	446	職員3人	446
2 手　　当	△ 104	手当	△ 104
3 賞与引当金繰入額	280	賞与引当金繰入額	280
4 法　定　福　利　費	658	東京都市町村職員共済組合負担金	658
5 法定福利費引当金繰入額	95	法定福利費引当金繰入額	95

給　与　費

1．総括

区分	職員数（人）		給与費		
	特別職	一般職	報酬	給料	手当
補正後	0	(0) 10	0	41,800	40,298
補正前	0	(0) 10	0	41,014	39,115
比較	0	(0) 0	0	786	1,183

（ ）内は再任用で外数

手当の内訳

区分	扶養手当	地域手当	管理職手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
補正後	876	6,995	1,018	610	15	3,885
補正前	876	6,846	881	940	15	3,885
比較	0	149	137	△ 330	0	0

2．給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	
給料	786	給与改定に伴う増分	1,789	給与改定に伴う増分	1,789
		その他の減分	△ 1,003	新陳代謝等による減分	△ 1,003
職員手当	1,183	給与改定に伴う増分	788	給与改定に伴う増分	788
		その他の増分	395	新陳代謝等による増分	395

明　細　書

（単位:千円）

計	法定福利費	合　計	備　考
82,098	14,422	96,520	
80,129	14,134	94,263	
1,969	288	2,257	

夜間勤務手当	宿日直手当	期末・勤勉手当	住居手当	児童手当	管理職員特別勤務手当	休日勤務手当	退職手当組合負担金
0	0	21,408	360	240	0	0	4,891
0	0	20,373	360	140	0	0	4,799
0	0	1,035	0	100	0	0	92

（単位:千円）

備　考
期末･勤勉手当　　支給率の増 0.1月

3．給料及び職員手当の状況

（ア）　職員1人当たり給与

区　　分		行　政　職(一)
令和8年11月1日　現在	平均給料月額　（円）	333,380
	平均給与月額　（円）	434,289
	平　均　年　齢	39　歳　10　月
令和7年11月1日　現在	平均給料月額　（円）	332,167
	平均給与月額　（円）	420,271
	平　均　年　齢	41　歳　2　月

（イ）　初任給　　（単位:円）

区　　分		行 政 職(一)	国の制度
			一般行政職
Ⅰ類	改正後	251,500	251,500
	改正前	242,000	242,000
Ⅱ類	改正後	223,300	-
	改正前	213,800	-
Ⅲ類	改正後	209,800	209,800
	改正前	200,300	200,300

（ウ）　級別職員数

区　　分	行　政　職（一）		
	級	職員数(人)	構成比(%)
令和8年11月1日 現　　在	5　級	0	0.0
	4　級	1	10.0
	3　級	3	30.0
	2　級	1	10.0
	1　級	5	50.0
	計	10	100.0
令和7年11月1日 現　　在	5　級	0	0.0
	4　級	1	11.1
	3　級	3	33.3
	2　級	1	11.1
	1　級	4	44.5
	計	9	100.0

（級別の基準となる職務）

区　　分	5級	4級	3級	2級	1級
行政職㈠	部長	統括課長・課長	係長	副係長	主事

（エ）　昇給

区分		合計	備考
昇給日		7月1日	
昇給号給数	昇給区分「A」	6号給（高齢層（55歳以上）2号給） （管理職層（4級以上）6号給）	5級職員については2号昇給
	昇給区分「B」	5号給（高齢層（55歳以上）1号給） （管理職層（4級以上）5号給）	5級職員については1号昇給
	昇給区分「C」	4号給（高齢層（55歳以上）0号給） （管理職層（4級以上）4号給）	5級職員については0号昇給
	昇給区分「D」	3号給（高齢層（55歳以上）0号給） （管理職層（4級以上）3号給）	5級職員については0号昇給
	昇給区分「E」	2号給（高齢層（55歳以上）0号給） （管理職層（4級以上）2号給）	5級職員については0号昇給
	昇給区分「F」	1号給（高齢層（55歳以上）0号給） （管理職層（4級以上）1号給）	5級職員については0号昇給
人事評価結果の活用		有	
定期昇給以外の昇給制度		無	

（オ）　期末手当・勤勉手当　　（ ）内は再任用職員支給率

区　分		支給期別支給率		支給率計	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備考
		6月（月分）	12月（月分）	（月分）		
市	改正後	(1.3) 2.45	(1.35) 2.55	(2.65) 5.00	有	－
	改正前	(1.3) 2.45	(1.3) 2.45	(2.60) 4.90		
国	改正後	(1.225) 2.325	(1.275) 2.375	(2.50) 4.70	有	－
	改正前	(1.225) 2.325	(1.225) 2.325	(2.45) 4.65		

（カ）　定年退職及び応募認定退職に係る退職手当（令和8年11月1日現在）

区　分	20年勤続の者（月分）	25年勤続の者（月分）	35年勤続の者（月分）	最高限度（月分）	その他の加算措置等	備考
市の制度	23.00	30.50	43.00	43.00	定年前早期退職特例 （2%～10%加算）	－
国の制度	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例 （2%～45%加算）	－

（キ）　地域手当（令和8年11月1日現在）

支給対象地域	稲城市
支給率（%）	16.0
支給対象職員数（人）	10
国の指定基準に基づく支給率（%）	16.0

（ク）　特殊勤務手当

区分	全職種
給料総額に対する比率（%）	0.04
支給対象職員の比率（%）（令和8年11月1日現在）	100.00
特殊勤務手当の名称	下水管渠（きょ）調査手当

（ケ）　その他の手当（令和8年11月1日現在）　（単位：円）

<table>
<tr><th>区分</th><th>国の制度との異同</th><th>差異の内容</th></tr>
<tr><td>扶養手当</td><td>異なる</td><td>改定あり
<table>
<tr><th>扶養等による区分</th><th>市の場合（部長職を除く。）</th><th>国の場合</th></tr>
<tr><td>子</td><td>13,000</td><td>13,000</td></tr>
<tr><td>父母等</td><td>6,000
（課長職3,000）</td><td>6,500</td></tr>
<tr><td>満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人当たりの加算額</td><td>4,000</td><td>5,000</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>住居手当</td><td>異なる</td><td>改定あり
<table>
<tr><th colspan="2">市の場合</th><th>国の場合</th></tr>
<tr><td>当該年度末に28歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額30,000円以上の家賃を支払っている世帯主等（管理職を除く。）</td><td>30,000</td><td rowspan="2">借家又は借間に居住する職員に対する支給限度額　28,000</td></tr>
<tr><td>当該年度末に28歳以上35歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額15,000円以上の家賃を支払っている世帯主等（管理職を除く。）</td><td>15,000</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>通勤手当</td><td>異なる</td><td>改定なし
<table>
<tr><th>市の場合</th><th>国の場合</th></tr>
<tr><td>交通機関利用者 運賃相当額（6か月定期券等）を支給
月額支給限度額　150,000
交通用具利用者 距離に応じて支給
1,000～13,000</td><td>交通機関利用者 運賃相当額（6か月定期券等）を支給
月額支給限度額　150,000
交通用具利用者 距離に応じて支給
2,000～66,400</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

議案概要説明書

議案番号	第91号	担当課	都市環境整備部下水道課
件名	令和８年度東京都稲城市下水道事業会計補正予算（第１号）		

【概　　要】

今回の補正は、都道補修工事に伴う人孔嵩高調整、緊急点検に伴う雨水幹線修繕、人事異動等に伴う増額補正で、収益的収入を減額し、収益的支出並びに資本的収入及び支出を増額するものです。

（特に表示がないときは単位　千円）

【収益的収入及び支出】

科　　目	既決予定額	補正予定額	計
収入　第１款　下水道事業収益	2,217,941	△22,945	2,194,996
第１項　営業収益	1,292,592	△23,827	1,268,765
第２項　営業外収益	908,554	882	909,436
支出　第１款　下水道事業費用	2,216,304	44,155	2,260,459
第１項　営業費用	2,099,710	44,155	2,143,865

営業費用のうち、大規模下水道管路修繕に充てるため、企業債67,100千円を借り入れる。

【資本的収入及び支出】

科　　目	既決予定額	補正予定額	計
収入　第１款　資本的収入	722,077	1,375	723,452
第２項　他会計負担金	23,188	△20	23,168
第３項　他会計補助金	23,672	1,395	25,067
支出　第１款　資本的支出	1,092,035	1,375	1,093,410
第１項　建設改良費	820,801	1,375	822,176

【企業債】

起債の目的	既決限度額	補正予定額	計	利率	償還の方法
大規模下水道管路修繕分	0	67,100	67,100	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	借入のときから据置期間を含め10年以内に償還する。ただし、財政その他の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは、繰上償還し、又は低利に借り換えることができる。

【議会の議決を経なければ流用することのできない経費】

	既決予定額	補正予定額	計
職員給与費	94,263	2,257	96,520

【他会計からの補助金】

	既決予定額	補正予定額	計
一般会計からの補助金	138,723	2,157	140,880

第92号議案

令　和　８　年　度

東京都稲城市病院事業会計補正予算（第２号）

令　和　８　年　度

東京都稲城市病院事業会計補正予算（第２号）

（総則）

第１条　令和８年度東京都稲城市病院事業会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第２条　令和８年度東京都稲城市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第３条を次のとおり補正する。

（　科　目　）		（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支出				
第１款	病院事業費用	7,738,782千円	478,282千円	8,217,064千円
第１項	医業費用	7,603,362千円	456,680千円	8,060,042千円
第２項	医業外費用	131,618千円	21,602千円	153,220千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第３条　予算第９条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり補正する。

	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
職員給与費	4,241,000千円	388,244千円	4,629,244千円

令和８年11月26日　提出

稲城市長　髙　橋　勝　浩

東京都稲城市病院事業会計補正予算（第２号）
に関する説明書

令和８年度　東京都稲城市病院事業会計補正予算（第２号）実施計画

収　益　的　収　入　及　び　支　出

支出　　（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
１ 病　院　事　業　費　用			7,738,782	478,282	8,217,064
	１ 医　業　費　用		7,603,362	456,680	8,060,042
		１ 給　与　費	4,241,000	388,244	4,629,244
		２ 材　料　費	1,162,634	11,723	1,174,357
		３ 経　費	1,744,836	56,713	1,801,549
	２ 医　業　外　費　用		131,618	21,602	153,220
		１ 支払利息及び企業債取扱諸費	57,922	21,602	79,524

令和８年度　東京都稲城市病院事業会計

収益的収入

支出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 病院事業費用			7,738,782	478,282	8,217,064
	1 医業費用		7,603,362	456,680	8,060,042
		1 給与費	4,241,000	388,244	4,629,244
		2 材料費	1,162,634	11,723	1,174,357
		3 経費	1,744,836	56,713	1,801,549
	2 医業外費用		131,618	21,602	153,220
		1 支払利息及び企業債取扱諸費	57,922	21,602	79,524

補 正 予 算 （ 第 2 号 ） 実 施 計 画 説 明 書

及 び 支 出

（単位：千円）

節		説明	
区分	金額		
1 給料	248,504	医療職（1）	24,830
		医療職（2）	26,377
		医療職（3）	73,753
		行政職（1）	2,877
		会計年度任用職員	120,667
2 手当	177,808	特別職	△ 344
		医療職（1）	20,133
		医療職（2）	24,738
		医療職（3）	35,596
		行政職（1）	5,415
		会計年度任用職員	92,270
4 法定福利費	△ 46,196	東京都市町村職員共済組合負担金	△ 33,682
		〃 追加費用	△ 2,150
		〃 事務費	908
		地方公務員災害補償基金負担金	636
		労働災害補償保険負担金	9,532
		社会保険料	△ 18,194
		雇用保険料	△ 3,246
5 退職給与金	8,128	東京都市町村職員退職手当組合負担金	8,128
1 薬品費	11,723	注射用薬品	11,723
5 消耗品費	10,281	医療用消耗品	10,281
7 光熱水費	46,432	電気	46,432
1 企業債利息	21,602	企業債利息	21,602

給　与　費

1. 総　　括

区　　分	職員数		給与費			
	特別職	一般職	報酬	給料	手当	計
補正後	2	301 (1) {294}	1,080	2,149,290	1,507,368	3,657,738
補正前	2	305 (2) {285}	1,080	1,900,786	1,329,560	3,231,426
比較	0	△4 △(1) {9}	0	248,504	177,808	426,312

( )内は再任用短時間勤務職員数、{ }内は会計年度任用職員数について外書きしている。

職員手当の内訳

区分	扶養手当	地域手当	管理職手当	初任給調整手当	時間外勤務手当	夜間勤務手当
補正後	23,404	225,362	48,385	27,599	152,805	27,513
補正前	22,470	191,408	40,051	24,570	118,649	24,570
比較	934	33,954	8,334	3,029	34,156	2,943

2. 給料及び職員手当の増減額の明細

区　分	増減額	増減事由別内訳		説　　明	
給　料	248,504	給与改定等に伴う増分	53,982	給与改定等に伴う増分	53,982
		その他の増分	194,522	職員配置等による増分	194,522
職員手当	177,808	給与改定等に伴う増分	55,080	給与改定等に伴う増分	55,080
		その他の増分	122,728	職員配置等による増分	122,728

明　細　書

（単位：千円）

法定福利費	退職給与金	賞与引当金繰入額	合　計	備　考
626,401	104,152	240,953	4,629,244	
672,597	96,024	240,953	4,241,000	
△ 46,196	8,128	0	388,244	

特殊勤務手当	期末勤勉手当	住居手当	宿日直手当	通勤手当	児童手当	管理職特別勤務手当
292,565	509,087	7,200	143,520	28,309	21,235	384
228,796	486,900	7,200	133,278	31,184	20,100	384
63,769	22,187	0	10,242	△ 2,875	1,135	0

（単位：千円）

備　考
期末・勤勉手当 支給率の増　0.1月（再任用職員は0.05月）

3 給料及び職員手当の状況

（ア） 職員1人当たり給与（再任用短時間勤務職員は外数のため、本表に含まれていない。）

区　　分		行　政　職
令和8年11月1日　現在	平均給料月額　（円）	349,983
	平均給与月額　（円）	486,982
	平　均　年　齢　（歳）	46 歳 7 月
令和7年11月1日　現在	平均給料月額　（円）	333,855
	平均給与月額　（円）	480,679
	平　均　年　齢　（歳）	45 歳 5 月

（イ） 初任給

区　　分		行　政　職	医　師　職	医療技術職
高校卒	改正後	209,800		
	改正前	200,300		
短大卒	改正後	223,300		234,400
	改正前	213,800		224,900
大学卒（4年）	改正後	251,500		252,900
	改正前	242,000		243,400
大学卒（6年）	改正後		387,700	261,900
	改正前		373,300	252,400

（ウ） 級別職員数（再任用短時間勤務職員は外数のため、本表に含まれていない。）

区　分	行　政　職			医　師　職		
	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比
令和8年11月1日現在	1　級	7	30.5	1　級	8	20.0
	2　級	5	21.7	2　級	11	27.5
	3　級	5	21.7	3　級	21	52.5
	4　級	5	21.7			
	5　級	1	4.4			
	計	23	100.0	計	40	100.0
令和7年11月1日現在	1　級	11	40.8	1　級	9	20.0
	2　級	6	22.2	2　級	11	24.4
	3　級	5	18.5	3　級	25	55.6
	4　級	4	14.8			0.0
	5　級	1	3.7			0.0
	計	27	100.0	計	45	100.0

医 師 職	医療技術職	看 護 職
542,095	330,086	304,952
1,033,107	447,565	475,002
47 歳 11 月	42 歳 0 月	43 歳 6 月
521,343	319,095	294,859
1,002,529	440,104	461,360
48 歳 1 月	41 歳 11 月	43 歳 4 月

（単位:円）

看 護 職	
看 護 師	准 看 護 師
251,000	217,700
241,400	208,100
258,600	
249,000	

（単位:人・%）

医 療 技 術 職			看 護 職		
級	職員数	構成比	級	職員数	構成比
1 級	26	35.6	1 級	136	73.2
2 級	30	41.1	2 級	35	18.8
3 級	9	12.3	3 級	13	7.0
4 級	7	9.6	4 級	1	0.5
5 級	1	1.4	5 級	1	0.5
計	73	100.0	計	186	100.0
1 級	26	36.1	1 級	144	74.3
2 級	29	40.3	2 級	35	18.0
3 級	9	12.5	3 級	13	6.7
4 級	7	9.7	4 級	1	0.5
5 級	1	1.4	5 級	1	0.5
計	72	100.0	計	194	100.0

（級別の基準となる職務）

区　　分	1　級	2　級	3　級
行　政　職	主　事	副係長	係　長
医　師　職	医　員	統括医長 医　長	院　長 副　院　長 参　事 診　療　部　長 セ　ン　タ　ー　長 診　療　科　部　長
医療技術職	主　事	主　任	課　長　補　佐 係　長
看　護　職	准看護師　看護師　助産師　保健師	主　任	統括看護師長 看　護　師　長

（エ）　昇給

区分		合計	備考
昇給日		7月1日	
昇給号給数	昇給区分「A」	6号給（高齢層（55歳以上）2号給） （管理職層（4級以上）6号給）	5級職員については2号昇給
	昇給区分「B」	5号給（高齢層（55歳以上）1号給） （管理職層（4級以上）5号給）	5級職員については1号昇給
	昇給区分「C」	4号給（高齢層（55歳以上）0号給） （管理職層（4級以上）4号給）	5級職員については0号昇給
	昇給区分「D」	3号給（高齢層（55歳以上）0号給） （管理職層（4級以上）3号給）	5級職員については0号昇給
	昇給区分「E」	2号給（高齢層（55歳以上）0号給） （管理職層（4級以上）2号給）	5級職員については0号昇給
	昇給区分「F」	1号給（高齢層（55歳以上）0号給） （管理職層（4級以上）1号給）	5級職員については0号昇給
人事評価結果の活用		有	
定期昇給以外の昇給制度		無	

（オ）　期末手当・勤勉手当　（ ）内は再任用職員の支給率

区　　分	支　給　期　別　支　給　率		支給率計
	6月	12月	
改　正　後	2.45(1.30)	2.55(1.35)	5.00(2.65)
改　正　前	2.45(1.30)	2.45(1.30)	4.90(2.60)
一般会計の制度	2.45(1.30)	2.55(1.35)	5.00(2.65)

（カ）　定年退職及び応募認定退職に係る退職手当（令和8年11月1日現在）　　（単位：月分）

区　分	20年勤続の者	25年勤続の者	35年勤続の者	最高限度
支給率等	23.00	30.50	43.00	43.00
一般会計の制度	23.00	30.50	43.00	43.00

4　級	5　級
統括課長 課長	事務長
統括技師長 技師長・科長	部長
統括看護科長 看護科長	部長

職制上の段階・職務の級等による加算措置	備　　考
有	
有	
有	

その他の加算措置等	備　　考
定年前早期退職特例 （2%～10%加算）	
定年前早期退職特例 （2%～10%加算）	

（キ）　地域手当（令和8年11月1日現在）

支給対象地域	稲城市
支給率（%）	16.0
支給対象職員数（人）	301(1)
国の指定基準に基づく支給率（%）	16.0

（ ）内は再任用短時間勤務職員数で、外書きしている。支給率は一般会計の制度と同じである。

（ク）　特殊勤務手当（再任用短時間勤務職員は外数のため、本表には含まれていない。）

区分	全職員	代表的な職種			
		行政職	医師職	医療技術職	看護職
給料総額に対する比率（%）	11.1	0.0	5.9	0.1	5.1
支給対象職員の比率 令和8年11月1日現在（%）	93.0	0.0	14.0	22.5	56.5
代表的な特殊勤務手当の名称	支給額の多い手当	夜間看護手当　医業従事手当　手術手当			
	多くの職員に支給されている手当	危険手当　夜間看護手当　夜間勤務者調整手当			

（ケ）　その他の手当（令和8年11月1日現在）　（単位:円）

区分	一般会計の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同じ	改定あり 扶養等による区分 / 病院事業の場合（部長職を除く。） / 一般会計の場合（部長職を除く。） 子 / 13,000 / 13,000 父母等 / 6,000（課長職3,000） / 6,000（課長職3,000） 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人当たりの加算額 / 4,000 / 4,000
住居手当	同じ	改定あり 病院事業の場合：当該年度末に28歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額30,000円以上の家賃を支払っている世帯主等（管理職を除く。） 30,000 病院事業の場合：当該年度末に28歳以上35歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額15,000円以上の家賃を支払っている世帯主等（管理職を除く。） 15,000 一般会計の場合：当該年度末に28歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額30,000円以上の家賃を支払っている世帯主等（管理職を除く。） 30,000 一般会計の場合：当該年度末に28歳以上35歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額15,000円以上の家賃を支払っている世帯主等（管理職を除く。） 15,000
通勤手当	同じ	改定なし 病院事業の場合：交通機関利用者 運賃相当額（6か月定期券等）を支給 月額支給限度額 150,000 交通用具利用者 距離に応じて支給 1,000～13,000 一般会計の場合：交通機関利用者 運賃相当額（6か月定期券等）を支給 月額支給限度額 150,000 交通用具利用者 距離に応じて支給 1,000～13,000

議案概要説明書

議案番号	第92号	担当課	市立病院事務部経営企画課
件名	令和８年度東京都稲城市病院事業会計補正予算（第２号）		

【概　　要】

今回の補正は、収益的収入及び支出において、給与改定に伴う給与費の増額、物価高騰に伴う材料費及び経費の増額並びに経営改善事業債の支払利息の増額をするほか、議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費を増額するものです。

（特に表示がないときは単位　千円）

【収益的収入及び支出】

科　　目	既決予定額	補正予定額	計
支出　第１款　病院事業費用	7,738,782	478,282	8,217,064
第１項　医業費用	7,603,362	456,680	8,060,042
第２項　医業外費用	131,618	21,602	153,220

【議会の議決を経なければ流用することのできない経費】

	既決予定額	補正予定額	計
職員給与費	4,241,000	388,244	4,629,244

第93号議案

稲城市道路線の認定について（坂浜における民間宅地開発関係・１路線）

上記の議案を提出する。

令和８年11月26日

提出者　稲城市長　髙　橋　勝　浩

（提案理由）

坂浜地区の民間宅地開発において築造した道路が市に移管されるに当たり、稲城市道路線に認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第８条第２項の規定により、本案を提出する。

稲城市道路線の認定について（坂浜における民間宅地開発関係・１路線）

道路法（昭和27年法律第180号）第８条第１項の規定に基づき、次の路線を稲城市道路線に認定する。

路線名	起　点	終　点
市道坂浜2215号線	坂浜584番３地先	坂浜584番６地先

議案概要説明書

議案番号	第93号	担当課	都市建設部管理課
件名	稲城市道路線の認定について（坂浜における民間宅地開発関係・１路線）		

【概　　要】

本案は、坂浜地区の民間宅地開発において築造した道路が市に移管されるに当たり、稲城市道路線に認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第８条第２項の規定により、議会の議決を求めるものです。

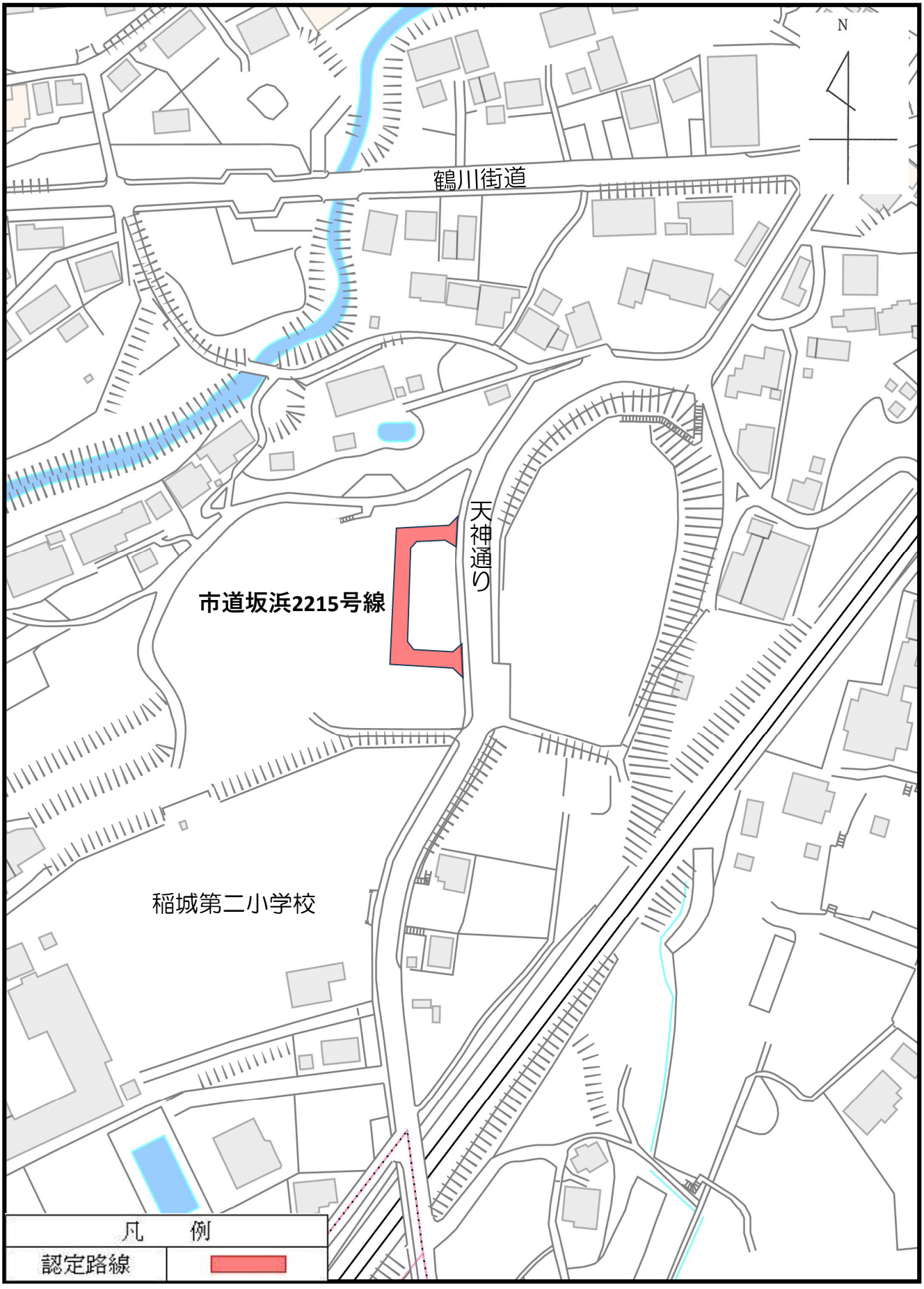
第93号議案関係資料

路　線　一　覧　表

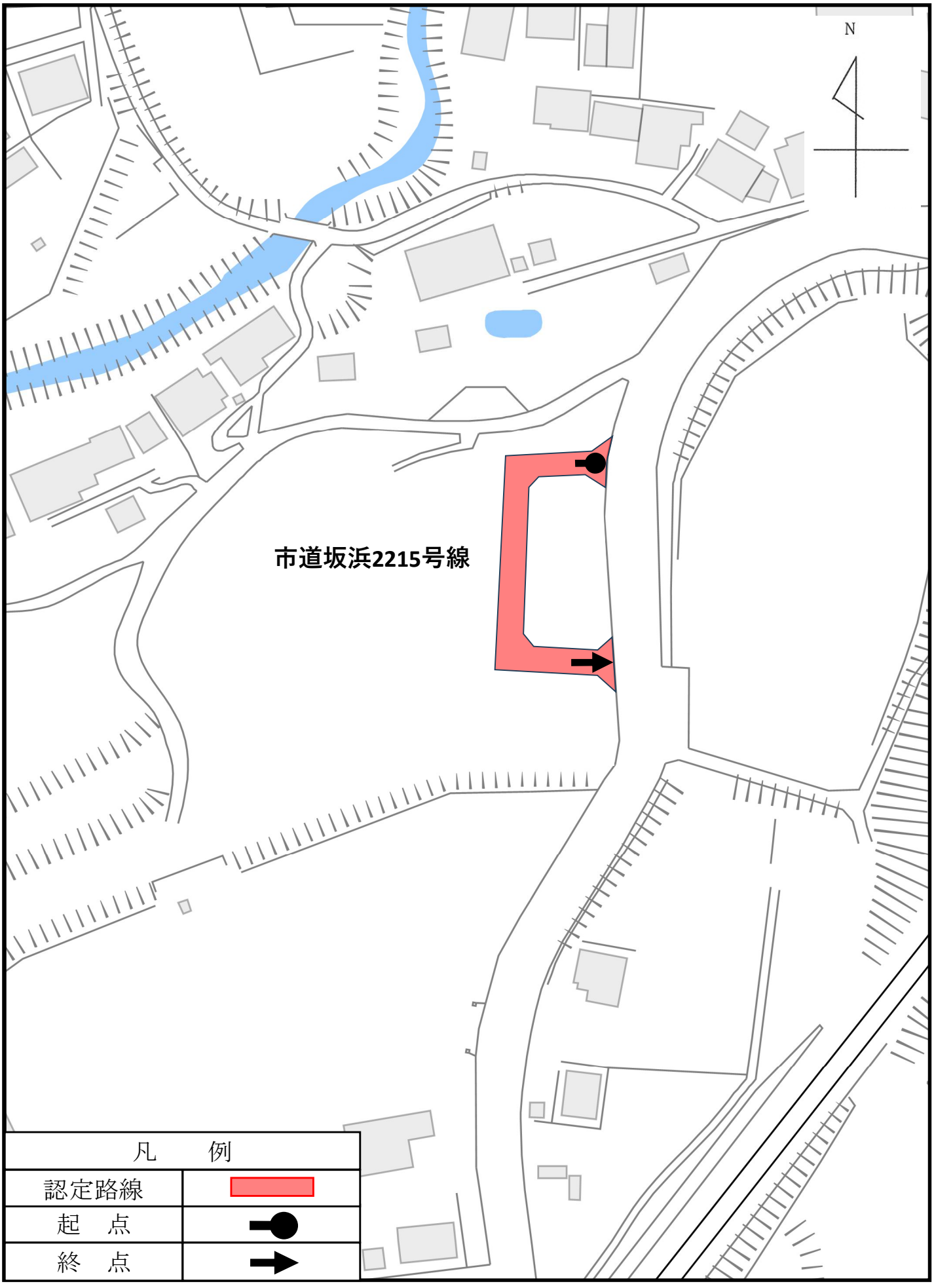
認定路線

路線名	起点	終点	延長(m)	幅員(m)
市道坂浜2215号線	坂浜584番３地先	坂浜584番６地先	71.98	5.00

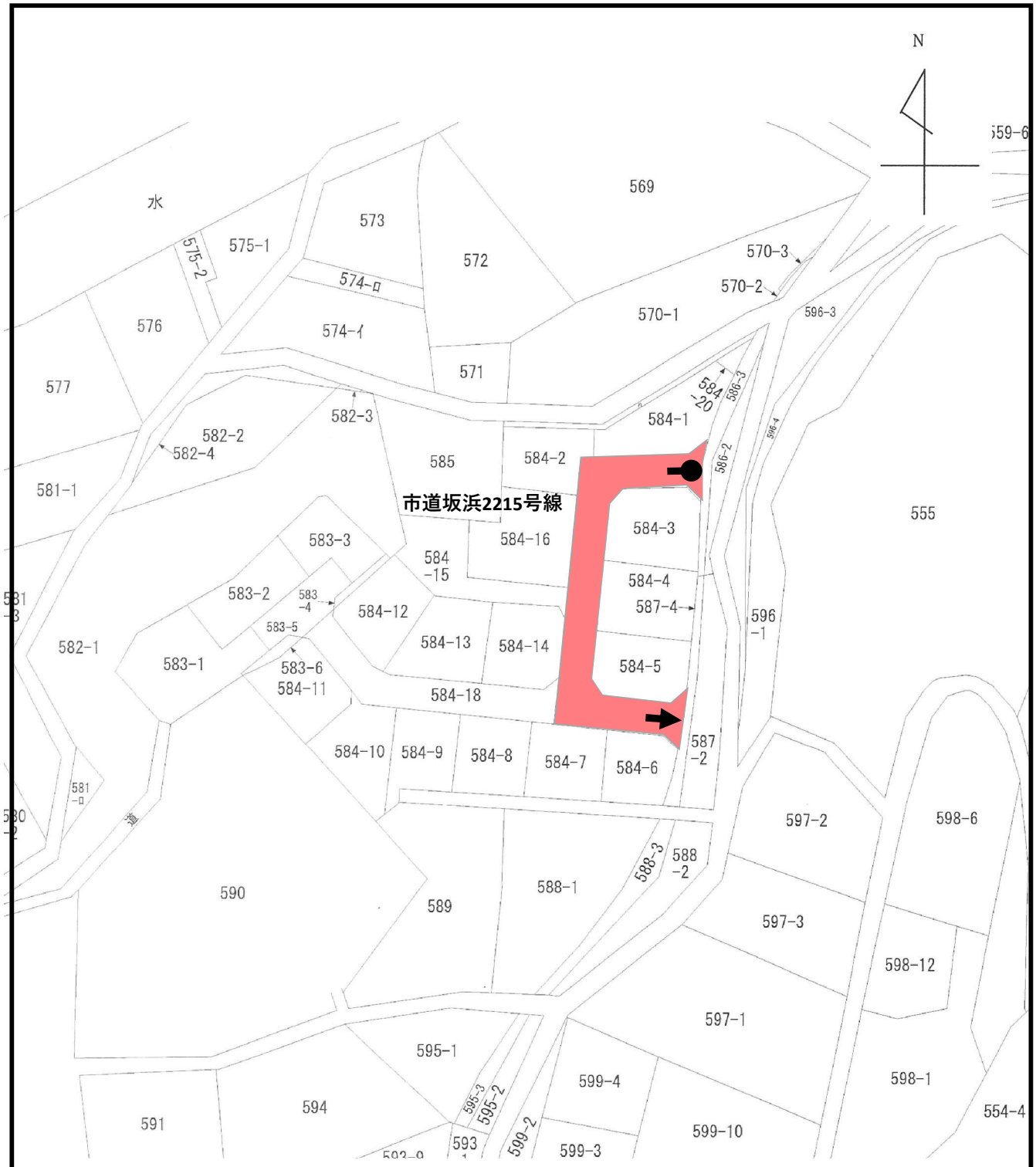
案 内 図



位 置 図



公 図 写



凡　　例	
認定路線	
起　点	
終　点	

第94号議案

稲城市道路線の廃止について

上記の議案を提出する。

令和８年11月26日

提出者　稲城市長　髙　橋　勝　浩

（提案理由）

道路としての機能が消滅し、一般交通の用に供する必要がなくなった市道195号線を廃止するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第３項において準用する同法第８条第２項の規定により、本案を提出する。

稲城市道路線の廃止について（市道195号線・１路線）

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第１項の規定により、次の稲城市道路線を廃止する。

路線名	起　点	終　点
市道195号線	矢野口2452番地先	矢野口2453番１地先

議案概要説明書

議案番号	第94号	担当課	都市建設部管理課
件名	稲城市道路線の廃止について		

【概　　要】

本案は、道路としての機能が消滅し、一般交通の用に供する必要がなくなった市道195号線を廃止するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第３項において準用する同法第８条第２項の規定により、議会の議決を求めるものです。

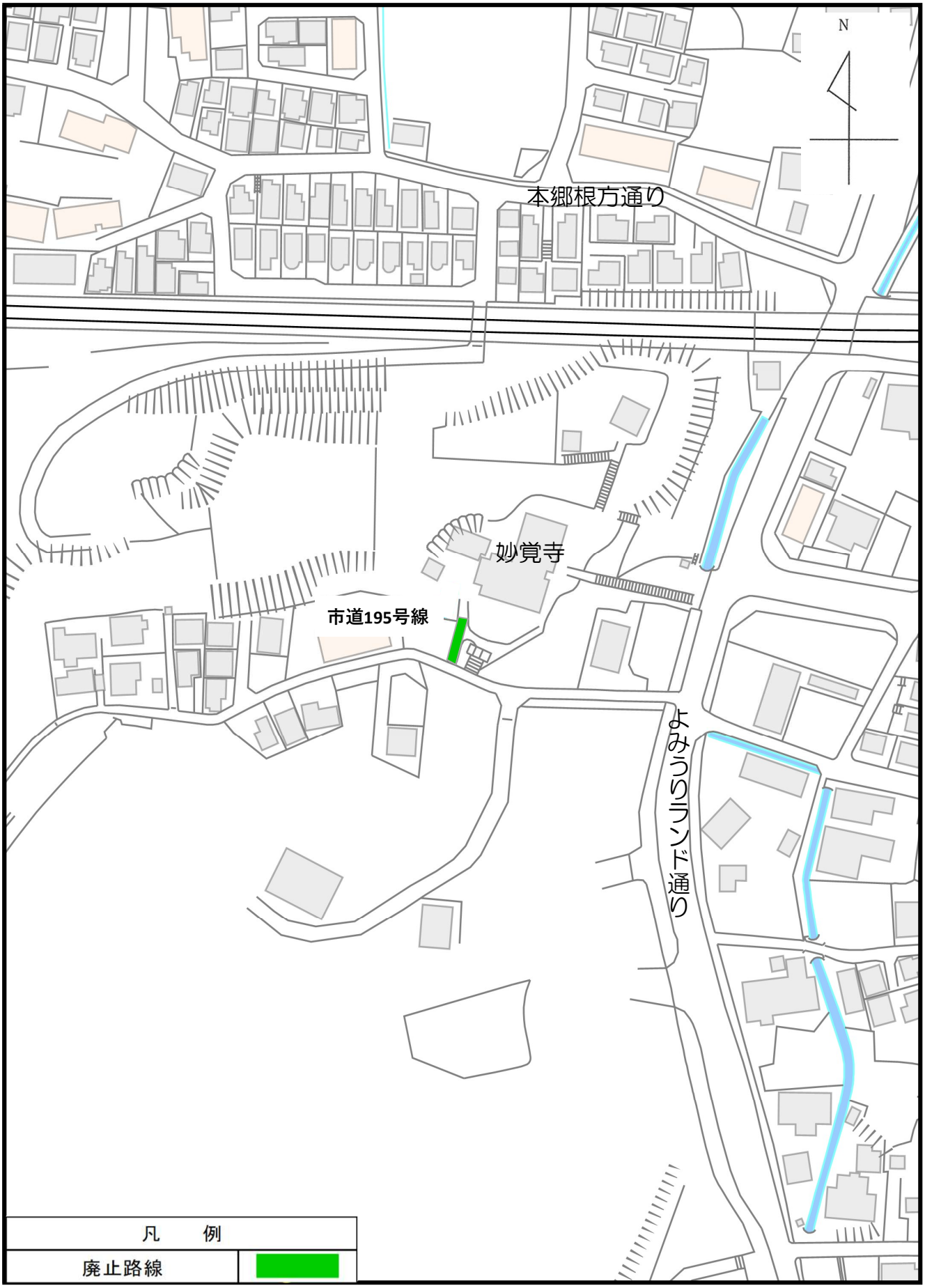
第94号議案関係資料

路　線　一　覧　表

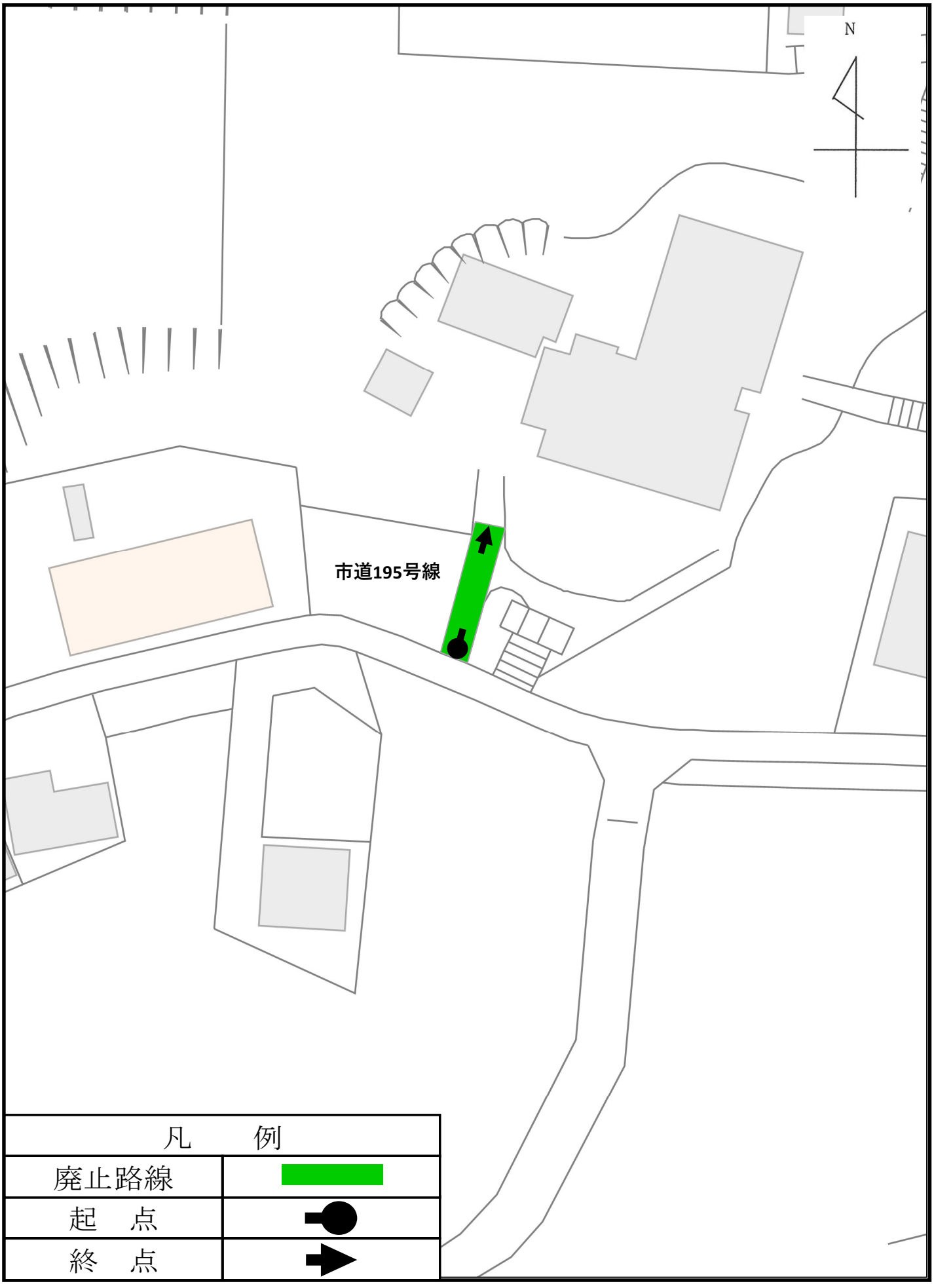
廃止路線

路線名	起点	終点	延長(m)	幅員(m)
市道195号線	矢野口2452番地先	矢野口2453番１地先	11.47	1.82

案 内 図

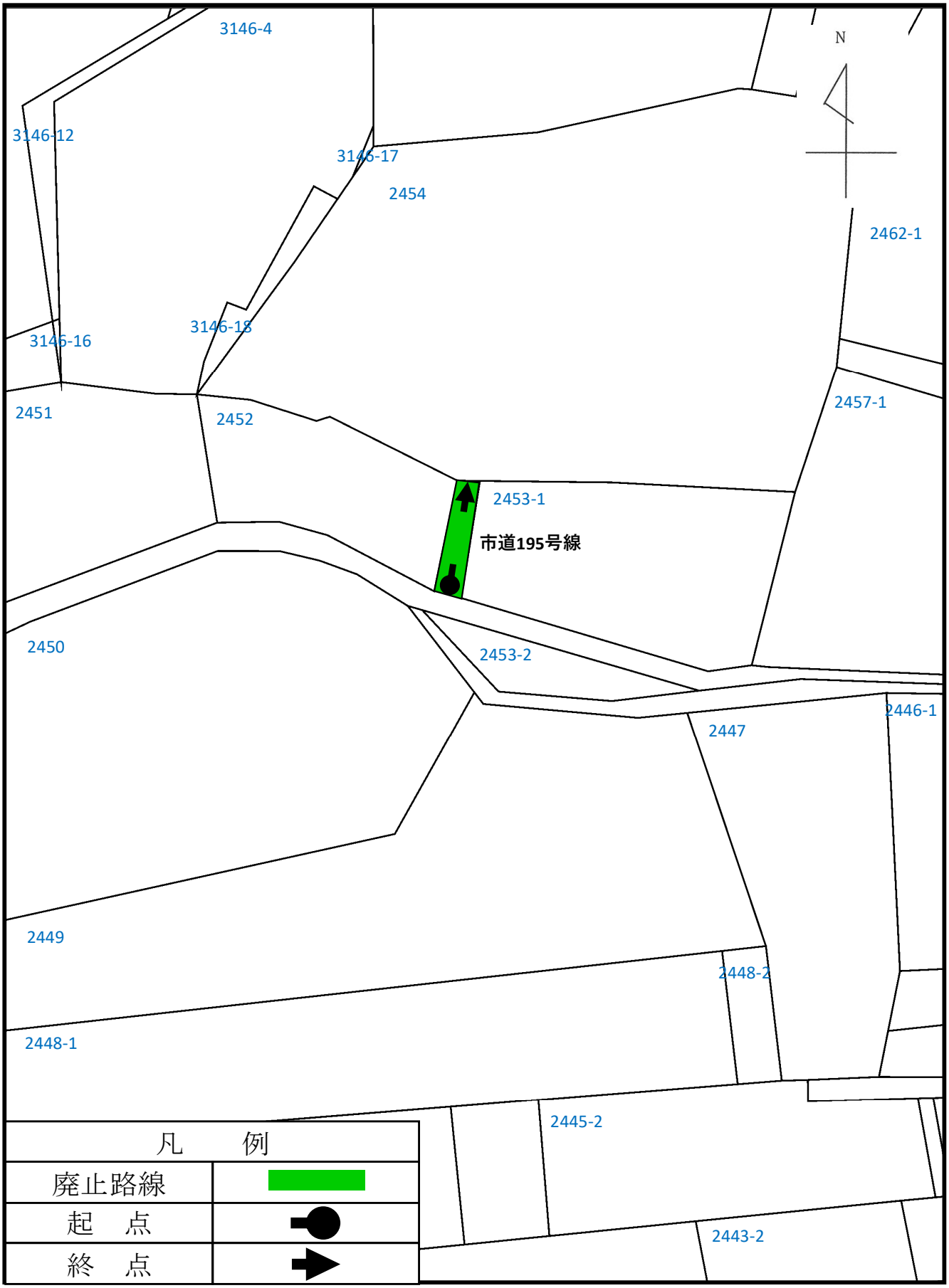


位 置 図



凡　　例	
廃止路線	
起　点	
終　点	

公 図 写


3146-4
3146-12
3146-17
2454
2462-1
3146-16
3146-18
2451
2452
2457-1
2453-1
市道195号線
2450
2453-2
2446-1
2447
2449
2448-2
2448-1
2445-2
2443-2
N
凡　例
廃止路線
起　点
終　点

第95号議案

いなぎ発信基地ペアテラスの指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和８年11月26日

提出者　稲城市長　髙　橋　勝　浩

（提案理由）

いなぎ発信基地ペアテラスの指定管理者の指定期間が令和９年３月31日付けで満了するため、以後の期間の指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第６項及びいなぎ発信基地ペアテラス条例（平成27年稲城市条例第22号）第８条の規定により、本案を提出する。

いなぎ発信基地ペアテラスの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項及びいなぎ発信基地ペアテラス条例（平成27年稲城市条例第22号）第５条の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

１　公の施設の名称及び所在地

名　称　いなぎ発信基地ペアテラス

所在地　東京都稲城市東長沼516番地の２

２　指定管理者の名称、代表者及び所在地

名　称　一般社団法人稲城市観光協会

代表者　代表理事　徳尾　和彦

所在地　東京都稲城市東長沼2112番地の１　稲城市地域振興プラザ２階

３　指定の期間

令和９年４月１日から令和14年３月31日まで

議案概要説明書

議案番号	第95号	担当課	産業文化スポーツ部観光課
件名	いなぎ発信基地ペアテラスの指定管理者の指定について		

【概　　要】

本案は、いなぎ発信基地ペアテラスの指定管理者の指定期間が令和９年３月31日付けで満了するため、以後の期間の指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第６項及びいなぎ発信基地ペアテラス条例（平成27年稲城市条例第22号）第８条の規定により、議会の議決を求めるものです。

【施設概要】

１　名　　称　いなぎ発信基地ペアテラス

２　所 在 地　東京都稲城市東長沼516番地の２

３　設置年月　平成28年４月

【特命理由】

一般社団法人稲城市観光協会は、平成31年度から継続していなぎ発信基地ペアテラスの管理運営に当たっており、これまでに蓄積した実績、知識及び運営のノウハウを活用することで、その設置目的を効率的かつ効果的に達成することができます。

また、商工業、農業、スポーツ、鉄道事業、宿泊事業その他の様々な業種の関係者が所属しており、これら民間事業者のアイデアを取り込み、管理運営事業に活用することで、効率的かつ効果的な観光施策を打ち出すことが可能であることを勘案すると、同法人が引き続き管理運営に当たる必要があります。

【選定結果等】

１　選定日　令和８年10月６日

２　候補者　名　称　一般社団法人稲城市観光協会

代表者　代表理事　徳尾　和彦

所在地　東京都稲城市東長沼2112番地の１　稲城市地域振興プラザ２階

３　指定の期間　令和９年４月１日から令和14年３月31日まで

第96号議案

稲城市重症心身障害児（者）等通所施設の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和８年11月26日

提出者　稲城市長　髙　橋　勝　浩

（提案理由）

稲城市重症心身障害児（者）等通所施設の指定管理者の指定期間が令和９年３月31日付けで満了するため、以後の期間の指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第６項及び稲城市重症心身障害児（者）等通所施設条例（令和５年稲城市条例第10号）第13条の規定により、本案を提出する。

稲城市重症心身障害児（者）等通所施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項及び稲城市重症心身障害児（者）等通所施設条例（令和５年稲城市条例第10号）第４条の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

１　公の施設の名称及び所在地

名　称　稲城市重症心身障害児（者）等通所施設

所在地　東京都稲城市大丸607番地の２

２　指定管理者の名称、代表者及び所在地

名　称　一般社団法人Ｌｉｆｅ　ｉｓ

代表者　代表理事　影近　卓大

所在地　東京都多摩市永山二丁目14番地の６　アドラブールＫ202号室

３　指定の期間

令和９年４月１日から令和14年３月31日まで

議案概要説明書

議案番号	第96号	担当課	福祉部障害福祉課
件名	稲城市重症心身障害児（者）等通所施設の指定管理者の指定について		

【概　　要】

本案は、稲城市重症心身障害児（者）等通所施設の指定管理者の指定期間が令和９年３月31日付けで満了するため、以後の期間の指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第６項及び稲城市重症心身障害児（者）等通所施設条例（令和５年稲城市条例第10号）第13条の規定により、議会の議決を求めるものです。

【施設概要】

１　名　　称　稲城市重症心身障害児（者）等通所施設

２　所 在 地　東京都稲城市大丸607番地の２

３　設置年月　令和６年４月

【特命理由】

一般社団法人Ｌｉｆｅ　ｉｓは、令和６年から継続して稲城市重症心身障害児（者）等通所施設の管理運営に当たっており、これまでに蓄積した実績、知識及び運営のノウハウを活用することで、その設置目的を効率的かつ効果的に達成することができます。

また、障害福祉施設運営の実績を十分に有していることを勘案すると、同法人が引き続き管理運営に当たる必要があります。

【選定結果等】

１　選定日　令和８年９月30日

２　候補者　名　称　一般社団法人Ｌｉｆｅ　ｉｓ

代表者　代表理事　影近　卓大

所在地　東京都多摩市永山二丁目14番地の６　アドラブールＫ202号室

３　指定の期間　令和９年４月１日から令和14年３月31日まで

第97号議案

稲城市発達支援センター分室の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和８年11月26日

提出者　稲城市長　髙　橋　勝　浩

（提案理由）

稲城市発達支援センター分室の指定管理者の指定期間が令和９年３月31日付けで満了するため、以後の期間の指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第６項及び稲城市発達支援センター条例（平成25年稲城市条例第９号）第13条の規定により、本案を提出する。

稲城市発達支援センター分室の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項及び稲城市発達支援センター条例（平成25年稲城市条例第９号）第４条の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

１　公の施設の名称及び所在地

名　称　稲城市発達支援センター分室

所在地　東京都稲城市大丸607番地の２

２　指定管理者の名称、代表者及び所在地

名　称　社会福祉法人正夢の会

代表者　理事長　山本　あおひ

所在地　東京都稲城市若葉台四丁目32番地の３

３　指定の期間

令和９年４月１日から令和14年３月31日まで

議案概要説明書

議案番号	第97号	担当課	福祉部障害福祉課
件名	稲城市発達支援センター分室の指定管理者の指定について		

【概　　要】

本案は、稲城市発達支援センター分室の指定管理者の指定期間が令和９年３月31日付けで満了するため、以後の期間の指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第６項及び稲城市発達支援センター条例（平成25年稲城市条例第９号）第13条の規定により、議会の議決を求めるものです。

【施設概要】

１　名　　称　稲城市発達支援センター分室

２　所 在 地　東京都稲城市大丸607番地の２

３　設置年月　令和６年４月

【特命理由】

社会福祉法人正夢の会は、令和６年から継続して稲城市発達支援センター分室の管理運営に当たっており、これまでに蓄積した実績、知識及び運営のノウハウを活用することで、その設置目的を効率的かつ効果的に達成することができます。

また、稲城市発達支援センター（既存施設）運営事業の委託事業者であり、その分室の運営に当たっては、既存施設と密に連携したきめ細やかな発達支援を実施していること、及び市内外において児童発達支援事業等の実績を十分有していることを勘案すると、同法人が引き続き管理運営に当たる必要があります。

【選定結果等】

１　選定日　令和８年９月30日

２　候補者　名　称　社会福祉法人正夢の会

代表者　理事長　山本　あおひ

所在地　東京都稲城市若葉台四丁目32番地の３

３　指定の期間　令和９年４月１日から令和14年３月31日まで

第98号議案

稲城市健康プラザの指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和８年11月26日

提出者　稲城市長　髙　橋　勝　浩

（提案理由）

稲城市健康プラザの指定管理者の指定期間が令和９年３月31日付けで満了するため、以後の期間の指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第６項及び稲城市健康プラザ条例（平成23年稲城市条例第13号）第16条第１項の規定により、本案を提出する。

稲城市健康プラザの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項及び稲城市健康プラザ条例（平成23年稲城市条例第13号）第３条の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

１　公の施設の名称及び所在地

名　称　稲城市健康プラザ

所在地　東京都稲城市大丸1171番地

２　指定管理者の名称、代表者及び所在地

名　称　株式会社オーエンス

代表者　代表取締役　大木　一雄

所在地　東京都中央区銀座四丁目12番15号

３　指定の期間

令和９年４月１日から令和14年３月31日まで

議案概要説明書

議案番号	第98号	担当課	福祉部健康課
件名	稲城市健康プラザの指定管理者の指定について		

【概　　要】

本案は、稲城市健康プラザの指定管理者の指定期間が令和９年３月31日付けで満了するため、以後の期間の指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第６項及び稲城市健康プラザ条例（平成23年稲城市条例第13号）第16条第１項の規定により、議会の議決を求めるものです。

【施設概要】

１　名　　称　稲城市健康プラザ

２　所 在 地　東京都稲城市大丸1171番地

３　設置年月　平成24年４月

【選定理由】

株式会社オーエンスは、平成24年から継続して稲城市健康プラザの管理運営に当たっており、これまでに蓄積した実績、知識及び運営のノウハウを活用することで、その設置目的を効率的かつ効果的に達成することができます。

また、株式会社オーエンスの経営姿勢及び運営実施体制が安定していることを勘案すると、同法人が引き続き管理運営に当たる必要があります。

【選定結果等】

１　公募日　令和８年６月15日

２　応募者数　１者

３　選定日　令和８年９月28日

４　候補者　名　称　株式会社オーエンス

代表者　代表取締役　大木　一雄

所在地　東京都中央区銀座四丁目12番15号

５　指定の期間　令和９年４月１日から令和14年３月31日まで

第99号議案

調停の申立て及び訴えの提起について

上記の議案を提出する。

令和８年11月26日

提出者　稲城市長　髙　橋　勝　浩

（提案理由）

稲城市発達支援センター分室の床の不具合に伴う損害賠償に関し、設計業務委託契約及び工事監理業務委託契約の約款に定める紛争解決手続に基づき調停の申立てを行い、及び調停不成立等の場合においては訴えの提起を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第12号の規定により、本案を提出する。

調停の申立て及び訴えの提起について

稲城市発達支援センター分室の床の不具合に伴う損害賠償に関し、次のとおり調停の申立て及び訴えの提起を行う。

1　調停の相手方

東京都新宿区西新宿六丁目14番１号　新宿グリーンタワービル21Ｆ

株式会社土屋建築研究所

2　調停の目的の価額　38,473,416円

3　調停の要旨

相手方に対し、床改修工事費32,794,300円、床改修工事設計委託費1,067,000円、応急修繕費484,000円、建物原因調査費260,700円及び施設運営損害費3,867,416円の合計38,473,416円を支払うことを求める。

4　調停の理由

稲城市は、稲城市発達支援センター分室整備工事に関し、株式会社土屋建築研究所との間で、令和４年度に設計業務委託契約を、令和５年度に工事監理業務委託契約をそれぞれ締結した。

しかし、当該工事完了後に床に不具合が生じたため、原因調査を実施したところ、相手方の設計業務及び工事監理業務に過失があったことが判明した。

これにより稲城市は、床の不具合を改善するために要した床改修工事費等の損害を被ったことから、相手方に対し当該費用の支払を求めたが、相手方がこれに応じないため、両契約の約款に定める紛争解決手続に基づき調停の申立てを行うものである。

5　調停不成立等の場合の方針

⑴　調停が成立しなかった場合又は調停において目的を達することができなかった場合は、相手方に対し、調停の要旨に掲げる支払を求める訴えの提起を行う

ものとする。

⑵　判決の結果、必要があると認めるときは、上訴するものとする。

6　補足事項

裁判所から、相手方が調停の要旨に掲げる支払を求める額の全額を支払う旨の和解案の提示があり、その内容を妥当と認めるときは、和解するものとする。

議案概要説明書

議案番号	第99号	担当課	都市建設部建築保全課、福祉部障害福祉課
件名	調停の申立て及び訴えの提起について		

【概　　要】

本案は、稲城市発達支援センター分室の床の不具合に伴う損害賠償に関し、設計業務委託契約及び工事監理業務委託契約の約款に定める紛争解決手続に基づき調停の申立てを行い、及び調停不成立等の場合においては訴えの提起を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第12号の規定により、議会の議決を求めるものです。

【調停の相手方】

東京都新宿区西新宿六丁目14番１号　新宿グリーンタワービル21Ｆ

株式会社土屋建築研究所

【調停の要旨】

相手方に対し、床改修工事費32,794,300円、床改修工事設計委託費1,067,000円、応急修繕費484,000円、建物原因調査費260,700円及び施設運営損害費3,867,416円の合計38,473,416円を支払うことを求めます。

【調停の理由】

稲城市は、稲城市発達支援センター分室整備工事に関し、株式会社土屋建築研究所との間で、令和４年度に設計業務委託契約を、令和５年度に工事監理業務委託契約をそれぞれ締結しました。

しかし、当該工事完了後に床に不具合が生じたため、原因調査を実施したところ、相手方の設計業務及び工事監理業務に過失があったことが判明しました。

これにより稲城市は、床の不具合を改善するために要した床改修工事費等の損害を被ったことから、相手方に対し当該費用の支払を求めたが、相手方がこれに応じないため、両契約の約款に定める紛争解決手続に基づき調停の申立てを行うものです。

【調停不成立等の場合の方針】

⑴　調停が成立しなかった場合又は調停において目的を達することができなかった場合は、相手方に対し、調停の要旨に掲げる支払を求める訴えの提起を行うものとします。

⑵　判決の結果、必要があると認めるときは、上訴するものとします。